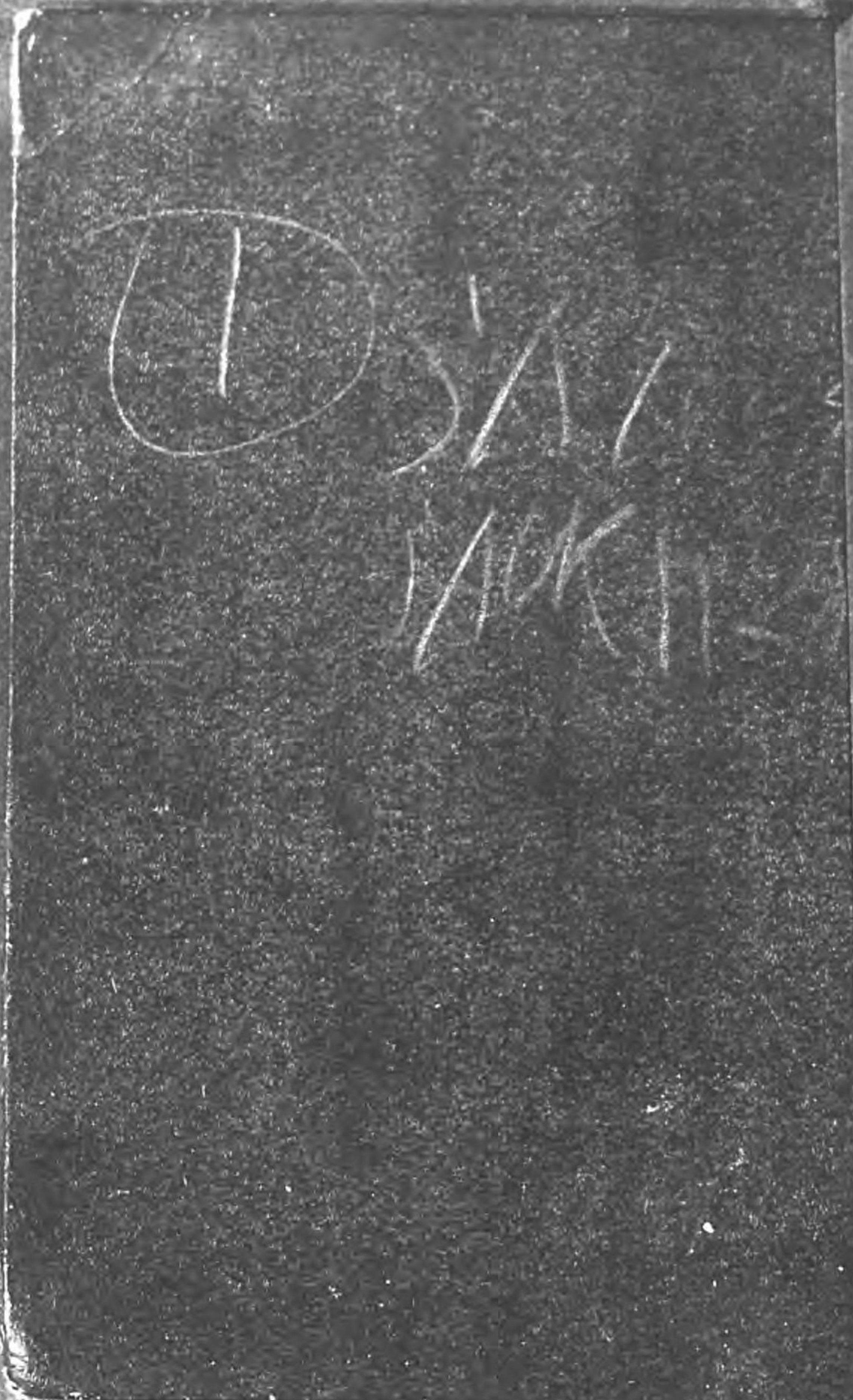


Doc. 2479 Evid

Folder 21

(4)



7022479

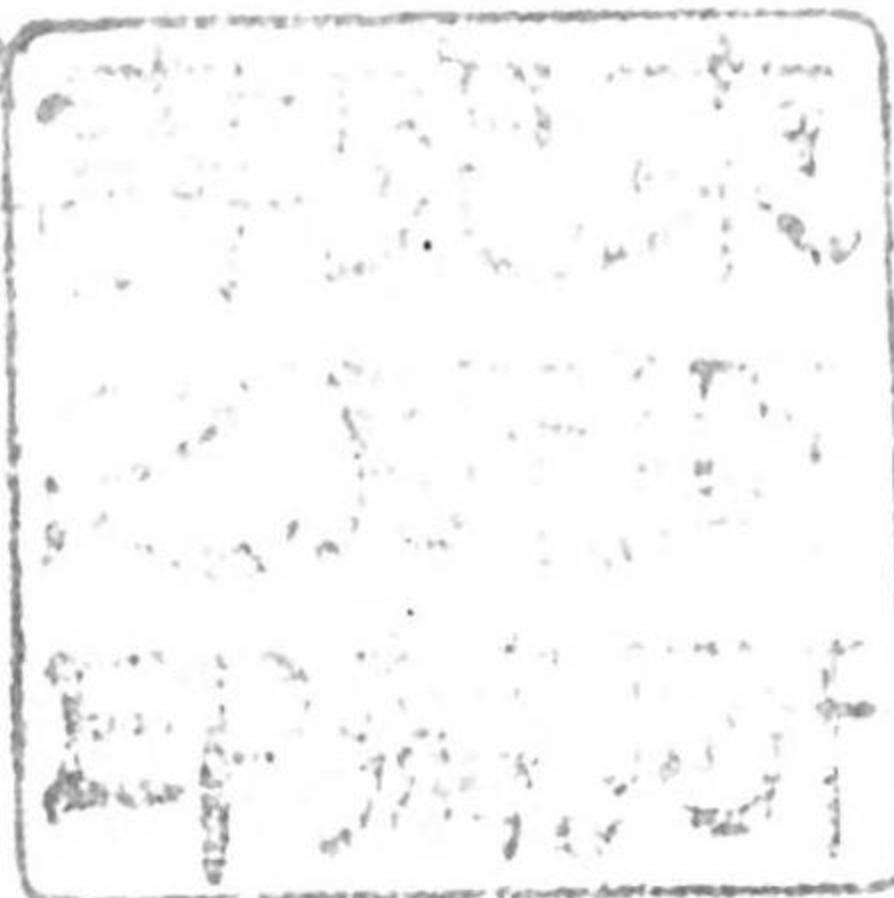
B-1482

No. _____	Proj. No. _____
S. A. No. <u>100440</u>	S. A. No. _____
Sack No. <u>28</u>	Sack No. _____
Item No. <u>1</u>	Item No. _____

2479
近 最 國際法 及 外交資料

法學博士 松原一雄編

東京書肆 育成洞



64002

はしがき

本書は大東亜戦争の勃發と直接又は間接の關係を有し、而かもその前後に於て發生せる各種の國際的事實殊に國際法上及外交上の諸事項に關聯せる條約其他の文書、文獻を蒐集するを主たる目的としたものである。

尤も右の諸事項についての研究に必要な條約などは比較的古いものでも——例へば巴里宣言・海牙條約の如き——輯錄した。從て稿成つて顧みるとき一般國際法關係の重なる條約は總て網羅してあると云ふも過言ではないことになつた。

本書は元來資料の輯錄であつて、その説明ではないが、資料自身説明なるものも尠くないことは讀者の首肯せられる所であらう。

昭和十七年五月

編

者

目 次

第一編 外 交 關 係

第一 大東亞戰爭の開始

一頁

- | | |
|---|---|
| 一、政 府 聲 明 | 一 |
| 二、日 米 交渉 經 過 | 三 |
| 三、帝 國 政 府 の 對 米 覚 書 | 八 |
| 四、議 會 に 於 け る 東 鄕 外 務 大 臣 演 說 | 四 |
| 五、米 國 及 英 帝 國 以 外 の 對 日 宣 戰 (國 交 斷 絶) 國 一 覧 表 | 八 |

第二 同 盟 條 約

九

第七 東條内閣總理大臣の議會演說

八頁

〔参考〕東郷外務大臣の議會演說……………全

〔参考一〕帝國の共榮圈建設方針……………八

〔参考二〕最近の日ソ關係……………九

〔参考三〕和蘭に對する帝國政府聲明……………九

〔参考四〕東條首相對印方針再闡明……………九

〔参考五〕近衛内閣基本國策要綱……………九

〔附錄第一〕英米共同宣言……………九

〔附錄第二〕支那に關する九國條約……………九

第二編 國際法關係

第一 香港沿岸封鎖宣言

九

〔参考〕巴里宣言……………九

第二 帝國海戰法規

九

二

〔参考〕倫敦宣言……………三七

三七頁

〔附記〕淺間丸問題に關する有田外務大臣の議會に於ける説明……………三七

第三 帝國海戰法規の一部變更

三

第四 捕獲審檢及俘虜取扱等に關する國內法規

三

捕獲審檢令中改正……………三

捕獲審檢所及高等捕獲審檢所開設に關する件……………三

捕獲審檢令中改正……………三

戰時禁制品に關する海軍省告示……………三

俘虜收容所條例改正……………三

俘虜郵便官制……………三

俘虜郵便規則中改正……………三

俘虜宛贈與品等無貨運送取扱……………三

俘虜給與規則……………三

〔参考〕俘虜の待遇に關する條約……………三

第五 敵 產 管 理

八六頁

一、敵 產 管 理 法

八六

二、敵 產 管 理 法 施 行 令

八七

三、敵 產 管 理 法 施 行 規 則

八八

四、敵 產 管 理 法 を 朝 鮮、臺 澳 及 檍 太 に 施 行 す る の 件

八九

五、南 洋 群 島 に 於 け る 敵 產 の 管 理 に 關 す る 件

九〇

六、關 東 州 敵 產 管 理 令

九一

七、敵 國 の 告 示

九二

〔附記〕敵 產 管 理 法 案 議 會 提 案 理 由 說 明 書

九三

第六 占 領 地 軍 政

九四

マ ニ ラ の 治 安 維 持 其 他 に 關 す る 取 極

九五

第七 ヘ ー グ 條 約

九六

國 際 紛 爭 平 和 的 處 理 條 約

九七

契 約 上 の 債 務 回 收 の 為 に す る 兵 力 使 用 の 制 限 に 關 す る 條 約

九八

開 戰 に 關 す る 條 約

三八頁

(參 考) 獨 逸 に 對 す る 英 の 最 後 通 談

二〇

陸 戰 の 法 規 慣 例 に 關 す る 條 約

二一

(條 約 附 屬 書) 陸 戰 の 法 規 慣 例 に 關 す る 規 則

二二

陸 戰 の 場 合 に 於 け る 中 立 國 及 中 立 人 の 權 利 義 務 に 關 す る 條 約

二三

開 戰 の 際 に 於 け る 敵 の 商 船 取 扱 に 關 す る 條 約

二四

商 船 を 軍 艦 に 變 更 す る こ と に 關 す る 條 約

二五

自 動 觸 發 海 底 水 雷 の 敷 設 に 關 す る 條 約

二六

戰 時 海 軍 力 を 以 て す る 砲 擊 に 關 す る 條 約

二七

「ジ ェ ネ ヴ ィ」條 約 の 原 則 を 海 戰 に 應 用 す る 條 約

二八

海 戰 に 於 け る 捕 獲 權 行 使 の 制 限 に 關 す る 條 約

二九

海 戰 の 場 合 に 於 け る 中 立 國 の 権 利 義 務 に 關 す る 條 約

二一

第 二 回 萬 國 平 和 會 議 最 終 決 議 書

二二

第八 赤 十 字 條 約

二三

(參 考一) 「大 本 航 發 表」我 痘 院 船 の 撃 沈

二四

(參 考二) 「新聞 記 事」赤 十 字 旗 の 下 で 衛 生 兵 が 砲 擊 の 観 測

二五

第九 空 戰 法 規

一頁

- ヘーネ空戰法規（空戰に關する規則）（案） 元
戰時無線通信取締規則（案） 元

第十（参考）中立關係

元

- 一、バナマ宣言 元
二、根據地租賃に關する英米協定 三〇
三、米國の所謂武器貸與法 三一
四、米國の所謂中立法 三二

第十一 英國の公布せる獨貨拿捕令

元

第十二 休 戰 條 約

元

獨佛間休戰條約

元

第十三（参考）講 和 條 約

元

- 一、日清講和條約 三二
二、日露講和條約 三三
三、「ヴェルサイユ」條約抜萃 三五

第十四 日本の聯盟脱退出願

元

脫退通告文

元

國際聯盟諸機關との協力終止に關する通告文

元

（参考一）國際聯盟規約

元

（参考二）不 戰 條 約

元

（参考三）日本の委任統治條項

元

第十五 日葡間航空協定

元

〔參照〕國際航空條約

元

〔参考〕軍用航空機の相互通過に關する米墨協定

元

第十六 永代借地制の解消

元

第十七 帝國の利益保護國

元

追録

(追録第一) 日佛及泰間了解に關する議定書	四〇頁
一、保障及政治的了解に關する日佛間議定書	四〇
二、保障及政治的了解に關する日泰間議定書	四三
三、國境劃定に關する議定書	四三
四、非武装履行に關する議定書	四五
(追録第二) 第二回「アメリカ」諸共和國會議に於ける相互援助及協力に關する宣言	四七
(追録第三) 敵國共同宣言	四八

第一編 外交關係

第一 大東亞戰爭の開始

一、政 府 聲 明

(昭和十六年十二月八日正午十二時發表)

恭シク宣戰ノ大詔ヲ奉戴シ茲ニ中外ニ宣明ス。抑々東亞ノ安定ヲ確保シ、世界平和ニ貢獻スルハ、帝國不動ノ國是ニシテ、列國トノ友誼ヲ教クシ、此ノ國是ノ完遂ヲ圖ルハ、帝國ガ以テ國交ノ要義ト爲ス所ナリ。

然ルニ、曩ニ中華民國ハ、我眞意ヲ解セズ、徒ラニ外力ヲ恃ンデ、帝國ニ挑戦シ來リ、支那事變ノ發生ヲ見ルニ至リタルガ、御稟威ノ下、皇軍ノ向フ所敵ナク、既ニ支那ハ、重要地點悉ク我手ニ歸シ、同憂具眼ノ士國民政府ヲ更新シテ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ビ、友好列國ノ國民政府ヲ承認スルモノ已ニ十一ヶ國ノ多キニ及ビ、今ヤ重慶政權ハ、奥地ニ殘存シテ無益ノ抗戦ヲ續クルニ過ギズ、然レドモ英米

兩國ハ東亞ヲ永久ニ隸屬的地位ニ置カントスル頑迷ナル態度ヲ改ムルヲ欲セズ、百方支那事變ノ收結ヲ妨碍シ、更ニ蘭印ヲ使嗾シ、佛印ヲ脅威シ、帝國ト泰國トノ親交ヲ裂カムガ爲、策動至ラザルナシ、仍チ帝國ト之等南方諸邦トノ間ニ共榮ノ關係ヲ増進セムトスル自然的要求ヲ阻害スルニ寧日ナシ。其ノ狀恰モ帝國ヲ敵視シ帝國ニ對スル計畫の攻撃ヲ實施シツツアルモノノ如ク、遂ニ無道ニモ、經濟斷交ノ舉ニ出ヅルニ至レリ。凡ソ交戰關係ニ在ラザル國家間ニ於ケル經濟斷交ハ、武力ニ依ル挑戦ニ比スベキ敵對行為ニシテ、ソレ自體歎過シ得ザル所トス、然モ兩國ハ更ニ與國ヲ誘引シテ帝國ノ四邊ニ武力ヲ増強シ、帝國ノ存立ニ重大ナル脅威ヲ加フルニ至レリ。

帝國政府ハ、太平洋ノ平和ヲ維持シ、以テ全人類ニ戰禍ノ波及スルヲ防止セムコトヲ願念シ、敍上ノ如ク帝國ノ存立

ト東亞ノ安定トニ對スル脅威ノ激甚ナルモノアルニ拘ラズ、隱忍自重八ヶ月ノ久シキニ瓦リ、米國トノ間ニ外交交渉ヲ重ネ、米國ト其ノ背後ニ在ル英國並ニ此等兩國ニ附和スル諸邦ノ反省ヲ求メ、帝國ノ生存ト權威トノ許ス限り、互讓ノ精神ヲ以テ事態ノ平和的解決ニ努メ、盡ス可キヲ盡シ、爲ス可キヲ爲シタリ。然ルニ米國ハ、徒ラニ架空ノ原則ヲ弄シテ東亞ノ明々白タル現實ヲ認メズ、其ノ物的勢力ヲ恃ミテ帝國ノ眞ノ國力ヲ悟ラズ、與國ト共ニ露ハニ武力ノ脅威ヲ增大シ、以テ帝國ヲ屈從シ得ベシトナス。斯クテ平和的手段ニ依リ、米國並ニ其ノ與國ニ對スル關係ヲ調整シ、相携ヘテ太平洋ノ平和ヲ維持セムトスル希望ト方途トハ全タ失ハレ、東亞ノ安定ト帝國ノ存立トハ方ニ危殆ニ瀕セリ。事茲ニ至ル。遂ニ米國及英國ニ對シ宣戰ノ大詔ハ渙發セラレタリ。聖旨ヲ奉體シテ洵ニ恐懼感激ニ堪エズ。我等臣民一億鐵石ノ團結ヲ以テ蹶起勇躍シ、國家ノ總力ヲ擧ゲテ征戰ノ事ニ從ヒ、以テ西亞ノ権柄ヲ永久ニ芟除シ、聖旨ニ應ヘ率ルベキノ秋ナリ。

ニ萬遺憾ナキヲ誓ヒ、進ンデ征戰ノ目的ヲ完遂シ以テ聖慮ヲ永遠ニ安ンジ奉ラムコトヲ期セザルベカラズ。

二、日米交渉經過

(昭和十六年十二月八日外務省公表)

一、日米間ノ交渉ハ本年春頃ヨリ華盛頓ニ於テ開始セラレ四月中旬米國政府ヨリ非公式試案ノ提示アリタルカ右提案ノ内容ハ(一)兩國ノ抱懷スル國際觀念及國家觀念(二)歐洲戰爭ニ對スル態度(三)支那事變ニ對スル態度(四)日米兩國間ノ通商(五)太平洋地域ニ於ケル經濟活動(六)太平洋地域ノ政治的安定(七)比律賓中立化等ノ項目ヲ含ミ之ヲ太平洋全般ノ問題ニ關スル一般的協定ノ基礎タラシメントセルモノナリ本案ニハ日本政府ニ於テ受諾シ得サル幾多ノ點アリ同案中米國政府ハ日獨

惟フニ世界萬邦ヲシテ各々其ノ處ヲ得シムルノ 大詔ハ、炳トシテ日星ノ如シ。帝國ガ日滿華三國ノ提携ニ依リ、共榮ノ實ヲ擧ゲ、進ンデ東亞興隆ノ基礎ヲ築カムトスルノ方針ハ固ヨリ渝ル所ナク、又帝國ト志向ヲ同ジウスル獨伊兩國ト盟約シテ、世界平和ノ基調ヲ劃シ、新秩序ノ建設ニ邁進スルノ決意ハ、益々牢固タルモノアリ。而シテ、今次帝國ガ南方諸地域ニ對シ、新ニ行動ヲ起スノ已ムヲ得ザルニ至ル、何等其ノ住民ニ對シ敵意ヲ有スルモノニアラズ。只英米ノ暴政ヲ排除シテ東亞ヲ明朗本然ノ姿ニ復シ、相携ヘテ共榮ノ樂ヲ頌タント冀念スルニ外ナラズ。帝國ハ之等住民ガ、我ガ眞意ヲ諒解シ、帝國ト共ニ、東亞ノ新天地ニナル發足ヲ期スベキヲ信ジテ疑ハサルモノナリ。

今ヤ皇國ノ隆替、東亞ノ興廢ハ此ノ一舉ニ懸レリ。全國民ハ今次征戰ノ淵源ト使命トニ深ク思ヲ致シ、苟モ驕ルコトナク、又怠ルコトナク、克タ竭シ克ク耐ヘ、以テ我等祖先ノ遺風ヲ顯彰シ、難關ニ逢フヤ必ズ國家興隆ノ基ヲ啓キシ我等祖先ノ赫々タル史績ヲ仰ギ、雄渾深遠ナル皇謨ノ翼賛リ

的壓迫ヲ加ヘ來レルカ帝國ハ依然平和解決ノ希望ニ促サレ八月近衛首相ヨリ「ローズベルト」大統領ニ對シ「メツセーデ」ヲ以テ帝國政府ノ平和的意圖ヲ開陳スルト共ニ危局救濟ノ爲ニハ一刻モ速ニ兩國首腦者會合ノ必要ナル所以ヲ申送リタリ、之ニ對シ米國ハ主義上贊意ヲ表シタルモ交渉中ノ懸案特ニ三國條約問題、在支日本軍隊駐留問題及國際通商無差別待遇問題ニ關シ先ツ合意成立スルニ非サレハ之ヲ實行ニ移シ難シトノ態度ヲ固執シ且前記六月案ヲ固持シテ讓歩セサリシニ依リ我方ハ九月六日局面打開案ヲ提示シ次テ同二十五日ニ至リ之等我方ノ主張ニ前記米國側六月案ヲ參照セル新案ヲ提出シ交渉ヲ重ねタルカ十月一日米國ハ豫テ其ノ國際關係ノ基準トシテ固持シ來レル四原則即チ（一）一切ノ國家ノ領土保全及主權尊重（二）他國ノ内政不干涉（三）通商上ノ無差別待遇（四）平和手段ニ依ルノ外太平洋ニ於ケル現状ノ不變更ナル諸原則ノ適用ニ關スル帝國ノ意圖茲ニ前記三問題ニ關シ帝國政府ノ見解ヲ更ニ明示セシコトヲ要求シ交

涉ハ之カ爲難關ニ達着スルニ至リ遂ニ停頓ノ儘十月中旬第三次近衛内閣ハ挂冠セリ
斯クノ如ク兩國ノ見解對立ヲ來シタル所以ノモノハ米國カ國際關係處理ニ付獨善的見解ニ立脚セル架空ノ原則的理念ヲ強硬ニ固執シ東亞ノ實情ヲ顧ミス之ヲ其儘支那其他ニ適用ゼンコトヲ主張シ居ルコトニ起因スルモノニシテ米國ニシテ右ノ態度ヲ固持スルニ於テハ本交渉ノ妥結ハ極メテ困難ナル狀況ニアリタリ

三、現内閣ニ於テハ太平洋ノ平和ヲ顧念スル爲交渉ヲ繼續スルコトニ決シ公正ナル基礎ニ於テ妥結ヲ圖ラントスル見地ヨリ當時交渉ノ主要問題タリシ三事項ニ付（一）三國條約ニ關聯スル自衛權問題ニ付テハ米國ニ於テ自衛權ノ觀念ヲ濫ニ擴大セサル旨明確ニスルコトヲ要求シ（二）通商上ノ無差別待遇原則ニ付テハ右原則カ全世界ニ適用セラルニ於テハ右カ支那ヲ含ム全太平洋地域ニ適用セラルコトニ異議ナキコトトシ（三）撤兵問題ニ付テハ支那事變ノ爲支那ニ派遣セラレタル日本軍隊ノ一部ハ日

支間平和成立後一定地域ニ所要期間駐屯スヘク爾餘ノ軍隊ハ平和成立ト同時ニ日支間協定ニ從ヒ撤去ヲ開始シ治安確立ト共ニ撤去スヘク又佛印ニ派遣セラレ居ル軍隊ハ支那事變解決スルカ又ハ公正ナル東亞ノ平和確立スルニ於テハ直ニ之ヲ撤去スヘシトノ案ヲ得右案ニヨリ交渉ヲ續行セリ此ノ間政府ハ日米交渉成立ノ際ハ關係事項ニ付英國其他ノ諸國トモ同時ニ了解ノ成立方米國側ニ於テ斡旋スヘキコトヲ要望シ尙本件交渉ニ付萬全ノ努力ヲ拂ハシカ爲來栖大使ヲ米國ニ急派シ野村大使ヲ援助セシムルコトトセリ

右希望ノ實現ニ順應シテ支那ニ對シテモ同原則ノ適用ヲ承認ストノ趣旨ヲ答フルト共ニ右共同宣言案ニ付テハ支那共同開發提案ハ支那國際管理ノ端緒トナル處アルヲ以テ受諾シ難キコトヲ述ヘ米國側ニ撤回ヲ求メタリ

四、十一月十七日以來野村大使ハ來栖大使ト共ニ大統領及國務長官ト會見ヲ重ね交渉急速妥結ノ要アルコトヲ力説セル處大統領ハ支那問題ニ付テハ日支間和平ノ「紹介者」タルノ用意アリト述ヘ又國務長官ハ帝國カ獨逸ト提携シ居ル限リ日米交渉ハ至難ナルヲ以テ先ツ此ノ根本的困難ヲ除去スル必要アル旨ヲ強調シ兩三回ニ亘り論議ヲ重ねタルモ難關ハ依然トシテ三國條約、國際通商無差別待遇問題及支那問題ニ在ルコト明カトナルヲ以テ帝國政府ハ兩國國交ノ破綻ヲ回避スル爲最善ノ努力ヲ竭サントスル考慮ニ基キ権要且緊急ノ問題ニ付公正ナル妥結ヲ圓ル爲十一月二十日左ノ新提案ヲ提出セリ

一、日米兩國政府ハ孰レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス

二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得カ保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
四、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ヲ出テサルヘシ

五、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨ヲ約ス
日本國政府ハ本了解成立セハ現ニ南部佛領印度支那ニ駐屯中ノ日本軍ハ之ヲ北部佛領印度支那ニ移駐スルノ用意アルコトヲ聞明ス

右ニ對シ國務長官ハ帝國カ三國條約トノ關係ヲ明カニシ平和政策採用ヲ確言スルニ非サレハ右第四項ヲ受諾シ援蔣行為ヲ停止スルコト不可能ナリト云ヒ又大統領ノ所謂日支間和平ノ「紹介者」タラントノ提案モ日本ノ平和政策採用ヲ前提トスルモノナル旨ヲ述ヘ第四項ニ付大ナル

難色ヲ示シタルヲ以テ我方ハ兩大使ヲシテ國務長官ニ對シ大統領ノ紹介ニ依リ日支直接交渉開始セラルル場合和平ノ紹介者タル米國カ依然接蔣行為ヲ繼續セントスルハ平和成立ヲ妨害スルモノニシテ其態度ニ矛盾アルコトヲ指摘シ米國政府ノ反省ヲ要請セシメタリ

五、然ルニ此間米國政府ハ英滙蘭及重慶代表ト協議スル所アリ十一月二十二日國務長官ハ兩大使ニ對シ南部佛印ヨリノ撤兵ノミニテハ南太平洋方面ノ急迫セル情勢ヲ緩和スルニ足ラストスル旨竝ニ大統領ノ所謂日支間ノ紹介ハ時機未タ熟セスト思考スル旨ヲ述ヘタリ

米國政府ハ其後モ前記諸代表ト協議ヲ重ネ居リタルカ二十六日國務長官ハ兩大使ニ對シ二十日ノ我提案ニ付テハ慎重研究ヲ加ヘ關係國トモ協議セルモ遺憾乍ラ同意シ難シトテ今後ノ交渉ノ基礎案トシテ大要左ノ如キ案ヲ提出セリ即チ

一、日米相互間ニ於テ實際ニ適用スヘキ根本的原則トシテ政治關係ニ於テハ前述ノ四原則ヲ再述セルカ唯其ノ

中第四點ヲ紛爭ノ防止及平和的解決並ニ平和的方法及手續ニ依ル國際狀勢改善ノ為國際協力及國際調停邏據ノ原則ト改メ經濟關係ニ於テハ主トシテ前記政治的原

則ノ第三通商上ノ機會均等及平等待遇ノ原則ヲ敷衍シ一、日米兩國政府ノ採ルヘキ措置トシテ

(イ) 日米兩國政府ハ英、蘭、支、蘇、泰ト共ニ多邊的不可侵條約ノ締結ニ努ム

(ロ) 日米兩國政府ハ日、米、英、支、蘭、泰國政府トノ間ニ佛印ノ領土主權ヲ尊重シ佛印ノ領土主權力脅威サルル場合必要ナル措置ニ關シ即時協議スヘキ協定ノ締結ニ努ム

右協定締結國ハ佛印ニ於ケル貿易及經濟關係ニ於テ特惠待遇ヲ排除シ平等ノ原則確保ニ努ム

(ハ) 日本政府ハ支那及佛印ヨリ一切ノ軍隊(陸、海、空及警察)ヲ撤收スヘシ

(ニ) 兩國政府ハ重慶政府ヲ除ク如何ナル政權ヲモ軍事的、政治的、經濟的ニ支持セス

(ホ) 兩國政府ハ支那ニ於ケル治外法權(租界及團匪議定書ニ基ク權利ヲ含ム)ヲ拋棄シ他國ニモ同様ノ措置ヲ慾望スヘシ

(ヘ) 兩國政府ハ互惠的最惠國待遇及通商障壁低減ノ主義ニ基ク通商條約締結ヲ商議スヘシ(生絲ハ自由品目ニ置ク)

(ト) 兩國政府ハ相互ニ資產凍結令ヲ廢止ス

(チ) 圓弗爲替安定ニ付協定シ兩國夫々半額宛資金ヲ供給ス

(リ) 兩國政府ハ第三國ト締結シ居ル如何ナル協定モ本協定ノ根本目的即太平洋全地域ノ平和確保ニ矛盾

スルカ如ク解釋セラレサルコトニ付同意ス

(ヌ) 以上ノ諸原則ヲ他國ニモ慾望スルコトヲ提案セリ

右ニ付兩大使ハ其ノ不當ナルヲ指摘シ強硬ナル應酬ヲナセルカ國務長官ハ讓歩ノ色ヲ示サス越エテ二十七日大統領ハ兩大使ニ對シ今猶日米交渉ノ妥結ヲ希望セサ

ルニ非ルモ暫定的方法ニ依リ局面打開ヲ計ルハ兩國ノ根本主義方針カ一致セサル限り結局無效ト思考スル旨ヲ述ヘタリ、依テ帝國政府ハ米國ニ對シ十一月二十日ノ我方提案ハ最モ公正ナル基礎ニ於テ從來ノ彼我主張ヲ充分考慮ノ上作成セラレタルモノナルニモ拘ラス米國力之ニ同意スルヲ得スト爲シ東亞ノ現實ヲ無視セル新案ヲ提出シ殊ニ支那問題ニ關シ其ノ態度ヲ豹變セルハ米國ノ誠意ヲ疑ハシムモノナルニ付米國側ニ於テ反省センコトヲ要求セルカ國務長官ハ從來ノ態度ヲ固執スルノミニテ交渉ノ本質的問題ニ付更ニ商議ヲ進メントスル色ナク越エテ十二月二日ニ至リ「ウエルズ」次官ハ大統領ノ命ナリトテ情報ニヨレハ最近佛印方面ニ於テ日本軍隊ノ移動增强行ハレ居レリトテ右ニ關スル帝國ノ眞意ヲ照會越シタリ依テ帝國政府ハ右ハ最近佛印ト支那トノ國境附近ニ於テ支那軍カ頻リニ蠢動シ居ルニ鑑ミ之ニ備ヘンカ爲北部佛印ニ於テ一部兵力ノ増強ヲ行ヒタルモノナル處之ト關聯シテ自然南部ニ於

六、從テ前記米國提案ニ對シ帝國政府ハ十二月七日附ヲ以テ別添「對米覺書」ヲ以テ其ノ態度ヲ明ニセリ

ノ我方提案ハ最モ公正ナル基礎ニ於テ從來ノ彼我主張ヲ充分考慮ノ上作成セラレタルモノナルニモ拘ラス米國力之ニ同意スルヲ得スト爲シ東亞ノ現實ヲ無視セル新案ヲ提出シ殊ニ支那問題ニ關シ其ノ態度ヲ豹變セルハ米國ノ誠意ヲ疑ハシムモノナルニ付米國側ニ於テ反省センコトヲ要求セルカ國務長官ハ從來ノ態度ヲ固執スルノミニテ交渉ノ本質的問題ニ付更ニ商議ヲ進メントスル色ナク越エテ十二月二日ニ至リ「ウエルズ」

(昭和十六年十二月八日午前七時半東郷外相
ヨリぐる一駐日米國大使ニ手交)

三、帝國政府の對米覺書

一、帝國政府は「アメリカ」合衆國政府との間に友好的諒解を遂げ兩國共同の努力により太平洋地域における平和を確保し、以て世界平和の招來に貢獻せんとする眞摯なる希望に促され、本年四月以来合衆國政府との間に兩國國交の調整増進ならびに太平洋地域の安定に關し誠意を

傾倒して交渉を繼續し來りたる處、過去八月にわたる交渉を通じ合衆國政府の堅持せる主張ならびに此間合衆國及英帝國の帝國に對し執れる措置に付こゝに率直に其の所信を合衆國政府に聞陳するの光榮を有す

二、東亞の安定を確保し世界の平和に寄與し、もつて萬邦をして各その處を得せしめんとするは帝國不動の國是なり、曩に中華民國は帝國の眞意を解せず不幸にして支那事變の發生を見るに至れるも帝國は平和克復の方途を講ずると共に、戰禍の擴大を防止せんがため終始最善の努力を致し來れり、客年九月帝國が獨伊兩國との間に三國條約を締結したるも亦右目的を達成せんがために外ならず

然るに合衆國及英帝國は有らゆる手段を竭し、重慶政權

を援助して日支全面和平の成立を妨礙し、東亞の安定に對する帝國の建設的努力を控制せるのみならず、或は蘭領印度を牽制し或は佛領印度支那を脅威し帝國と此等諸地城とが相携へて共榮の理想を實現せんとする企圖を阻

張して譲らす

三、よつて帝國政府は九月二十五日從來の合衆國政府の主張をも十分考慮の上、米國案を基礎とし之に帝國政府の主張を取り入れたる一案を提示し論議を重ねたるが、双方の見解は容易に一致せざりしを以て、現内閣に於ては從

來交渉の主義難點たりし諸問題に付帝國政府の主張を更に緩和したる修正案を提示し交渉の妥結に努めたるも、合衆國政府は終始當初の原案を主張し、協調的態度に出でず交渉は依然膠着せり、こゝにおいて十一月二十日に至り帝國政府は兩國國交の破綻を回避するため最善の努力を盡す趣旨を以て権要且緊急の問題に付公正なる妥結を圖るため前記提案を簡略化し

(一) 剛國政府に於て佛印以外の南東亞細亞及南太平洋地域に武力進出を行はざる旨を確約すること
(二) 剛國政府に於て蘭領印度に於て其の必要とする物資の獲得が保證せらるる様相互に協力すること

(三) 兩國政府は相互に通商關係を資產凍結前の狀態に復歸すること、合衆國政府は所用の石油の對日供給を約すること

(四) 合衆國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を與ふるが如き行動に出でざること

(五) 帝國政府は日支間和平成立するか、又は太平洋地

域に於ける公正なる平和確立する上は現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべく、また本了解成立せば現に南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍はこれを北部佛領印度支那に移駐するの用意あること等を内容とする新提案を提示し、同時に支那問題については合衆國大統領がさきに言明したる通り日支間和平の紹介者となるに異議なきも、日支直接交渉開始の上は合衆國において日支和平を妨害せざる旨を約せんことを求めたるが、合衆國政府は右新提案を受諾するを得ずとなせるのみならず援蔭行為を繼續する意思を表明し、次で更に前記の言明に拘らず大統領のいはゆる日支間和平の紹介を行ふの時機なほ熟せずとてこれを撤回し、遂に十一月二十六日に至り偏に合衆國政府が從來固執せる原則を強要するの態度を以て帝國政府の主張を無視せる提案を爲すに至りたるが、右は帝國政府の最も遺憾とする所なり

四、抑々本件交渉開始以來帝國政府は終始専ら公正かつ謙

抑なる態度をもつて銳意妥結に努め、しばく難きを忍

びて能ふ限りの讓歩を敢てしたるが、交渉上重要事項た

りし支那問題に關しても協調的態度を示し、合衆國政府の提唱せる國際通商上の無差別待遇原則遵守については、本原則の世界各國に行はれんことを希望し、かつその實現に順應してこれを支那をも含む太平洋地域に適用するやう努力すべき旨を表明し、尙支那における第三國の公正なる經濟活動は何等これを排除するものにあらずることをも闡明せるが、さらに佛領印度支那よりの撤兵についても情勢緩和に資するがため前述のごとく南部佛領印度支那よりの即時撤兵を進んで提議する等極力妥協の精神を發揮せるは合衆國政府のつとに諒解する所なりと信ず

然るに合衆國政府は常に理論に拘泥し、現實を無視しその抱懐する非實際的原則を固執して何等讓歩せず、徒らに交渉を遷延せしめたるは帝國政府の諒解に苦しむ所なるが、特に左記諸點については合衆國政府の注意を喚起

せざるを得ず

(一) 合衆國政府は世界平和のためなりと稱して自己に好都合なる諸原則を主張し、これが採擇を帝國政府に迫れるところ世界の平和は現實に立脚し、かつ相手國の立場に理解を持し、相互に受諾し得べき方途を發見することによりてのみ具現し得るものにして現實を無視し一國の獨善的主張を相手國に強要するが如き態度は交渉の成立を促進する所以のものにあらず

今般合衆國政府が日米協定の基礎として提議せる諸原則については、右の中には帝國政府として趣旨に於て賛同に吝ならざるものあるも、合衆國政府が直にこれが採擇を要望するは世界の現状に鑑み架空の理念に驅らるゝものといふの外なし

尙日、米、英、支、蘇、蘭、泰七國間に多邊的不可侵條約を締結するの案の如きも、徒らに集團的平和機構の舊構想を追ふの結果東亞の實情と遊離せるものといふの外なし

(二) 合衆國政府今次の提案中に「兩國政府が第三國と締結し居る如何なる協定も本取極の根本目的たる太平洋全域の平和確保に矛盾するが如く解釋せられることに付合意す」とあるは、即ち合衆國が歐洲戦争參入の場合における帝國の三國條約上の業務履行を牽制せんとする意圖を以て提案せるものと認めらるゝを以て、右は帝國政府の受諾し得ざる所なり。

由來合衆國政府はその自己の主張と理念とに眩惑せられ、自ら戦争擴大を企圖しつつありといはざるを得ず、合衆國政府は一方太平洋地域の安定を策し、自國の背後を安固となしつつ他方英帝國を援け歐洲新秩序建設に邁進する獨伊兩國に對し自衛権の名の下に進んで攻撃を加へんとするものなるが右は太平洋地域に平和的手段に依り安定の基礎を築かんとする幾多の原則的主張と全然矛盾背馳するものなり。

(三) 合衆國政府はその固持する主張において武力による國際關係處理を排撃しつつ一方英帝國等と共に經濟

力による壓迫を加へつある處、かゝる壓迫は場合によりては武力壓迫以上の非人道的行爲にして國際關係處理の手段として排撃せらるべきものなり。

(四) 合衆國政府の意圖は英帝國その他の諸國を誘引し、支那その他東亞の諸地域に對しその從來保持せる支配的地位を維持強化せんとするものと見るの外なき處、東亞諸國が過去百有餘年に亘り米英の帝國主義的擣取政策の下に現状維持を強ひられ兩國繁榮の犠牲たるに甘んぜざるを得ざりし歴史的事實に鑑み右は萬邦をして各其の所を得しめんとする帝國の根本國策と全然背馳するものにして帝國政府の断じて容認する能はざる所なり。

合衆國政府今次の提案中佛領印度支那に關する規定は正に右態度の適例と稱すべく、佛領印度支那に關して佛國を除き日、米、英、蘭、支、泰六國間に同地域の領土主權の尊重並に貿易及び通商の均等待遇を約束せんとするは、同地域を六國政府の共同保障の下に立たし

めんとするものにして佛國の立場を全然無視せる點は暫く措くも、東亞の事態を紛糾に導きたる最大原因の一たる九國條約類似の體制を新に佛領印度支那に擴張せんとするものと觀るべきものにして帝國政府として容認し得ざる所なり。

(五) 合衆國政府が支那問題に關し帝國に要望せる所は或は全面撤兵の要求と云ひ、或は通商無差別原則の無條件適用と云ひ何れも支那の現實を無視し東亞の安定勢力たる帝國の地位を覆滅せんとするものなる處、合衆國政府が今次提案に於て重慶政權を除く如何なる政權をも軍事的政治的且經濟的に支持せざることを要求し、南京政府を否認し去らんとする態度に出でたるは交渉の基礎を根柢より覆すものといふべく、右は前記援護行為停止の拒否と共に合衆國政府が日支間に平常狀態の復歸および東亞平和の回復を阻害するの意思であることを實證するものなり。

五、要之今次合衆國政府の提案中には通商條約締結、資產

凍結令の相互解除、圓弗爲替安定等の通商問題乃至支那における治外法權撤廢等本質的に不可ならざる條項なきにあらざるも他方四年有餘に亘る支那事變の犠牲を無視し、帝國の生存を脅威し權威を冒瀆するものあり、從つて全體的に觀て帝國政府としては交渉の基礎として到底これを受諾するを得ざるを遺憾とす。

六、なほ帝國政府は交渉の急速成立を希望する見地より日米交渉妥結の際は英帝國その他の關係國との間にも同時調印方を提議し、合衆國政府も大體これに同意を表示せる次第なる所合衆國政府は英、法、蘭、重慶等と屢々協議せる結果、特に支那問題に關しては重慶側の意見に迎合し前諸提案をなせるものと認められ右諸國は何れも合衆國と同じく帝國の立場を無視せんとするものと斷ぜざるを得ず。

七、惟ふに合衆國政府の意圖は英帝國その他と苟合策動して東亞に於ける帝國の新秩序建設による平和確立の努力を妨害せんとするのみならず、日支兩國を相鬪はしめ以

て英米の利益を擁護せんとするものなることは今次交渉を通じ明瞭となりたる所なり、かくて日米國交を調整し合衆國政府と相携へて太平洋の平和を維持確立せんとする帝國政府の希望は遂に失はれたり

よつて帝國政府はこゝに合衆國政府の態度に鑑み今後交渉を繼續するも妥結に達するを得ずと認むるの外なき旨を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり

四、議會に於ける東郷外務大臣演説

(昭和十六年十二月十六日)

畏くも本月八日米英兩國に對する宣戰の大詔渙發せられまするや皇軍は忽ちにして太平洋を制壓し國威は宇内に輝き國運將に劃期的發展の緒に就きました秋に當り茲に諸君と相見え所見を開陳するは私の最も光榮且欣幸とする所であります

日米交渉を打切るの止むを得ざりし事情は曩に詳細公表致しました通りでありまするが今次大戰の由て來る所は米英兩國政府が帝國に對し重慶政權援助に依る對日壓迫に懲らす進んで經濟斷交を行ふと共に八ヶ月に涉る我方の公正す更に其の根源を究明すれば米英兩國政府が専ら自國の利益本位の現狀維持を計り萬邦共榮の要義を排除して其の擇取的支配を押通し全世界を其の制覇の下に屈從せしめんとしたことに原因するものであります而も驕慢なる米英兩國政府は帝國の實力を輕侮し軍事的經濟的威嚇を以て容易に帝國を屈服し得べしと臆斷し交渉を遷延せしめつつ包囲の態勢を強化し來つたのであります

若し夫れ米英兩國の斯る態度を容認するが如きことありとせば帝國は支那事變四ヶ年餘に亘る建設的成果を犠牲とするに止まらず帝國の生存を脅威し權威を失墜せしむることとなるのでありまするので帝國政府は本交渉打切を米國

政府に通告し帝國の自存の爲又東亞の安定の爲已むを得ず米英兩國を敵として立上るに至つたのであります

然るに米國政府は帝國が無警告に突如戰争を開始せりと宣傳して居る趣でありまするが先づ決戰態勢を執り挑發し來つたものは米國政府自體であります帝國の平和維持に關する熱望を裏切り戰を我に強制したものは實に米英兩國政府であります私は前議會に於て帝國の協調的の態度にも自ら限度あることを明確にして置いたのでありますて此の點は米國政府に於ても充分承知して居つた筈であります又米國政府は帝國の容認し得る限度が如何なるものなりやに付ても長日月の交渉に依り篤と承知して居つた筈であります夫れにも拘らず米國政府が此の限度を超えたる要求を我に強要することが如何なる結果を招來するやは米國政府に於て當然豫測し居たる筈であります若し夫れ帝國の協調的態度にも限度ありとの聲明を軽引又は恫喝なりと考へて居つたとすれば米國政府も迂闊であつたと云ふの外ありません

目下米英兩國民は自己の非を蔽はんとする政府の宣傳に耳を奪はれて居る模様でありまするが段々其の氣持が落着くに従ひ冷靜に戰爭の發生原因を考察し日米交渉を正しく批判し「ルーズベルト」「チャーチル」外交を再吟味しこの戰争の眞の原因が那邊に存するやの點即ち米英現政府が總て其の責に任すべきものなることに付了得し来るべしと考ふるものであります

今次対米英戰爭は要するに國際體制に於ける舊秩序維持と新秩序建設の鬭争戰たるの本質を有するのであります米英兩國政府は舊秩序維持の爲の手段として從來全世界に亘り自己にのみ好都合なる原則を固守して參つたものでありますして今次交渉に於ても米國政府は英國政府と苟合し利己的原則の主張を一步も譲ることなく支那其の他諸國を謀屬視する傳統的態度を更めなかつたものであります從て今次の戰爭は大東亞解放の性格をも有するものであります此の點は我國民のみならず東亞の諸國が篤と了解すべき所であります從て帝國が一度奮起するや東亞の諸國は帝國の平

和理念及今次大戰の由來を了解するとともに東亞の大勢を明察し眞然として帝國に協力して參つたのであります

即ち滿洲國は遼早く帝國と全面的に協力するの態度に出る協力を聲明せる次第であります今や過去百年の久しきに亘つて東亞を植民的搾取の対象となし來つた米英の勢力は支那より驅逐せられんとしつつあるのであります開戦後忽ちにして米英の支那に於ける搾取政策の據點たりし租界其の他に於ける政治的勢力が排除せらるるに至りましたことは三十年前の中華民國國民革命の第一の宿願が今日始めて達成せられたものであり其の意義極めて重大と申さねばならぬのであります

更に「タイ」國との關係に於きましては同國政府は克く帝國の意圖を諒解しまして其の決斷に依り帝國軍隊の「タイ」國通過に關し了解の成立を見爾來帝國軍隊は平和裡に同國を通過しつつあります、而も今回更に攻守同盟締結方に關し坪上大使と「ビブン」首相との間に意見の合致を見

ましたることは獨り日「タイ」兩國の爲のみならず東亞の興隆の爲喜ばしき限りであります尙佛領印度支那に於ても佛國側が帝國の立場に充分なる理解を示し帝國と佛印との協力を一層強化するの態度にて共同防衛の實施に付凡有の便宜を供與して居るのであります如斯にして赫々たる戰果と相俟つて友邦との平和的提携に依り包圍陣突破の態勢が急速に擴充強化せられたのであります

從來東亞の諸國中には帝國の眞意を了解せず疑惑の眼を以て眺むるものも存したのでありますが今回帝國が破邪の劍を振ふや東亞の諸國は帝國の目標とする所が東亞の解放興隆に在ることを了解し衷心協力するに至つたのであります斯くして東亞は其の本然の姿に歸りつつあるのでありますして眞に慶賀に堪えざる所であります素より之に依り東亞諸國の帝國に對する期待を増大せることは申す迄もないのであります之に伴ふ帝國の責任は一層重大となつたのでありますか我國民は此の期待に副はんが爲牢固たる覺悟を以て最善の努力を致すべきであります

更に進で獨伊兩國との關係に付ては御承知の通り帝國の對米英宣戰に引續き去る十一日獨伊兩國は米國に對し宣戰すると共に柏林に於て日獨伊三國間に新たなる協定が成立致しました即ち之に依り日獨伊三國邦は米英兩國を共同の敵として勝利に終る迄干戈を收めざる確乎不動の決意を闡明し單獨不講和を約し且三國同盟條約の意義に於ける新秩序建設に對する協力を誓つたものでありますが斯の如き戰爭の共同遂行と共に世界究極の平和を目標とする條約が三國間に締結せられ東西に位する日獨伊三國が更に團結を固めましたことは誠に史上の壯觀であつて三國の協力は必ずや之が結實を見るべきこと毫も疑ひ餘地がないのであります尙歐洲に於きましては獨伊兩國の外洪牙利、羅馬尼、芬蘭は義に英國と交戦状態に入つたのでありますが今大獨伊の對米宣戰後直ちに洪牙利羅馬尼及ブルガリアは對米參戰を宣しました斯の如く歐洲の諸盟邦が帝國に呼應して共通の敵に向つて立上りつつあることは眞に快心に堪えざる所であります今や世界は前古に比類なき大轉換期に際會

して居るのでありますが帝國は益々獨伊始め盟邦諸國との提携を緊密にし此の正義の爲の戰争を完全なる勝利に至る迄遂行すると共に米英兩國の現狀維持を基礎とする獨善的平和理念を排撃し公正なる新秩序の建設に邁進し恒久的世界平和の確立に貢獻せんとするものであります

最後に蘇聯邦との關係に付ては前議會に於ても明かに致し置きました通り帝國政府は北方の安全を確保せんとする態度に何等の變更なきものでありますが蘇聯政府に於ても日蘇中立條約を遵守するの意向は屢々之を表明致して居る次第であります

凡そ一國が四圍の不當なる障害に依て平和裡に自然的發展を爲すを阻止せらるる場合には其の障害を排除する爲干戈を執るの已むを得ざるに至ることあるは世界史上幾多の事例を存し我が明治の發展期に於ても日清日露兩戰役に於ても此の實例を見た次第でありますが今次大東亞戰爭は帝國の墮落のみならず東亞の興亡世界の運命の彼るる所であります其の意義重大なるは日清、日露兩役に幾倍するも

のであります尙又今次戦争は長期戦を豫想せられますので内に在りては一億一心鐵の如き結束の下に如何なる困苦缺乏にも堪ゆるの決意を固め外は帝國と志向を同うする友邦各國との一層緊密なる聯繫に力を致し戦争目的の貫徹に完璧を期するの要あるを痛感するものでありますが帝國にして右の覺悟を持し必勝の信念を以て邁進する場合光輝ある終局的勝利を博すべきことを信じて疑ざるものであります

ドミニカ
バナマ 同
コロンビヤ
ガテマラ 國交斷絕
ホンチュラス
ニカラグア 同
コスタリカ 同
サルハドル
宣戰布告セリトノ情報アリ
ド・ゴール政權
イタク 同(但シ一一、一六)
白耳義同
希臘及國交斷絕
和蘭宣戰布告
埃及
エジプト
重慶政權
同
（昭和十六年十二月廿五日開）

五、米國及英帝國以外の對日 宣戰(國交斷絕)國一覽表

一、中南米諸國

ハイチ 宣戰布告
メキシコ 國交斷絕
キューバ 戰爭狀態發生ノ決議

第二同盟條約

(註)客年十二月十一日獨伊は對米宣戰を行ひ、且日獨伊三國が新たなる緊密關係を結び(下掲参照)又十二日ルーマニヤ及スロヴアキヤ、十三日ブルガリヤ及ハンガリが相尋いで本戦争に參加した。

昭和十五年十月十九日

(副署名略)

一、日獨伊同盟條約 日本國、獨逸國及伊太利國 間三國條約

條約本文

大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ハ萬邦ヲシテ
各其ノ所ヲ得シムルヲ以テ恒久平和ノ先決要件ナリト認メ
タルニ依リ大東亞及歐洲ノ地域ニ於テ各其ノ地域ニ於ケル
當該民族ノ共存共榮ノ實ヲ舉グルニ足ルベキ新秩序ヲ建設
シ且之ヲ維持セントヲ根本義ト爲シ右地域ニ於テ此ノ趣
旨ニ據レル努力ニ付相互ニ提携シ且協力スルコトニ決意セ
「ベルリン」ニ於テ帝國特命全權大使ガ關係各國代表者ト

リ而シテ三國政府ハ更ニ世界到ル所ニ於テ同様ノ努力ヲ爲
サントスル諸國ニ對シ協力ヲ寄マザルモノニシテ斯クシテ
世界平和ニ對スル三國終局ノ抱負ヲ實現センコトヲ欲ス依
テ日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ハ左ノ通協定セ
リ

第一條 日本國ハ獨逸國及伊太利國ノ歐洲ニ於ケル新秩序

建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第二條 獨逸國及伊太利國ハ日本國ノ大東亞ニ於ケル新秩序建設ニ關シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス

第三條 日本國、獨逸國及伊太利國ハ前記ノ方針ニ基ク努力ニ付相互ニ協力スペキコトヲ約ス更ニ三締約國中何レカノ一國ガ現ニ歐洲戰爭又ハ日支紛爭ニ參入シ居ラザル

一國ニ依テ攻擊セラレタルトキハ三國ハ有ラユル政治的、經濟的及軍事的方法ニ依リ相互ニ援助スペキコトヲ約ス

第四條 本條約實施ノ爲各日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府ニ依リ任命セラルベキ委員ヨリ成ル混合専門委

員會ハ遲滯ナク開催セラルベキモノトス
第五條 日本國、獨逸國及伊太利國ハ前記諸條項ガ三締約國ノ各ト「ソヴィエト」聯邦トノ間ニ現存スル政治的狀態ニ何等ノ影響ヲモ及ボサザルモノナルコトヲ確認ス

第六條 本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルベク、實施ノ日ヨリ十年間有效トス

右期間滿了前適當ナル時期ニ於テ締約國中ノ一國ノ要求ニ基キ締約國ハ本條約ノ更新ニ關シ協議スペシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十五年九月二十七日即チ千九百四十年「ファシスト」暦十八年九月二十七日「ベルリン」ニ於テ本書三通ヲ作成ス
來 棚 三 郎
ヨアヒム、フォン、リッベントロップ
チ ア ノ

(參照一) 日獨防共協定

共產「インターナショナル」

ニ對スル協定

昭和十一年(一千九百三十六年)
十一月二十五日(ベルリン)ニテ署名
同月二十七日公布

テシムルノミナラズ世界平和全般ヲ脅スモノナルコトヲ確
信シ

共產主義的破壞ニ對スル防衛ノ爲協力センコトヲ欲シ左ノ
通り協定セリ

第一條 締約國ハ共產「インターナショナル」ノ活動ニ付
相互ニ通報シ、必要ナル防衛措置ニ付協議シ且緊密ナル
協力ニ依リ右ノ措置ヲ達成スルコトヲ約ス

第二條 締約國ハ共產「インターナショナル」ノ破壞工作ニ依リテ國內ノ安寧ヲ脅サル第三國ニ對シ本協定ノ趣旨ニ依ル防衛措置ヲ執リ又ハ本協定ニ參加センコトヲ
共同ニ勸誘スペシ

第三條 本協定ハ日本語及獨逸語ノ本文ヲ以テ正文トス本
協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベク且五年間效力ヲ有ス
締約國ハ右期間滿了前適當ノ時期ニ於テ爾後ニ於ケル兩
國協力ノ態様ニ付了解ヲ遂グベシ

共產「インターナショナル」ノ諸國ノ國內關係ニ對スル干
涉ヲ看過スルコトハ其ノ國內ノ安寧及社會ノ福祉ヲ危殆ナ

定ニ署名調印セリ

昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十
五日「ベルリン」ニ於テ本書二通ヲ作成ス

昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十
五日「ベルリン」ニ於テ

(全權委員署名略)

(全權委員署名略)

附屬議定書

本日共產「インター・ナショナル」ニ對スル協定ニ署名スル

ニ當リ下名ノ全權委員ハ左ノ通協定セリ

(イ) 兩締約國ノ當該官憲ハ共產「インター・ナショナル」
ノ活動ニ關スル情報ノ交換並ニ共產「インター・ナショナル」

ニ對スル啓發及防衛ノ措置ニ付緊密ニ協力スベシ

(ロ) 兩締約國ノ當該官憲ハ國內又ハ國外ニ於テ直接又
ハ間接ニ共產「インター・ナショナル」ノ勤務ニ服シ又ハ

其ノ破壞工作ヲ助長スル者ニ對シ現行法ノ範圍内ニ於テ
嚴格ナル措置ヲ執ルベシ

(ハ) 前記(イ)ニ定メラレタル兩締約國ノ當該官憲ノ協

伊太利國ノ參加ニ關スル議定書

昭和十二年(千九百三十七年)
同月六日ローマニテ署名
同月九日公布

大日本帝國政府及
伊太利國政府及
獨逸國政府ハ

共產「インター・ナショナル」ガ絶エズ東西兩洋ニ於ケル文
明世界ヲ危険ニ陷レ、其ノ平和及秩序ヲ擾亂シ且破壊シツ
ツアルニ鑑ミ

平和及秩序ノ維持ヲ念トスル一切ノ國家間ニ於ケル密接ナ

相當スルモノトス

ル協力ノミガ右危険ヲ滅殺シ且除去シ得ルコトヲ確信シ
「ファシスト」政治ノ創始以來不撓ノ決意ヲ以テ右危険ト

闘ヒ共產「インター・ナショナル」ヲ其ノ領土ヨリ驅逐シタ
ル伊太利國ハ共產「インター・ナショナル」ニ對シ同様ノ防

衛ノ意思ヲ堅持スル日本國及獨逸國ト共ニ右共同ノ敵ニ當
ルコトニ決シタルニ鑑ミ

千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ日本國
及獨逸國間ニ締結セラレタル共產「インター・ナショナル」

ニ對スル協定第二條ノ規定ニ從ヒ左ノ通協定セリ

第一條 伊太利國ハ千九百三十六年十一月二十五日本國

及獨逸國間ニ締結セラレタル共產「インター・ナショナル」

ニ對スル協定及附屬議定書ニ參加メ右協定及附屬議定書
ノ本文ハ本議定書ノ附錄トシテ添附セラル

第二條 本議定書ノ三署名國ハ伊太利國ガ前條ニ掲ゲラル
ル協定及附屬議定書ノ原署名國ト看做サルコトニ同意

ス本議定書ノ署名ハ右協定及附屬議定書ノ原本ノ署名ニ

(附記) 防共協定ノ效力延長ニ關スル

議定書

共產「インター・ナショナル」

ニ對スル協定ノ效力延長ニ

關スル議定書

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十六年十一月二十五日
 「ベルリン」ニ於テ帝國特命全權大使ガ關係各國代表者ト
 共ニ署名シタル共產「インター・ナショナル」ニ對スル協定
 ノ效力延長ニ關スル議定書ヲ茲ニ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年十一月二一日

内閣總理大臣 東條 英機
 外務大臣 東郷 茂徳

大日本帝國政府、「ドイツ」國政府及「イタリア」王國政
 府並ニ「ハンガリー」王國政府、滿洲帝國政府及「スペイ
 ン」國政府ハ
 共產「インター・ナショナル」ノ活動ニ對スル防衛ノ爲右諸
 國政府ガ締結シタル協定ノ最モ效果アリシコトヲ認メ
 且右諸國ノ一致セル利害ガ又更ニ右共同ノ敵ニ對スル其ノ
 緊密ナル協力ヲ要求スルコトヲ確信シ
 該協定ノ有效期間ヲ延長スルコトニ決シ此ノ目的ノ爲左ノ
 諸規定ヲ協定セリ

第一條 于九百三十六年十一月二十五日ノ協定及附屬議定
 書並ニ千九百三十七年十一月六日ノ議定書ヨリ成リ且
 「ハンガリー」國ガ千九百三十九年二月二十四日ノ議定
 書ニ依リ、滿洲國ガ千九百三十九年二月二十四日ノ議定
 書ニ依リ及「スペイン」國ガ千九百三十九年三月二十七
 日ノ議定書ニ依リ參加シタル共產「インター・ナショナル」

ニ對スル協定ハ千九百四十一年十一月二十五日ヨリ五年
 間延長セラルベシ

第二條 共產「インター・ナショナル」ニ對スル協定ノ原署
 名國トシテノ大日本帝國政府、「ドイツ」國政府及「イ

タリア」王國政府ノ勸誘ニ依リ右協定ニ參加セントスル
 諸國ハ其ノ參加宣言ヲ文書ヲ以テ「ドイツ」國政府ニ通

達スペク「ドイツ」國政府ハ之ガ受領ヲ他ノ締約國政府
 ニ通報スベシ右參加ハ「ドイツ」國政府ガ參加宣言ヲ受
 領シタル日ヨリ效力ヲ生ズベシ

第三條 本議定書ハ日本文、「ドイツ」文及「イタリア」

文ヲ以テ作成セラレ其ノ各本文ヲ以テ正文トス本議定書
 ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

(參照二) 日獨文化協定
 文化的協力ニ關スル
 日本國獨逸國間協定

(署名略)

大日本帝國政府及
 獨逸國政府ハ

日本文化及獨逸文化ガ一方ハ日本ノ固有ノ精神ヲ、他方ハ
 獨逸ノ民族的及國民的生活ヲ其ノ眞髓トスルニ鑑ミ日本國
 及獨逸國ノ文化關係ハ茲ニ其ノ基調ヲ置ケベキモノナルコ
 トヲ嚴肅ニ認メ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議
 定書ニ署名調印セリ

兩國ノ各種ノ文化關係ヲ深カラシメ且兩國國民ノ相互的智識及理解ヲ増進セシメ以テ既ニ幸ニ兩國ヲ結合スル友好及相互的信賴ノ關係ヲ益靈固ナラシメンコトヲ欲シ左ノ通協定セリ

昭和十三年十一月二十五日即チ千九百三十八年十一月二十日東京ニ於テ日本語及獨逸語ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

(全權委員署名略)

第一條 締約國ハ其ノ文化關係ヲ堅實ナル基礎ノ上ニ樹立スル爲努力スペク相互ニ右ニ付最モ緊密ナル協力ヲ爲スベシ

第二條 締約國ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲學術、美術、音樂、文學、映畫、無線放送、青少年運動、運動競技等ノ方面ニ於テ兩國ノ文化關係ヲ組織的ニ増進スベシ

第三條 前條ノ規定ノ實施ニ必要ナル細目ハ締約國ノ權限アル官憲間ニ於テ協議決定セラルベシ

第四條 本協定ハ署名ノ日ヨリ之ヲ實施スペク締約國ノ一方ハ十二月ノ豫告ヲ以テ本協定ヲ廢棄スルコトヲ得

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ

（參照三）獨逸國伊太利國間友好同盟條約
獨逸國伊太利國間友好同盟條約
千九百三十九年五月二十二日
「ベルリン」ニ於テ署名
同年同月同日ヨリ實施

獨逸國總統及
伊太利國及「アルバニア」國皇帝「エティオビア」

皇帝陛下
國家社會主義獨逸國ト「ファシスト」伊太利國トノ間ニ現存スル緊密ナル友好及連帶ノ關係ヲ嚴肅ナル條約ニ依リ強固ナラシムベキ時期到來セリト思惟シ

獨逸國伊太利國間ノ共通ニシテ永久ニ確定セル國境ヲ通ジ

相互的援助及支持ノ爲確實ナル連鎖ガ設ケラレタル後兩國政府ハ其ノ基調及目的ニ付既ニ以前ヨリ意見一致シ且兩國ノ利益促進及「ヨーロッパ」ニ於ケル平和確保ノ爲有效ナルコトヲ證明セラレタル政策ヲ更メテ承認シ

其ノ世界觀ノ内的相似性及其ノ利害關係ノ總括的連帶性ニ依リ相互ニ固ク結バレタル獨逸國民及伊太利國民ハ將來ニ於テモ相並ビ力ヲ併セテ其ノ生存圈ノ確保及平和維持ノ爲邁進センコトヲ決意シ

獨逸國及伊太利國ハ歴史ニ依リ兩國ニ示サレタル此ノ道ニ從ヒ、不安ト破壊ノ世界ノ眞只中ニ「ヨーロッパ」文化ノ基礎ヲ確保スルノ任務ニ盡サンコトヲ欲シ

此等ノ原則ヲ條約ニ依リ確定センガ爲左ノ如ク全權委員ヲ任命セリ

獨逸總統

外務大臣「ヨハヒム、フォン、リーベントロップ」
伊太利國及「アルバニア」國皇帝「エティオビア」

（參照三）獨逸國伊太利國間友好同盟條約
獨逸國伊太利國間友好同盟條約
千九百三十九年五月二十二日
「ベルリン」ニ於テ署名
同年同月同日ヨリ實施

獨逸國總統及
伊太利國及「アルバニア」國皇帝「エティオビア」

皇帝陛下
國家社會主義獨逸國ト「ファシスト」伊太利國トノ間ニ現存スル緊密ナル友好及連帶ノ關係ヲ嚴肅ナル條約ニ依リ強固ナラシムベキ時期到來セリト思惟シ

タル場合ニ於テハ他方ノ締約國ハ直ニ右締約國ノ同盟國トシテ之ニ味方シ且自國ノ陸軍、海軍及空軍ノ全兵力ヲ以テ之ヲ支持スペシ

第四條 有事ノ際第三條所定ノ同盟義務ノ迅速ナル履行ヲ確保スル爲兩締約國政府ハ軍事的及戰時經濟的領域ニ於ケル協力ヲ一層強化スペシ

同様ニ兩國政府ハ本條約ノ規定ノ實際的施行ニ必要ナル他ノ措置ニ付テモ不斷ニ了解ヲ遂グベシ

兩國政府ハ本條第一項及第二項ニ掲ゲラレタル目的ノ爲兩國外務大臣ノ指揮ニ屬スル常設委員會ヲ組織スペシ

第五條 締約國ハ共同シテ遂行セラル戦爭ノ場合ニ於テハ休戦及講和ハ相互ノ完全ナル合意ニ依リテノミ之ヲ爲スベキコトヲ豫メ茲ニ約ス

第六條 締約國ハ其ノ友邦國ニ對スル共同關係ガ有スル意義ヲ認識ス兩締約國ハ將來ニ於テモ右關係ヲ維持シ且兩締約國ト右友邦國トヲ結合セシムル共通ノ利益ニ即應シ共同シテ右關係ヲ發展セシメンコトヲ決意ス

第七條 本條約ハ署名ト國時ニ直ニ實施セラルベシ兩締約國ハ本條約ノ最初ノ有效期間ヲ十年ト確定スルコトニ意見一致セリ兩締約國ハ右期間滿了前適當ノ時期ニ於テ本條約ノ效力延長ニ付了解ヲ遂グモノトス

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

獨逸語及伊太利語ヲ以テ同等ノ效力ヲ有スル本書二通ヲ作成ス

一千九百三十九年、「ファシスト」曆十七年五月二十二日「ペルリン」ニ於テ

ヨアヒム、フォン、リップントロップ
ガレア・ツツォ、チアーノ

(參照四) 「ハンガリー」國の
日獨伊同盟參加
議定書
(副署名略)

一方

大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府並ニ他方

「ハンガリー」國政府ハ

下名ノ全權委員ニ依リ左ノ通協定セリ

第一條 「ハンガリー」國ハ一千九百四十年九月二十七日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル日本國、獨逸國及伊太利

國間三國條約ニ參加ス

第二條 三國條約第四條ニ豫見セラレタル混合專門委員會ニ於テ「ハンガリー」國ノ利益ニ關スル問題ガ議セラル場合ニハ「ハンガリー」國代表者モ亦委員會ノ議ニ参加セシメラルベシ

第三條 三國條約ノ本文ハ本議定書ニ附錄トシテ添附セラ

御名御璽
昭和十六年一月二十日

本議定書ハ日本文、獨逸文、伊太利文及「ハンガリー」文ヲ以テ作成セラレ其ノ各本文ヲ以テ正文トス本議定書

ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

帝國政府ノ議定書承認ニ
關スル外務省告示

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十五年十一月二十日即チ千九百四十年、「ファシスト」暦十九年十一月二十日「ウィーン」ニ於テ本書四通ヲ作成ス

昭和十六年一月二十一日

政府ノ承認ヲ條件
トシテ　來　栖　三　郎

チ　ア　一　ノ

伯爵　チャーチ、イシュトワーン

外務大臣　松岡　洋右

帝國政府ハ昭和十五年十一月二十日「ウィーン」ニ於テ獨逸國駐劄帝國特命全權大使ガ政府ノ承認ヲ條件トシテ關係各國代表者ト共ニ署名シタル「ハンガリー」國ノ日本國、帝國及伊太利國間三國條約參加ニ關スル議定書ニ對スル帝國政府ノ承認ヲ昭和十五年十二月十九日附テ以テ關係各國政府ニ對シ當該國駐劄帝國使臣ヲシテ通告セシメタリ

(參照五) 「ルーマニア」國の

日獨伊同盟參加
議定書

(副署名略)

「ルーマニア」國ノ日本國、
獨逸國及伊太利國間三國條約參加ニ關スル議定書
一方
大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府並ニ
他方

「ルーマニア」國政府ハ

下名ノ全權委員ニ依リ左ノ通協定セリ

昭和十五年(一千九百四十年)
同　年(同　年)
同　月(同　月)
昭和十六年(一千九百四一年)
同　月(同　月)
二十九日(一月二十一日附官報)公布

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十五年十一月二十三日「ベルリン」ニ於テ帝國特命全權大使ガ政府ノ承認ヲ條件トシテ關係各國代表者ト共ニ署名シタル「ルーマニア」國ノ日本國獨逸國及伊太利國間三國條約參加ニ關スル議定書ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和十六年一月二十日

第二　同盟條約

ル

三一

第三條　三國條約ノ本文ハ本議定書ニ附錄トシテ添附セラ

本議定書ハ日本文、獨逸文、伊太利文及「ルーマニア」文ヲ以テ作成セラレ其ノ各本文ヲ以テ正文トス本議定書ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

帝國政府ノ議定書承認ニ 關スル外務省告示

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十五年十一月二十三日即チ千九百四十年、「ファシスト」ト「ベルリン」ニ於テト暦十九年十一月二十三日「ベルリン」ニ於テ本書四通ヲ作成ス

政府ノ承認ヲ條件

トシテ　來　栖　三　郎
　　フオン、リッペントロップ
　　チーノ、ブーティ
　　グラール　アン　ト　ネ　ス　ク

外務大臣　松岡　洋右

昭和十六年一月二十一日

帝國政府ハ昭和十五年十一月二十三日「ベルリン」ニ於テ獨逸國駐劄帝國特命全權大使ガ政府ノ承認ヲ條件トシテ關係各國代表者ト共ニ署名シタル「ルーマニア」國ノ日本國獨逸國及伊太利國間三國條約參加ニ關スル議定書ニ對スル帝國政府ノ承認ヲ昭和十五年十一月十九日附ヲ以テ關係各國政府ニ對シ當該國駐劄帝國使臣ヲシテ通告セシメタリ

(參照六) 「スロヴァキア」國ノ日本國、

日獨伊同盟參加

議　定　書

(副署名略)

「スロヴァキア」國ノ日本國、
獨逸國及伊太利國間三國條約
參加ニ關スル議定書

昭和十五年(千九百四十年)
同　　十一月二十四日「ベルリン」ニ於テ署名

同　　同月同日　　年　　年　　年
昭和十六年(千九百四十一年)
一月二十日　　一月二十日(附官報)公布

一方
大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府並ニ
他方
「スロヴァキア」國政府ハ
下名ノ全權委員ニ依リ左ノ通協定セリ

第一條 「スロヴァキア」國ハ千九百四十年九月二十七日
「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル日本國、獨逸國及伊

太利國間三國條約ニ參加ス

「スロヴァキア」ニ於テ帝國特命全權大使ガ政府ノ承認ヲ條件トシテ
關係各國代表者ト共ニ署名シタル「スロヴァキア」國ノ日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約參加ニ關スル議定書ヲ
裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

昭和十六年一月二十日

第二　同　盟　條　約

三三

本議定書ハ日本文、獨逸文、伊太利文及「スロヴァキア」文ヲ以テ作成セラレ其ノ各本文ヲ以テ正文トス本議定書ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

帝國政府ノ議定書承認ニ 關スル外務省告示

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十五年十一月二十四日即チ千九百四十年、「ファシス」ト「ベルリン」ニ於テ本書四通ヲ作成ス

政府ノ承認ヲ條件

トシテ　來　栖　一三郎

フオン、リップントロップ

チーノ、ブーイテイ

ヴォイテッヒ、トゥーカ

昭和十六年一月二十一日

外務大臣　松岡　洋右

帝國政府ハ昭和十五年十一月二十四日「ベルリン」ニ於テ獨逸國駐劄帝國特命全權大使ガ政府ノ承認ヲ條件トシテ關係各國代表者ト共ニ署名シタル「スロヴァキア」國ノ日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約參加ニ關スル議定書ニ對スル帝國政府ノ承認ヲ昭和十五年十二月十九日附ヲ以テ「スロヴァキア」國政府ニ對シテハ獨逸國駐劄帝國特命全權大使ヲシテ其ノ他ノ關係各國政府ニ對シテハ當該國駐劄帝國使臣ヲシテ通告セシメタリ

(參照七) 「ブルガリア」國の

日獨伊同盟參加

議定書

(副署名略)

「ブルガリア」國ノ日本國、
獨逸國及伊太利國間三國條約參加ニ關スル議定書

一方
大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府並ニ
他方
「ブルガリア」國政府ハ
下名ノ全權委員ニ依リ左ノ通協定セリ

昭和十六年(千九百四一年)
三月一日「ウイーン」ニ於テ署名
同　同月同日　ヨリ年　實　施
同　同月同日　ヨリ年　實　施
四月四日(四月五日附官報)公布

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十六年三月一日「ウイーン」ニ於テ帝國特命全權大使ガ政府ノ承認ヲ條件トシテ關係各國代表者ト共ニ署名シタル「ブルガリア」國ノ日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約參加ニ關スル議定書ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十六年四月四日

本議定書ハ日本文、獨逸文、伊太利文及「ブルガリア」文ヲ以テ作成セラレ其ノ各本文ヲ以テ正文トス本議定書

ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

帝國政府ノ議定書承認ニ 關スル外務省告示

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年三月一日即チ千九百四十一年、「ファシスト」暦十九年三月一日「ウイーン」ニ於テ本書四通ヲ作成ス

政府ノ承認ヲ條件

昭和十六年四月五日

(署名略)

トシテ 大島 浩
ヨアヒム、フォン、リッペントロップ
チアノ
ベーロフ

(參照八) 「クロアチア」國の 日獨伊同盟參加 議定書

一方

大日本帝國政府、獨逸國政府及伊太利國政府並ニ他方

「クロアチア」國政府ハ

下名ノ全權委員ニ依リ左ノ通協定セリ

第一條 「クロアチア」國ハ千九百四十年九月二十七日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル日本國、獨逸國及伊太利國代表者ト共ニ署名シタル「クロアチア」國ノ日本國、獨逸國及伊太利國間三國條約參加ニ關スル議定書承認ノ件ヲ裁可シ茲ニ右議定書ヲ公布セシム

第二條 三國條約第四條ニ豫見セテレタル混合専門委員會ニ於テ「クロアチア」國ノ利益ニ關スル問題ガ議セラル場合ニハ「クロアチア」國代表者モ亦委員會ノ議ニ参加セシメラルベシ

昭和十六年十一月二十五日

(副署名略)

第三條 三國條約ノ本文ハ本議定書ニ附錄トシテ添附セラル

本議定書ハ日本文、獨逸文、伊太利文及「クロアチア」

文ヲ以テ作成セラレ其ノ各本文ヲ以テ正文トス本議定書ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

二、日獨伊協同行動(單獨) 不講和其他)協定

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國間協定
ア」國間協定

昭和十六年六月十五日即チ千九百四十一年、「ファシスト」
暦十九年六月十五日「ヴェニス」ニ於テ本書四通ヲ作成ス

朕権密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十六年十二月十一日
「ベルリン」ニ於テ帝國特命全權大使ガ關係各國代表者ト
共ニ署名調印シタル日本國、「ドイツ」國及「イタリア」
國間協定ヲ茲ニ公布セシム

政府ノ承認ヲ條件

トシテ 堀 切 善 兵 衛

ヨット、フォン、リッペントロップ

チ ア I ノ

ドクトル、アンテペ、ヴェリック

御名御璽

昭和十六年十二月十六日

(副署名略)

條約本文

「アメリカ」合衆國及英國ニ對スル共同ノ戰爭ガ完遂セラ

ル迄ハ干戈ヲ收メザルノ確乎不動ノ決意ヲ以テ大日本帝
國政府、「ドイツ」國政府及「イタリア」國政府ハ左ノ諸規
定ヲ協定セリ

ヲ遂グベシ

第一條 日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國ハ「アメ

リカ」合衆國及英國ニ依リ強制セラレタル戰爭ヲ其ノ執

リ得ル一切ノ強力手段ヲ以テ勝利ニ終ル迄遂行スベシ

第二條 日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國ハ相互ノ

完全ナル了解ニ依ルニ非ザレバ「アメリカ」合衆國及英

國ノ何レトモ休戦又ハ講和ヲ爲サザルベキコトヲ約ス

リ得ル一切ノ強力手段ヲ以テ勝利ニ終ル迄遂行スベシ

第三條 日本國、「ドイツ」國及「イタリア」國ハ戰爭ヲ

勝利ヲ以テ終結シタル後ニ於テモ亦千九百四十年九月二

十七日其ノ締結シタル三國條約ノ意義ニ於ケル公正ナル

新秩序招來ノ爲最モ密接ニ協力スペシ

第四條 本協定ハ署名ト同時ニ實施セラルベク且千九百四
十年九月二十七日ノ三國條約ト同一期間有效タルベシ締
約國ハ右有效期間ノ滿了前適當ナル時期ニ於テ爾後ニ於
ケル本協定第三條ニ規定セラレタル協力ノ態様ニ付了解

〔附錄〕英蘇協同行動協定

對獨戰爭ニ於ケル「ソヴィエト」

社會主義共和國聯邦政府及聯合
王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ニ

依ル協同行動ニ關スル協定

千九百四十一年七月十二日「モスクワ」ニ於テ
同 年 同月同日ヨリ 實 施

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府及聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ハ本協定ヲ締結シ左ノ如ク宣言ス

(一) 兩國政府ハ「ヒトラー」統治下ノ獨逸國ニ對スル
今次ノ戰爭ニ於テ互ニ一切ノ種類ノ援助及支持ヲ與フルコトヲ相互ニ約ス

(二) 兩國政府ハ又戰爭中ニ於テハ相互ノ合意ニ依ルノ
外休戰條約又ハ平和條約ニ付商議ヲ爲シ又ハ之ヲ締結スルコトナカルベキコトヲ約ス

協同行動ニ關スル協定議定書

對獨戰爭ニ於ケル聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府及「ソ
ヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依ル協同行動ニ關スル協定ノ締結ト同時ニ締約國ハ前記協定ガ署名ノトキ直ニ
實施セラレ且批准ヲ要セザルコトヲ協定セリ

本議定書ハ「イギリス」語及「ロシア」語ヲ以テ本書二通作成セラレタリ兩本文ハ同一ノ效力ヲ有ス

千九百四十一年七月十二日「モスクワ」ニ於テ

アール・エス・クリップス

御名 御璽
昭和十六年十二月二十七日

(副署名略)

條約本文

大日本帝國政府及「タイ」王國政府ハ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設ガ東亞興隆ノ唯一ノ方途ニシテ且世界平和ノ恢復及

增進ノ絕對要件タルコトヲ確信シ之ガ障礙ト爲レル一切ノ
禍根ヲ芟除根絶スルノ確乎不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條 日本國及「タイ」國ハ相互通立及主權ノ尊重ノ基礎ニ於テ兩國間ニ同盟ヲ設定ス

第二條 日本國又ハ「タイ」國ト一又ハ二以上ノ第三國ト

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十六年十二月二十一日
「バンコック」ニ於テ帝國特命全權大使ガ「タイ」國代表者ト共ニ署名調印シタル日本國「タイ」國間同盟條約ヲ茲ニ公布セシム

第三條 第二條ノ實施細目ハ日本國及「タイ」國ノ權限ア
ル官憲間ニ協議決定セラルベシ

第四條 日本國及「タイ」國ハ共同シテ遂行セラルル戰爭
ノ場合ニ於テハ相互ノ完全ナル了解ニ依ルニ非ザレバ休
戰又ハ講和ヲ爲サザルベキコトヲ約ス

第五條 本條約ハ署名ト同時ニ實施セラルベク且十年間有
效トス締約國ハ右期間滿了前適當ナル時期ニ於テ本條約
ノ更新ニ關シ協議スペシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條
約ニ署名調印セリ

昭和十六年十一月二十一日即チ佛曆二千四百八十四年十二
月二十一日「バンコック」ニ於テ本書二通ヲ作成ス

特命全權大使

坪 上 貞 二(印)

總理大臣兼外務大臣

ビー、ビブン、ソンクラム(印)

昭和十五年十二月二十七日

(副署名略)

〔參照〕 日泰間友好條約

友好關係ノ存續及相互ノ領土
尊重ニ關スル日本國「タイ」國

間條約

昭和十五年(一千九百四十年)六月十二日東京ニ於テ署名
同十二月二十三日「バンコック」ニ於テ批准書交換
同一年(同)年月日
同一年(同)年月日
同十二月二十七日(十二月二十八日附官報)公布

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十五年六月十二日東京ニ於テ
帝國全權委員ガ「タイ」國全權委員ト共ニ署名調印シタル
友好關係ノ存續及相互ノ領土尊重ニ關スル日本國「タイ」
國間條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

ルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ相互ニ他方ノ領土ヲ尊重スベク且兩國間
ニ存在スル永久ノ平和及無窮ノ友好關係ヲ茲ニ再確認ス
日本國「タイ」國間ノ傳統的友好關係ヲ再確認シ且之ヲ益
強固ナラシムルノ真摯ナル希望ニ均シク促サレ
東亞ノ平和及安定ガ兩國ノ均シク願念スル所ナルコトヲ確
信シ

條約ヲ締結スルコトニ決シ之ガ爲左ノ如ク各其ノ全權委員
ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

外務大臣正三位勳一等有田八郎

「タイ」國皇帝陛下

第四條 本條約ハ批准セラルベク且其ノ批准書ハ成ルベク
速ニ「バンコック」ニ於テ交換セラルベシ

第五條 本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルベク且同
日ヨリ五年間引續キ效力ヲ有スペシ

締約國ノ何レノ一方モ本條約ヲ終了セシムルノ意思ヲ右
五年ノ期間満了ノ六月前ニ他方ニ通告セザル場合ニハ本
條約ハ締約國ノ何レカノ一方ガ右通告ヲ爲シタル日ヨリ
一年ノ期間ノ満了ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スペシ

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

昭和十五年六月十二日即チ佛曆二千四百八十三年三月十二日、西曆一千九百四十年六月十二日東京ニ於テ本書二通ヲ作成ス

有田八郎（印）
ピア・シー・セナ（印）

第三 中立條約

日蘇間中立條約

大日本帝國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間中立條約

昭和十六年（一千九百四一年）四月十三日「モスクワ」ニ於テ署名

同 同年（同）四月二十五日ヨリ 実施

同 同年（同）四月二十八日（四月三十日附官報）公布

大日本帝國天皇陛下及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦最高會議幹部會ハ

兩國間ノ平和及友好ノ關係ヲ強固ナラシムルノ希望ニ促サレ中立條約ヲ締結スルコトニ決シ之ガ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

外務大臣從三位勳一等松岡洋右

ニ於テ帝國全權委員ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ト共ニ署名調印シタル大日本帝國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間中立條約ヲ批准シ茲ニ聲明書ト共ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議議長兼外務人民委員「ヴァチエスラウ、ミハイロヴィチ、モロトフ」

右全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條 兩締約國ハ兩國間ニ平和及友好ノ關係ヲ維持シ且相互ニ他方締約國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スペキコトヲ約ス

第二條 締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ヨリノ軍事行動ノ對象ト爲ル場合ニハ他方締約國ハ該紛爭ノ全期間中中立ヲ守ルベシ

第三條 本條約ハ兩締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルベク且五年ノ期間效力ヲ有スペシ兩締約國ノ何レノ一方モ右期間滿了ノ一年前ニ本條約ノ廢棄ヲ通告セザルトキハ本條約ハ次ノ五年間自動的ニ延長セラレタルモノト認メラルベシ

第四條 本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ批准書ノ交

換ハ東京ニ於テ成ルベク速ニ行ハルベシ
右證據トシテ各全權委員ハ日本語及露西亞語ヲ以テセル本條約二通ニ署名調印セリ

昭和十六年四月十三日即チ千九百四十一年四月十三日「モスコ」ニ於テ之ヲ作成ス

松岡洋右(印) 建川美次(印) ヴエー、モロトフ(印)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル

大日本帝國天皇（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕昭和十六年四月十三日「モスコ」ニ於テ帝國全權委員

ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ト共ニ署名調印シタル大日本帝國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間中立條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元一千六百一年昭和十六年四月二十五日東

京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈴セシム

御名國璽

外務大臣 松岡 洋右

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ノ委任ニ依リ

ヴエー、モロトフ

聲明書

大日本帝國政府及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府

ハ千九百四十一年四月十三日大日本帝國及「ソヴィエト」

社會主義共和國聯邦間ニ締結セラレタル中立條約ノ精神ニ基キ兩國間ノ平和及友好ノ關係ヲ保障スル爲大日本帝國ガ蒙古人民共和國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スルコトヲ約スル旨又「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ガ滿洲帝國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スルコトヲ約スル旨嚴肅ニ聲明ス

批准及效力發生期日ニ關スル

外務省告示

昭和十六年四月十三日「モスコ」ニ於テ署名調印セラレタル大日本帝國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間中立條約ハ兩國ニ於テ四月二十五日其ノ批准ヲ了シタリ從テ本條約ハ其ノ第三條ノ規定ニ基キ同日ヨリ效力ヲ發生セリ

昭和十六年四月三十日

外務大臣 松岡 洋右

昭和十六年四月十三日「モスコ」ニ於テ

第三 中立條約

第四 共 同 防 衛

昭和十六年八月一日

佛印ノ共同防衛ニ關スル日佛間議定書

(副署名略)

佛領印度支那ノ共同防衛ニ關

スル日本國「フランス」國間議

定書

昭和十六年(一千九百四十一年)
七月二十九日(ガイツシ)ニ於テ署名
同 同月同日(年)年
同 同月同日(年)年
八月一 日(八月二日附官報)公布

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十六年七月二十九日
「ヴィッキー」ニ於テ帝國特命全權大使ガ「フランス」國
代表ト共ニ署名調印シタル佛領印度支那ノ共同防衛ニ關ス
ル日本國「フランス」國間議定書ヲ茲ニ公布セシム

御名 御璽

大日本帝國政府及「フランス」國政府ハ
現下ノ國際情勢ヲ考慮シ

其ノ結果佛領印度支那ノ安全ガ脅威セラル場合ニ於テハ
日本國ガ東亞ニ於ケル一般的靜謐及自國ノ安全ガ危險ニ曝
サレタリト爲ス理由アルヲ認メ

此ノ機會ニ一方日本國ニ依リ爲サレタル東亞ニ於ケル「フ
ランス」國ノ權利及利益特ニ佛領印度支那ノ領土保全及印
度支那聯邦ノ全部ニ對スル「フランス」國ノ主權ヲ尊重ス
ル旨ノ約束ヲ、他方「フランス」國ニ依リ爲サレタル日本
國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經

濟上又ハ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ
印度支那ニ關シ第三國ト締結セザル旨ノ約束ヲ新ニシ
左ノ諸規定ヲ協定セリ

一、兩國政府ハ佛領印度支那ノ共同防衛ノ爲軍事上協力ヲ
爲スコトヲ約ス

二、前記協力ノ爲執ルベキ措置ハ特別取極ノ目的タルベシ

三、前記諸規定ハ其ノ採用ノ動機ト爲リタル情勢ノ存續ス
ル限ニ於テノミ效力ヲ有スペシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本日
ヨリ實施セラルル本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年七月二十九日即チ一千九百四十一年七月二十九日
「ヴィッキー」ニ於テ日本文及「フランス」文ヲ以テ本書
二通ヲ作成ス

加藤 外松(印)

エフ・ダルラン(印)

(編者註) 日滿間の共同防衛につき下掲日滿議定書参照

(参考二) 佛印北部ニ我軍ノ平和的
進駐ニ關スル大本營陸海
軍部發表

(昭和十五年九月二十三日)

日佛印現地當局間ニ於テハ八月三十日纏マリタル日佛兩國
ノ話合ニ基キ九月初旬以來軍問題ニ關シ交渉中ノ處九月二
十二日午後四時三十分(日本時間)ニ至リ協定成立ヲ見タ
ルヲ以テ陸海軍部隊ハ本協定ニ基キ本二十三日佛印北部ニ
平和的進駐ヲ開始セリ

我部隊ノ國境通過ニ方リ若干ノ紛争ヲ見タルモノノ如キモ
今後大ナル支障ナク進駐完了ニ至ルモノト期待シアリ

(参考二) 日本軍佛印領内進駐ニ

關スル日佛兩國政府共

同「コンミニケ」

(昭和十五年九月二十七日午後五時)

東亞新秩序建設及支那事變解決ニ資スル目的ヲ以テスル佛

領印度支那ニ關スル基礎的話合ハ去ル八月中東京ニ於テ松

岡外務大臣ト「アンリー」在京佛國大使トノ間ニ友好的精神ヲ以テ行ハレタリ

日本政府ハ東亞ニ於ケル佛國ノ權利及利益特ニ印度支那ノ

領土保全並ニ同聯邦ノ全部ニ對スル佛國ノ主權ヲ尊重スル

意図ヲ有スル旨ノ保障ヲ佛國政府ニ與ヘ佛國政府ハ日本政

府ニ對シ印度支那ニ於テ帝國陸海軍ノ爲其ノ作戰行動遂行

上必要ナル特殊ノ諸便宜ヲ供與スヘキコトヲ承諾セリ

尙右軍事上ノ便宜供與ニ付具體的決定ヲ行フ爲河内ニ於テ

日佛軍當局間ニ話合行ハレタル處九月二十二日圓滿妥結ニ

到達セリ

(參照) 佛領印度支那ニ關スル日

佛居住航海條約

昭和十六年(一千九百四十一年)

同五月六日東京ニ於テ署名

同七月五日東京ニ於テ批准書交換

同同月同日ヨリ實施

同七月九日(七月十日附官報)公布

朕権密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十六年五月六日東京ニ於テ帝國全權委員ガ「フランス」國全權委員ト共ニ署名調印シタル佛領印度支那ニ關スル日佛居住航海條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年七月九日

(副署名略)

條約本文

大日本帝國天皇陛下及「フランス」國主席ハ

日本國印度支那間ニ於ケル善隣關係ヲ強化シ且經濟關係ヲ增進セントヲ均シク希望シ

日本國印度支那間ノ居住航海ノ關係ニ適用セラルベキ條規ヲ明確ニ定ムルハ此ノ最モ望マシキ結果ノ實現ニ資スペキ

ヲ信ジ

之ガ爲居住航海條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ

全權委員ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

外務大臣松岡洋右

特命全權大使松宮順

「フランス」國主席

日本國駐劄「フランス」國特命全權大使「アルセー

ヌ・アンリー」

殖民地名譽總督「ルネ、ロパン」

農業其ノ他適法ナル目的ヲ以テ使用スル爲土地ヲ質借スルコトヲ得ベク

五 當該國ノ法令ガ最惠國ノ國民ニ對シ取得シ又ハ占有スルコトヲ許與シ又ハ許與スルコトアルベキ一切ノ種類ノ動産又ハ不動産ヲ相互條件ニ依リ自由ニ取得シ及占有スルコトヲ得ベク

内國民ニ對シテ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ所ト同一ノ條件ニ依リ賣買、交換、贈與、婚姻、遺言其ノ他一切ノ方法ニ依リ右動産又ハ不動産ヲ處分スルコトヲ得ベク又其ノ財產ノ賣得金及總テ其ノ所屬品ヲ自由ニ輸出スルコトヲ得ベク外國人タルノ故ヲ以テ之ガ爲同一ノ場合ニ内國民ノ負擔スル所ト異ナルカ又ハ之ヨリ高キ稅金ヲ課セラルルコトナカルベク

六 身體及財產ニ對シテ常ニ完全ナル保護及保障ヲ享有スペク其ノ權利ノ主張及擁護ノ爲自由且容易ニ裁判所ニ申出ヅルコトヲ得ベク内國民ト同様ニ右裁判所ニ於テ自己ヲ代理セシメンガ爲辯護士、代言人其ノ他ノ法

律事務取扱人ヲ選擇使用スルノ自由ヲ享有シ且一般ニ司法ニ關スル一切ノ事項ニ付内國民ト同一ノ權利及特權ヲ享有スペク

七 隆軍、海軍、空軍、護國軍又ハ民兵ノ何レタルヲ問ハズ一切ノ強制兵役ヲ免レ且服役ノ代リトシテ課セラルル一切ノ貢納ヲ免ルベシ又平時タルト戰時タルトヲ間ハズ強募公債及軍事上ノ徵發又ハ取立金ニ付テハ不動產ノ所有者、質借者又ハ使用者トシテ内國民ト均シク課セラルルモノヲ除クノ外一切之ヲ免除セラルベク前記ノ事項ニ關シ兩國ノ各ノ國民ハ他方ノ領域内ニ於テ最惠國ノ國民ニ對シ與ヘラレ又ハ與ヘラルルコトアルベキ所ニ比シ不利益ナル待遇ヲ與ヘラルルコトナカルベク

八 内國民ニ課セラレ又ハ課セラルルコトアルベキ所ト異ナルカ又ハ之ヨリ高キ課金、租稅、手數料又ハ貢納ヲ其ノ性質ノ如何ニ拘ラズ徵收セラルルコトナカルベシ右規定ハ必要アル場合警察手續ノ履行ニ關スル手數

料又ハ所謂滯在稅ノ徵收ヲ妨グモノニ非ズ但シ兩國ノ國民ハ其ノ率ニ關シ最惠國待遇ヲ享有スペキモノトス

九 信教ニ關シ完全ナル自由ヲ有スペク禮拜堂ヲ建設シ所有シ其ノ宗教ノ公私ノ禮拜ヲ行ヒ其ノ宗教上ノ慣習ニ從ヒ墓地ヲ構築シ所有シ維持シ並ニ教育施設及宗教的、博愛的及慈善的事業ヲ設立スルコトヲ得ベク

十 兩國ノ各ノ國民ガ他方ノ領域内ニ於テ有スル家宅、倉庫、製造所及店舗並ニ之ニ附屬スル一切ノ場所ニシテ適法ノ目的ニ使用セラルモノハ之ヲ侵スベカラズ内國民ニ對シ法令ヲ以テ定ムル條件及方式ニ依ルノ外之ガ臨檢搜索ヲ爲シ又ハ帳簿、書類若ハ計算書ノ検査點閱ヲ爲スコトヲ得ズ

第二條 商業、產業又ハ金融業ニ關スル日本國ノ株式會社

又ハ其ノ他ノ會社及組合ハ其ノ構成又ハ目的ガ印度支那ノ領域内ノ公ノ秩序ニ反セザル限り日本國ニ依リ存在スルモノト認メラル「フランス」國ノ法令ニ從ヒ

適法ニ設立セラレタル商業、產業又ハ金融業ニ關スル株式會社又ハ其ノ他ノ會社及組合ニシテ印度支那ニ住所ヲ有シ且同國ニ於テ業務ヲ營ムモノハ其ノ構成又ハ目的ガ日本國ノ領域内ノ公ノ秩序ニ反セザル限り日本國ニ依リ正規ニ存在スルモノト認メラル
右會社及組合ハ他方ノ國ノ領域内ニ於テ其ノ法令ニ遵由シ其ノ業務ヲ行フニ付最惠國待遇ヲ享有スペシ

右會社及組合並ニ其ノ支店及代理店ハ他方ノ國ノ領域内ニ於テ名稱ノ如何ヲ問ハズ最惠國ノ會社及組合ニ依リ負擔セラルル所ト異ナルカ又ハ之ヨリ高キ稅金、手數料、租稅及貢納ヲ課セラルルコトナカルベシ資本、收益又ハ利益ニ基キ計算セラルル租稅ニ關シテハ右會社及組合、其ノ支店又ハ代理店ハ租稅ノ性質ニ從ヒ該國ニ投資セル資本ノ部分、該國ニ所有スル財產、該國ニ流通スル證券、該國ニ於テ獲得スル利益又ハ該國ニ於テ爲ス業務ニ應ジテノミ該國ニ於テ課稅セラルベシ

第三條 兩國ノ一方ノ國民ガ他方ノ領域内ニ於テ死亡シタ

ル場合ニ於テ死亡者ガ判明セル相續人又ハ遺言執行人ヲ
死亡シタル國ニ残ザルトキハ權限アル地方官憲ハ右死
亡ノ發生シタル地ヲ管轄スル死亡者所屬國ノ領事官ニ直
ニ右死亡ヲ通知スルコトヲ要ス

權限アル地方官憲ハ領事官ノ要求アルトキハ死亡證明書
ノ正規ノ形式ノ謄本ヲ無料ニテ交付シ以テ右通知ヲ補完
スペシ

相續權者若ハ其ノ或者ノ不在若ハ無能力又ハ遺言執行人
ノ不在ノ場合ニ於テハ領事官ハ權限アル官憲ヨリ相續權
者ノ權利ノ承認及保存ニ必要ナル措置ヲ求ムルコトヲ得
ベシ

兩國ノ一方ノ國民ニシテ他方ノ領域内ニ財產ヲ所有スル
者ガ右領域外ニ於テ死亡シタル場合ニモ亦前記ノ規定ヲ
準用ス

第四條 兩國ノ一方ノ國民タル商工業者ハ他方ノ領域内ニ
於テ自ラ行フト又ハ旅商ニ依リテ行フトヲ問ハズ見本及
雛形ヲ携帶シ又ハ携帶セズシテ買入ヲ爲シ又ハ注文ヲ取
一ノ權利ヲ享有スペシ

第五條 兩國ノ各ノ國民ハ他方ノ領域内ニ於テ特許、製造
標又ハ商標、一切ノ種類ノ工業的意匠及雛形、商號及原
產地ノ表示ノ保護並ニ不正競爭ノ防遏ニ關スル一切ノ事
項ニ付法定ノ手續及條件ヲ履行スルニ於テハ内國民ト同

第六條 日本國商船及「フランス」國商船ニシテ印度支那
若ハ日本國ノ領水及港ニ入ルモノ又ハ右領水及港ヨリ出
ヅルモノハ其ノ出發地又ハ目的地ノ如何ニ拘ラズ其ノ出
入及碇泊ニ當リ名稱ノ如何ニ拘ラズ内國商船ニ課セラレ
又ハ課セラルルコトアルベキ所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ
稅金又ハ手數料ヲ國家、州、市町村又ハ公ノ若ハ權限ヲ
與ヘラレタル私ノ機關ノ名義及計算ニ於テ徵收セラルル
コトナカルベシ

港、碇泊所及泊渠ニ於ケル船舶ノ繫留、荷積及荷卸、補
給並ニ一般ニ商船、其ノ船員及貨物ニ適用セラルルコト
アルベキ一切ノ手續及規定又ハ商船ノ爲スコトアルベキ
一切ノ操作ニ關シテハ兩締約國ノ意擱ハ此ノ關係ニ於テ

集ムルコトヲ得ベシ右商工業者及其ノ旅商ハ斯ク買入ヲ
爲シ又ハ注文ヲ取集ムルニ當リ總テ最惠國待遇ヲ享有ス
ベシ

前記ノ目的ヲ以テ見本及雛形トシテ輸入セラルル物品ハ
其ノ再輸出セラルベキコト又ハ法定期間内ニ再輸出セラ
レザル場合ニ正規ノ關稅ノ納付セラルベキコトヲ確實ナ
ラシムル爲制定セラレタル稅關ノ規則及手續ニ從フニ於
テハ兩國ノ各ニ於テ一時無稅輸入ヲ許可セラルベシ
尤モ右特權ハ物品ニシテ其ノ數量若ハ價格ニ徴シ見本若
ハ雛形ト認ムルコト能ハザルモノ又ハ其ノ性質上再輸出
ノ際同一物ナルコトヲ認識スルコト能ハザルモノニ及ブ
コトナカルベシ見本又ハ雛形ガ無稅輸入ヲ許可セラルベ
キモノナリヤ否ヤヲ決定スル權利ハ何レノ場合ニ於テモ
輸入ノ行ハレタル地ノ權限アル稅關官憲ニ專屬ス
兩國政府ハ商工業者及旅商ニ付要求セラルルコトアルベ
キ身分證明書ノ發給權限ヲ有スル機關並ニ右證明書ノ雛
形ヲ相互ニ通報スペシ

モ亦兩締約國ノ船舶ガ完全ナル均等ノ地歩ニ於テ待遇セ
ラルニ在ルヲ以テ内國船舶ニ對シ許興セラレ又ハ許興
セラルルコトアルベキ一切ノ特權及恩典ハ均シク他方ノ
國ノ船舶ニ對シ許興セラルベキコトヲ約ス

第七條 前條ニ規定セラルル船舶ノ旅客及其ノ手荷物ハ右
旅客ガ内國船舶ニ依リ旅行スル場合ト同様ニ取扱ハルベ
シ

右船舶ノ貨物ハ原產地又ハ發送地ノ如何ヲ問ハズ内國船
舶ニ依リ運送セラレタルトキト異リ又ハ之ヨリ高キ稅金
ヲ支拂ヒ又之ト異ル課金ヲ課セラルルコトナカルベシ殊
ニ兩國ノ一方ノ港ニ内國船舶ヲ以テ違法ニ輸入セラレ又
ハ輸入セラルルコトアルベキ一切ノ產品ハ他方ノ國ノ船
舶ヲ以テモ亦均シク右港ニ輸入スルコトヲ得ベク此ノ場
合ニ於テハ名稱ノ如何ニ拘ラズ右產品ノ内國船舶ニ依リ
輸入セラルルトキ課セラルル所ト異ルカ又ハ之ヨリ高キ
稅金又ハ課金ヲ課セラルルコトナカルベシ右相互均等ノ
待遇ハ右產品ガ直接ニ原產地ヨリ來ルト又ハ別國ヨリ來

ルトヲ間ハズ適用セラルベシ輸出ニ關シテモ右ト同様ニ全ク均等ノ待遇ヲ爲スペク從テ兩國ノ各ノ領域ヨリ適法ニ輸出セラレ又ハ輸出セラルルコトアルベキ產品ニ付テハ其ノ輸出ガ日本國船舶ニ依ルト又ハ「フランス」國船舶ニ依ルトヲ間ハズ且其ノ仕向地ノ如何ニ拘ラズ之ガ輸出ニ當リ右領域内ニ於テ同一ノ輸出稅ヲ納付シ且同一ノ獎勵金又ハ戻稅ヲ受クベシ

第八條 日本國船舶及「フランス」國船舶ニシテ兩國ノ一方ノ定期郵便運送ノ任務ニ當ルモノハ國家ニ屬スルト又ハ右目的ノ爲國家ヨリ補助金ヲ受クル會社ニ屬スルヲ問ハズ他方ノ國ノ領水内ニ於テ最惠國ノ同様ノ船舶ニ許與セラルル所ト同一ノ便益、特權及免除ヲ享有スペシ

第九條 難破、坐礁、海上損害又ハ不可抗力ニ因ル寄航ノ場合ニ於テ兩國ノ各ハ他方ノ船舶ニ對シ右船舶ガ國家ニ屬スルト又ハ個人ニ屬スルトヲ同一ノ援助、保護及免除ヲ許與スベシ右船舶又ハ其ノ貨物ヨリ救上ゲラレタル一切ノモノ

ハ其ノ輸出ガ日本國船舶ニ依ルト又ハ「フランス」國船舶ニ依ルトヲ間ハズ且其ノ仕向地ノ如何ニ拘ラズ之ガ輸出ニ當リ右領域内ニ於テ同一ノ輸出稅ヲ納付シ且同一ノ獎勵金又ハ戻稅ヲ受クベシ

ハ内國ノ消費ニ供セラレザル限リ關稅ヲ免除セラルベシ内國ノ消費ニ供セラルル場合ニハ正規ノ關稅ヲ納付スペキモノトス

第十條 兩國ノ各ノ領事官ハ自國商船内ノ秩序ノ維持ヲ專管スペク又船長、職員及船員間ニ生ズルコトアルベキ一切ノ種類ノ紛糾殊ニ届入契約ノ履行ニ關スル紛糾ヲ自ラ處理スベシ地方官憲ハ商船内ニ於テ發生セル騷擾ガ陸上若ハ港内ノ安寧及秩序ヲ害スルガ如キ場合ハ當該國國民及引渡ニ付他方ノ國ノ地方官憲ヨリ該國ノ法令ニ從ヒ援助ヲ受クベシ但シ脱走船員ガ該國ノ國民タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 兩國ノ各ノ領事官ハ自國商船ノ脱走船員ノ逮捕及引渡ニ付他方ノ國ノ地方官憲ヨリ該國ノ法令ニ從ヒ援助ヲ受クベシ但シ脱走船員ガ該國ノ國民タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

ルコトアルベキ一切ノ特權、恩典又ハ免除ヲ即時且無條件ニ他方ノ國ニ及ボスベキコトヲ約ス

第十三條 最惠國待遇ニ關スル本條約ノ規定ハ左ノ事項ニ

對シテハ適用ナカルベシ

一 國境貿易ヲ便ナラシムル爲接壤國ニ對シ許與セラレ

又ハ許與セラルルコトアルベキ特殊利益

二 關稅同盟ニ基ク特殊利益

三 二重課稅ヲ避クル爲第三國ニ對シ許與セラレ又ハ許

與セラルルコトアルベキ約定ニ依ル利益

第十四條 本條約ノ適用ニ於テハ左ノ如ク解スベキモノトス

一 「兩國」、「兩國ノ各」トハ日本國及印度支那、「兩國ノ一方」、「他方ノ國」トハ日本國又ハ印度支那

二 「國家」トハ「フランス」國ニ關スルトキハ「フランス」國政府又ハ佛領印度支那政廳

三 「國民」トハ印度支那ニ關スルトキハ「フランス」國ノ市民ニシテ印度支那ニ其ノ住所又ハ主タル營業所

ヲ有スル者、「フランス」國ノ人民又ハ保護民ニシテ印度支那ニ出生シタル者又ハ印度支那ニ其ノ住所若ハ主タル營業所ヲ有スル者

四 「內國民」トハ印度支那ニ關スルトキハ「フランス」國ノ市民ニシテ印度支那ニ其ノ住所又ハ其ノ主タル營業所ヲ有スル者

五 「日本國商船」トハ日本國ノ國旗ヲ掲げ航行スル商船ニシテ日本國ノ法令ニ依リ其ノ國籍ヲ證明スル爲要求セラル書類ヲ船内ニ有スルモノ

六 「フランス國商船」トハ「フランス」國ノ國旗ヲ掲げ航行スル商船ニシテ印度支那ニ登録セラレ且「フランス」國ノ法令ニ依リ其ノ國籍ヲ證明スル爲要求セラル書類ヲ船内ニ有スルモノ

第十五條 本條約ノ規定ハ日本國ニ屬シ又ハ其ノ管治スル一切ノ地域及屬地並ニ佛領印度支那政廳ノ管轄スル一切ノ地域ニ適用セラルベシ

ク速ニ東京ニ於テ交換セラルベシ但シ「フランス」國政府ハ已ムヲ得ザル場合ニハ批准ノ通報書ヲ以テ批准書ニ代フルコトヲ得ベク此ノ場合ニハ「フランス」國政府ハ成ルベク速ニ批准書ヲ日本國政府ニ送付スペシ

本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルベシ

本條約ハ五年間有效トス

兩締約國ノ何レノ一方モ本條約ヲ終了セシムルノ意思ヲ右五年ノ期間滿了ノ一年前ニ通告セザル場合ニハ本條約ハ兩締約國ノ何レカノ一方ガ之ガ廢棄ノ通告ヲ爲シタル日ヨリ一年ノ期間ノ滿了ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スペシ本條約ハ千九百七年六月十日ノ佛領印度支那ニ關スル宣言書、千九百十一年八月十九日ノ佛領印度支那ニ關スル宣言書及千九百二十七年八月三十日ノ日本國及印度支那間ノ居住及航海ノ制度ヲ定ムル議定書ニ代ルモノトス

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル

大日本帝國天皇（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス朕昭和十六年五月六日東京ニ於テ帝國全權委員ガ「フランス」國全權委員ト共ニ署名調印シタル佛領印度支那ニ關スル日佛居住航海條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス神武天皇卽位紀元一千六百一年昭和十六年七月四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈴セシム

御名 國璽

外務大臣 松岡 洋右

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

批准書交換及實施期日ニ關ス

ル外務省告示

昭和十六年五月六日東京ニ於テ署名調印セラレタル佛領印度支那ニ關スル日佛居住航海條約ノ批准書交換ハ昭和十六年七月五日東京ニ於テ行ハレタリ從テ本條約ハ其ノ第十六條ノ規定ニ基キ同日ヨリ實施セラレタリ

昭和十六年七月十日

外務大臣 松岡 洋右

（署名略）

昭和十六年五月六日即チ千九百四十一年五月六日東京ニ於テ日本文及「フランス」文ヲ以テ本書二通ヲ作成ス

第五 日滿議定書

日滿議定書

(昭和七年九月十五日署名)

本文

日本國ハ滿洲國ガ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ

滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限リ之ヲ尊重スペキコトヲ宣言セルニ因リ

日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保セんガ爲左ノ如ク協定セリ

一 滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國臣民ガ從來ノ日

支間ノ條約協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ権利益ヲ確認尊重スペシ
 二 日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス之ガ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス
 本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生ズベシ
 本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之作成ス

日本帝國特命全權大使 武藤 信義
滿洲國國務總理 鄭 孝 胤

ユネーヴに使しましたのを加へますれば、實に前後五回満蒙に關係したのであります。

事變前の滿蒙と今日の滿洲國とを比べますれば、その間全く隔世の感があるのであります。僅々八年間にかくの如き長足の進歩を爲した國は、世界史上その例が無いのであります。事變直前の滿蒙の狀態を、今日から回想しますれば、實に言語に絶したものがあります。我國が日清日露の兩戰役を經、十萬の生靈と二十億の國帑を犠牲として、得たる權益は、歐米某々國の妨害と、支那乃至張家の陰謀割策と、それから我國の軟弱外交と、此等が相俟つて、遂には其の大半が破滅に瀕して來たのであります。我國民が、漸次その拂ひたる巨大なる犠牲や、滿蒙が我國の存立に不可缺であること、即ち我國の生命線であることや、乃至は無關心となり來つたことも、亦かかる情ない事態に導いた

その東亞全局に對して實に重大性を持つてることなど忘れみましてより、昨年滿鐵總裁を罷めまする迄、滿洲に在勤すること前後四回、更に昭和七年滿洲事變に關聯して、「ジ南滿鐵道や旅大の回收に熱狂するかと思へば、他面、日本

(參照) 滿洲建國を回顧して松岡

外務大臣講演

(昭和十五年九月十五日)

本日、滿洲國承認第八周年記念日に當り、聊か所感を述べますことは、私の光榮とする所であります。

滿洲は私の第二の故郷とも申すべき所でありまして、三十餘年前、二十七歳の青年官吏として、初めて滿洲の地を踏みましてより、昨年滿鐵總裁を罷めまする迄、滿洲に在勤すること前後四回、更に昭和七年滿洲事變に關聯して、「ジ

人の中に——知名の政治家の間ですら、恰も之に呼應したかの如く堂々と滿蒙放棄論を唱ふる者のあるに至つた始末であります。

支那側は日を追つてつけ上つて參りまして條約の規定などは固より無視し、我再三の抗議をも、馬耳東風に附して、滿鐵の併行線を建設し、遂には包團線まで計畫して、滿鐵と共に滿蒙に於ける我地位我權益を抹殺し去らんと企てたのであります。かかる暴舉に對して當時我國は何を以て酬ひたか。唯、口舌の抗議を繰返すに過ぎなかつた。茲に於てか、彼は愈々增長し、一舉に日本人を滿蒙の天地から放逐せんとしたのであります。然に我國民は愈々以て無關心であり、又我政府は何か大變な錯覺にでもかかつて居たものか、愈々以て下手に出て、媚態すら呈するに至つたのであります。が、この我國朝野の無關心乃至腐甲斐なき態度は、彼をして反日を通り越して、毎日にまで發展せしめ、遂に昭和六年の萬寶山事件、それから、更に、中村大尉虐殺事件と云ふが如き不祥事を見るに至つたのであります。

居たのである。聯盟は極力日本を抑へやうとした。そして有名なる「リットン」調査委員なるものを極東に派遣した。丸で日本を被告扱ひにした。が、併し、其當時またまた、日本の政府も國民も、甚だ鈍感であつたのか、又は窮にこはかつたのか、委員一行が、威風堂々と乗り込んで來たのを拒みもしなかつた。諸君はよもやその折りの意氣地のない日本の姿を忘れはなさるまい。これが今日だつたらどうだらう？ 貴様等の喧嘩を俺が判いてやらう、と云ふ風な横着な顔付で彼等も來まいが、又我等も之を一蹴するだらう。かやうに考へて見ると、實に今昔の感に堪えないのであります。かやうに考へても、あの頃の意氣地のない、すばらしい姿を仰ぐにつけとも、あの頃の意氣地のない、見すばらしい姿をも注がず、指一本をも動かしたことのない滿蒙一滴の血をも注がず、指一本をも動かしたことのない滿蒙を、「リットン」報告書に載せたる勸告に基き、まんまと國際管理の下に收容しやうとした。凡そこんな目茶な、人

それでもまだ、當時の我政府の方々は泰然自若、一向御驚きになる容子もなかつた、無論憤慨する等とは、野暮の骨頂なりとして、頗る御冷靜に居らせられた。然し滿蒙の現地に在る皇軍と、我二十萬の同胞は最早忍ぶことが出來なくなつた。そして滿洲事變は當然起る可くして起つた。我國民の血も遂に湧いた。今から之を回顧致しますれば、柳條溝の一擊は、それ自身、實に日本精神の嚴乎たる反撃であり、發揚であり、又之が、實は長く眠つてゐた日本國民を自覺めさせ、日本精神の更生と共に、皇國日本の眞の姿を顯はす門出に上らしめたものであると、私は信する者であります。若しこの事がなかつたならば、今滿蒙は誰が支配して居るであらうか？ 否、それよりか日本は今頃何處に落ち往いてゐたであらうか？ 假に斯様な事を考へて見ますると、私は今尙裸然として栗の膚に生ずるのを覺ゆるるのである。支那は國際聯盟に提訴した。當時はまた我國の朝野を通じて、聯盟至上主義を遵奉し、若くは之を尊重と言ふよりか、心の底では密かに恐れてゐた者が、可なり數

を莫迦にした、しかも圓太い企みを大國に押し付けやうとした例は、人類史上他にないだらうと思ひます。併し當時の情勢からして見れば、それは彼等がけしからぬのか、又はかかる謂れなき舉に敢へて出でしめた、即ちかかる侮辱を自ら招いた日本が悪かつたのか、それは甚だ問題だと思ふ。私は、少くとも、我朝野の當時の姿勢なり、心掛なりに一半の罪はあつたと思ひます。更生したる日本精神は、日を追ふてはつきりとして來た、そして遂にかかる企圖、かかる勸告を峻拒した。即ち昭和八年二月二十四日は、昭和六年九月十八日と共に、大和民族の忘れてはならぬ記念の日であります。柳條溝の一擊に始まつた日本精神の更生は、聯盟脱退の舉に依つて完成されたのである。又昭和八年一月二十四日は、皇國日本が近代文明の一つの大きな特徴である偽善に向つて敢然として挑戦した日として、恐らく、長く世界史上に據として光彩を放つことであらう。偽善のない眞の世界平和樹立の途上に、世界を上らせたのは此の日である。又日本は此の日、偽善なる現状維持的機構

に、決定的致命傷を與へたのであります。當時、私は「ジユネーヴ」に對する告別の辭に於て、無思慮なる行動（十九委員會の決議）に依り傷くものは、日本にあらずして聯盟なりと、云ふ事を述べて置いた、が今聯盟は何處に何をして居るか？それは兎も角として、一旦更生途上に就いた皇國日本と、日本精神は、その後只管前方を望んで、ぐんぐんとひた押しに押して行つた。躍進又躍進！この九年間に世界も大變な事になつて來ましたが、日本も大變な事になりました。唯夢の様だ。餘りにも變遷が激しい。僅に九年前のあの見すばらしい、意氣地なしの日本の姿を追憶するとき、今の日本の姿が餘りにもすばらしいのに驚かざるを得ない。隔世の感どころではない。それと共に僅か八年前嘆々の聲を擧げた滿洲國の今日の姿を見て、私共三十餘年來、聊か滿蒙を知つてゐる者からすれば、眞に夢の如く想はれ、唯々、驚嘆すると云ふの外ないのであります。

昔から、私は、滿蒙は東亞全局を安定さすところの鍵である、と主張して來たのであります。今尙、私はそれを確く想はれ、唯々、驚嘆すると云ふの外ないのであります。

樹立せんとし若くは更に進んで、世界を通じて新秩序を建設せんことを夢みても、それは不可能事であります。我がが、眞にこの有り難い、國體に根差したる、萬民輔翼の政體制を樹立し、「萬民を擧げて、心の奥底から喜悦し悅服して、唯々 天皇に歸一し奉る」と云ふ、眞の日本的な全體主義に徹底し、以て皇道に淵源する外交政策を遂行する時に於て、初めて、大東亞の新秩序否、世界の新秩序が、自からにして建設せられるものと確信するのであります。

今日、此の非常の秋に際會致しまして、滿洲國建國の意義に就て思想を新にし、その建國前後の事情を回顧し、而して世界空前の動搖と混亂を目の當り直視しつゝ、眼を上げて、憚める人類の將來に想を走するとき、東亞の民たる者、眞に奮起せずして居られませうか。吾等は茲に「光は東方より」、「新秩序は吾等より」との堅き信念の下に、時艱克服に邁進せんことを期せなければなりません。

實に滿洲建國の業は、東亞に於ける新秩序建設の第一段階であり、兼ねて又世界新秩序建設の魁をなしたのであります。その世界史上に占む可き地位は、極めて重大であると云はねばなりません。而して滿洲事變の眞の意義は、我々國民が目下銳意努力しつつあります所の、東亞新秩序の建設を完成することに依つて、初めて貫徹せられるのであります。滿洲事變から今日に至ります迄の、東亞の變遷と云ひますものは、言はば一體を爲すものであります。又此の東亞新秩序の建設と我國の國內體制の整備と云ふことは、不可分の關係にあるのであります。國內に於ては舊體制をその儘維持し乍ら、大東亞に新秩序を

第六 日華基本條約

日本國中華民國間基本關係ニ 關スル條約

中華民國國民政部ハ

朕権密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十五年十一月三十日南京ニ於テ帝國全權委員ガ中華民國全權委員ト共ニ署名調印シタル日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ヲ附屬文書ト共ニ茲ニ公布セシム

御名 御璽

昭和十五年十二月一日

(副署名略)

條約本文

第一條 兩國政府ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持スル爲相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重シツツ政治、經濟、文化等各般ニ互リ互助敦睦ノ手段ヲ講ズベシ

兩國政府ハ政治、外交、教育、宣傳、交易等諸般ニ互リ相互ニ兩國間ノ好誼ヲ破壊スルガ如キ措置及原因ヲ撤廢シ且將來ニ瓦リ之ヲ禁絶スルコトヲ約ス

第二條 兩國政府ハ文化ノ融合、創造及發展ニ付緊密ニ協

大日本帝國政府及

力スベシ

第三條 兩國政府ハ兩國ノ安寧及福祉ヲ危殆ナラシムル一切ノ共產主義的破壊工作ニ對シ共同シテ防衛ニ當ルコトヲ約ス

兩國政府ハ前項ノ目的ヲ達成スル爲各其ノ領域内ニ於ケル共產分子及組織ヲ芟除スルト共ニ防共ニ關スル情報、宣傳等ニ付緊密ニ協力スベシ

日本國ハ兩國共同シテ防共ヲ實行スル爲所要期間中兩國間ニ別ニ協議

國共通ノ利益ヲ確保スル爲所要期間中兩國間ニ別ニ協議決定セラル所ニ從ヒ其ノ艦船部隊ヲ中華民國領域内ニ於ケル特定地域ニ駐留セシメ得ルコトヲ承認スベシ

第六條 兩國政府ハ長短相補ヒ有無相通ズルノ趣旨ニ基キ且平等互恵ノ原則ニ依リ兩國間ノ緊密ナル經濟提携ヲ行フベシ

中華民國政府ハ華北及蒙疆ニ於ケル特定資源就中國防上必要ナル埋藏資源ニ關シ兩國緊密ニ協力シテ之ヲ開發スルコトヲ約諾ス中華民國政府ハ其ノ他ノ地域ニ於ケル國防上必要ナル特定資源ノ開發ニ關シ日本國及日本國臣民ニ對シ必要ナル便宜ヲ提供スベシ

前項ノ資源ノ利用ニ關シテハ中華民國ノ需要ヲ考慮シ中華民國政府ハ日本國及日本國臣民ニ對シ積極的ニ充分ナル便宜ヲ提供スルモノトス

兩國政府ハ一般通商ヲ振興シ及兩國間ノ物資需給ヲ便宜且合理的ナラシムル爲必要ナル措置ヲ講ズベシ兩國政府ハ揚子江下流域ニ於ケル通商交易ノ増進並ニ日本國ト

第五條 中華民國政府ハ日本國ガ從前ノ慣例ニ基キ又ハ兩所ニ據ル

華北及蒙疆トノ間ニ於ケル物資需給ノ合理化ニ付テハ特ニ緊密ニ協力スベシ

日本國政府ハ中華民國ニ於ケル產業、金融、交通、通信等ノ復興發達ニ付兩國間ノ協議ニ依リ中華民國ニ對シ必要ナル援助乃至協力ヲ爲スベシ

第七條 本條約ニ基ク日華新關係ノ發展ニ照應シ日本國政府ハ中華民國ニ於テ日本國ノ有スル治外法權ヲ撤廢シ及

其ノ租界ヲ還付スペク中華民國政府ハ自國領域ヲ日本國ノ居住營業ノ爲開放スベシ

第八條 兩國政府ハ本條約ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル具體的事項ニ關シ更ニ約定ヲ締結スルモノトス

第九條 本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十

趣旨ニ準據シテ調整セラルベキモノトス

第二條 從前中華民國臨時政府、中華民國維新政府等ノ辨

ジタル事項ハ中華民國政府ニ依リ繼承セラレ差當リ現狀

ヲ維持セラレタルモノナルニ依リ右事項ノ中調整ヲ要スルモノニシテ未ダ調整セラレザルモノハ事態之ヲ許スニ

伴ヒ兩國間ノ協議ニ依リ條約及附屬文書ノ趣旨ニ準據シテ速ニ調整セラルベキモノトス

第三條 兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキハ日本國軍隊ハ本日署名セラレタル日本國中華民國間

基本關係ニ關スル條約及兩國間ノ現行約定ニ基キ駐屯スルモノヲ除キ撤去ヲ開始シ治安確立ト共ニ二年以内ニ之ヲ完了スペク中華民國政府ハ本期間ニ於テ治安ノ確立ヲ保障スルモノトス

第四條 中華民國政府ハ事變發生以來中華民國ニ於テ事變ニ因リ日本國臣民ノ蒙リタル權利利益ノ損害ヲ補償スベシ

附屬議定書ニ關スル日華兩國全權委員間了解事項

阿部信行(印)
汪兆銘(印)

大日本帝國特命全權大使
中華民國國民政府行政院院長

附屬議定書

本日日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一條 中華民國政府ハ日本國ガ中華民國領域内ニ於テ現ニ遂行シツツアル戰爭行為ヲ繼續スル期間中右戰爭行為ノ目的達成上必要ナル措置ヲ執ルコトヲ諒解シ之ニ應ジ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

前項ノ特殊事態ハ戰爭行為繼續中ト雖モ戰爭行為ノ目的達成上支障ナキ限り情勢ノ推移ニ應ジ條約及附屬文書ノ

民國民ノ政府ニ協力スベシ

第五條 本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十

日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使
阿部信行(印)
中華民國國民政府行政院院長

汪兆銘(印)

日本國政府ハ事變ノ爲生ジタル中華民國難救濟ニ付中華

當リ右條約附屬議定書第一條及第二條ノ規定ニ關聯シ兩國全權委員間ニ左ノ了解成立セリ

第一 中華民國ニ於ケル各種徵稅機關ニシテ目下軍事上ノ必要ニ依リ特異ナル狀態ニ在ルモノニ付テハ中華民國ノ財政獨立尊重ノ趣旨ニ基キ速ニ之ガ調整ヲ計ルモノトス

第二 目下日本國軍ニ於テ管理中ノ公營、私營ノ工場、鑄山及商店ハ敵性ヲ有スルモノ及軍事上ノ必要等已ムヲ得ザル特殊ノ事情ニ在ルモノヲ除キ合理的方法ニ依リ速ニ之ヲ中華民國側ニ移管スル爲必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第三 日華合辦事業ニシテ固有資產ノ評價、出資比率其ノ他ニ付修正ヲ要スルモノアルニ於テハ兩國間ニ別ニ協議決定セラル所ニ從ヒ之ガ是正ノ措置ヲ講ズルモノトス

第四 中華民國政府ハ對外貿易ニ關シ統制ヲ必要トスル場合ハ自主的ニ之ヲ行フモノトス但シ條約第六條ニ掲ゲラレタル日華經濟提携ノ原則ト抵觸スルコトヲ得ズ又事變繼續中ニ於テハ右統制ニ付日本國側ト協議スペキモノト

昭和十五年十一月三十日
中華民國政府行政院院長
御名 御璽

昭和十五年十一月三十日 即チ康德七年十一月三十日、中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ
大日本帝國特命全權大使 汪兆銘(印)
中華民國政府行政院院長
滿洲帝國參議 阿部信行(印)

(副署名略)

第五 中華民國ニ於ケル交通、通信ニ關スル事項ニシテ調整ヲ要スルモノニ付テハ兩國間ニ別ニ協議決定セラル所ニ從ヒ事態之ヲ許ス限り速ニ之ガ調整ヲ計ルモノトス

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使

阿部信行(印)

中華民國政府行政院院長

汪兆銘(印)

(附記) 日滿華共同宣言

昭和十五年十一月三十日即チ康德七年十一月三十日、中華民國二十九年十一月三十日南京ニ於テ

大日本帝國政府
中華民國政府及
滿洲帝國政府

三國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以テ東亞ニ於ケル恒久的平和ノ樞軸ヲ形成シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望シ左ノ通宣言ス

一 日本國、滿洲國及中華民國ハ相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重ス

二 日本國、滿洲國及中華民國ハ互惠ヲ基調トスル三國間ノ一般提携就中善隣友好、共同防共、經濟提携ノ實ヲ擧グベク之ガ爲各般ニ瓦リ必要ナル一切ノ手段ヲ講ズ

三 日本國、滿洲國及中華民國ハ本宣言ノ趣旨ニ基キ速ニ約定ヲ締結ス

ニ關スル條約、同附屬議定書並ニ附屬議定書ニ關スル兩國全權委員間了解事項ニ調印シ次イテ日滿華三國全權ハ日滿華共同宣言ニ調印ヲ了セリ以上ヲ以テ帝國政府ハ汪精衛氏ヲ首班トスル中華民國國民政府ヲ正式ニ承認シ中華民國國民政府ハ滿洲國ヲ承認シ滿洲國政府ハ中華民國國民政府ヲ承認セル次第ナリ

(參照第二) 日華間基本條約及日滿華共同宣言ニ關スル須磨情報部長談

(昭和十五年十一月三十日午後一時)

本日南京に於て午前十時阿部大使と汪行政院長(汪氏は二十九日國民政府主席に就任したるも條約締結に關する交渉及調印は行政院長の資格に於て爲したる次第なり)との間

に日華間の基本關係に關する條約及附屬諸取極が調印せられ之に依り日本は新國民政府を中國に於ける正當政府として正式に承認した譯であるが引續き午後零時阿部大使、臧式毅全權及行政院長との間に日滿華共同宣言の調印を見るに至り滿洲國は汪精衛氏を首班とする國民政府を承認し國民政府は滿洲國を承認し茲に三國相提携して東亞新秩序建設に邁進すべき基礎の確立を見たことは慶賀に堪へない所である。

た。

今次事變發生以來皇軍の進出に伴ひ中國各地に治安維持會の發生を見、それ等は漸次臨時、維新の兩政府に吸引結集せられ新中國建設の機運は漸次成熟しつつあつたが果然汪精衛氏を指導者とする和平救國運動の擡頭を見るに至つた。

本運動は日本と提携して新東亞を建設するを目的とし是が爲共產主義、抗日運動を排除し、日華提携の更生國民黨政權を樹立することとなり、昭和十三年十二月遂に汪氏の重慶脱出となつて世界の表面に現れ出たのである(十二月十

八日)。次で東亞新秩序建設に關する近衛内閣總理大臣の談話(十二月二十二日)に對應せる汪氏の和平反共宣言(十二月三十日)となり、其後汪氏は河内より上海に到着(昭和十四年五月八日)同地に和平運動の根據を置くこととなつたが、續いて同年五月三十一日東京を訪れ、當時平沼總理及近衛前總理とも會見の上和平運動に對する日本側の決意を知り、愈々本格的運動に乗出すこととなり、八月二十一日中國國民黨第六次全國代表大會(六全大會)を上海に招集し、日華關係を根本的に調整し國交を恢復すること及國民黨の機構を改正して汪氏を黨中央執行委員會主席とすること等を可決し、歪曲せられたる三民主義に對して純正解釋を下したのである。茲に於て和平救國運動は一轉して和平建國運動となり、純正國民黨は從來の以黨治國の主張を拠棄し各黨各派無黨無派の人士と協力して新中央政府樹立の工作に乗出したのである。

新中央政府樹立の工作は總て九月十九日より三日間南京に於ける汪精衛、王克敏、梁鴻志三氏間の所謂三巨頭會談と

なり、昭和十五年に入るや、一月二十三日の青島會談(汪精衛、王克敏、梁鴻志三氏)一月十二日汪氏と各黨各派、社會上重望ある人士との會談を以て中央政府樹立大綱、政綱等に關する意見の一一致を見遂に三月二十日新中央政府樹立の根本を定む可き中央政治會議の開催となつたのである。同會議には、國民黨十名、臨時政府、維新政府各五名、蒙古聯合自治政府、國家社會黨、中國青年黨各二名其他社會上重望ある者四名、合計三十名の議員出席し、日華關係調查案、中央政府樹立大綱案、國民政府政綱、中央政治委員會組織條例等の十二重要案件可決せられ、二十五日閉會、同三十日南京に於て國民政府還都典禮舉行せられ、主席代理汪精衛氏還都宣言を發し茲に國民政府は東亞新秩序建設の分擔者として歴史的第一歩を踏み出すこととなつたのである。

他方中央政府樹立工作と併行して日華國交調整の交渉は之と不可分に遂行せられ來つたが、昭和十四年八月末の國民黨六全大會以後は善隣友好、共同防共、經濟提携の三大原

則を基調として愈々急調に展開せられ十二月三十日上海に於て兩國工作者間に國交調整に關する基本觀念の一致を見たのである。

而して昭和十五年三月三十日新中央政府成立を見るや、帝國政府は四月一日阿部信行氏を特命全權大使に任命、二十三日南京着任後、日華國交修復に關する準備は着々辦理せられ、七月五日阿部大使、汪主席代理以下出席の下に第一回正式會議開かれ、汪氏より會議に對する中國側の期待を表明し、之に對し、阿部大使より、交渉に對する我方の見解を披瀝した。爾後時を間ること約二箇月、八月二十八日迄の間に正式會議を開くこと十五回、彼我雙方の互譲と言はんより寧ろ東亞新秩序建設への熱情は能く錯雜せる論點を超克し八月二十八日の第十五回正式會議を以て條約案文は一應の決定を見、同三十一日兩國委員の間に「イニシアル」が行はれた。次で「イニシアル」を經たる案文に付兩國各々國內的檢討を重ねたる結果、局部的に其の修正の必要を認め九月下旬再折衝の上右修正に關する意見の妥結を

他方帝國に對し常に全面的支持を吝まなかつた滿洲國とも見、十月一日兩國委員間に「イニシアル」が行はれたのである。日滿華共同宣言案に付折衝が行はれて居つた。十一月上旬南京に於て滿洲國委員外務局長官章煥章氏を迎へ十一月八日右三國委員間の「イニシアル」が行はれるに至つた。是より雖阿部大使は十月二十七日歸朝、同月二十九日近衛總理大臣と會見して一切の復命を了し條約案は十一月十三日御前會議を經て樞密院の御諮詢に付せられ、十一月二十七日同院の本會議に於て可決せられ本日茲に調印を了した次第である。

(參照第三) 日華基本條約締結に關する須磨情報部長講演

(昭和十五年十一月三十日午後二時半)

本三十日午前十時二十五分南京に於て帝國全權阿部大使、國民政府汪行政院長の間に日華間基本條約が滯り無く調印を了しまして、之に依て日本政府は汪兆銘氏を主班とする國民政府を中華民國の正式唯一の政府として承認し、今後兩國政府は手を携えて東亞新秩序建設に邁進することにつたのであります。

此の歴史的條約の基底を爲す根本理念は條約前文に明かにされて居ります。即ち兩國は東亞に於て道義に基く新秩序の建設、と云ふ共同理念に向て善隣としての緊密なる提携を約し且東亞に於ける恒久的平和の確立に努力すべきを誓つて居るのであります。

條文は九條ありますが、特に第一條、第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條の九條で構成され、第一條は兩國は善隣友好の關係を維持する爲に、互に主權及領土を尊重し、政治、經濟、文化、各般に亘つて互助の手段を講ずると共に一方兩國間の好敵を破壊するが如き措置の禁絶を誓ひ、第二條に於ては特に文化の融合及發展を規定し、第三條に於ては、一切の共産主義的破壊工作に對する共同防衛、之に伴ふ日本軍の駐兵のことを規定して居り、第六條は經濟提携の條項であつて全般的には平等互恵の原則に基づく兩國間の緊密なる經濟提携を規定し、特に華北、蒙疆に於ける特定資源、就中國防上必要な埋藏資源開發に關する協力を規定し且つ中華民國は、之等資源の利用に關して日本及日本國臣民に對して積極的に便宜を供與することを約束して居ります。又揚子江下流地域は、我が國とは通商上最も緊密なる關係にあるので、此の方面に於ける通商交易の増進、並に日本と北支蒙疆方面との間に於ける物資需要の合理化に付き規定して居り、之に對し日本は產業、金融、交通、通信等の復興發達に付き全面的の協力を約束し

す。

換言すれば主權尊重、善隣友好、共同防共、經濟提携の四原則は以上の條項に明定せられ居る譯であります。

第四條第五條は云はば過渡的規定とでも申しますか、日本軍隊の撤兵艦船部隊の駐屯等を規定し居ります。

第七條に於ては、之等の新しい兩國間の關係の發展に即應して、舊習を打破する意味を以て遠からず日本政府は治外法權の撤廢と租界の還付を實行し支那國民の要望に副ふと共に國民政府は其の内地を日本國臣民の爲に開放して愈々提携の實を擧ぐべきことを約束したものであります。

以上が條約の主なる規定であります。

次に附屬議定書は五ヶ條よりなつて居り、第一條に於て國民政府は戰爭行為の繼續する期間中は之に伴ふ特別の事態の存在することを認め、又日本に對して必要なる協力上の措置を執ることを約束して居ります。又日本側に於ては、戰爭繼續中と雖も、特別の事情なき限り、今回結ばれた條約の主旨に應じて其の特殊情勢の調整を約束して居ります。

第二條には、從來の臨時政府並に維新政府の處辦した事項を、新國民政府は承認し、唯其の調整を要する事項に關しては、今回の條約の主旨に從つて兩國間の協議に依つて速かに調整することを規定して居ります。

第三條は、日本軍の撤兵のことを規定して居りますが、戰爭狀態終了し、治安確立と共に二箇年以内に撤兵を完了することを日本側は約束して居り、又國民政府は右二箇年以内に治安を確立すべきを保證して居ります。

第四條に於ては、事變に因つて日本國民個人の被つた損害の補償を民國側が約束し、一方日本側は、今回の事變に因つて生じた中華民國難民の救濟に付て全幅的に民國側に協力することを約束して居ります。

議定書の諒解事項は、主として此の事變に因つた特別な狀態を調整するのを眼目として居ります。

第一は、徵稅機關の調整、

第二は、軍管理中の工場、鑄山、商店等の中華民國側への

し、又滿洲帝國は中華民國國民政府を正式に承認することになつたことは、政府發表に述べてある通りであります。

第三は、合辦事業、特に資產の評價、出資の比率等に關する調整を規定し、

第四に於ては、新しい日華經濟提携の原則と抵觸せざる範圍に於て、中華民國政府の對外貿易に關する自主的統制を認めて居ります。

第五に於ては、交通通信に關する事項にして調整を要するものは速かに兩國間に協議決定することを規定して居ります。

右條約に續き、午後零時、阿部全權、汪行政院長、臧滿洲帝國參議の間に調印せられた日滿華共同宣言に於ては、日華基本條約の前文と同様、東亞的新秩序建設、恒久的平和の確立に三國が相協力することを約し、三國は相互に主權及領土を尊重し、且つ互惠を基調とする三國間の一般提携殊に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げる爲に必要な切の手段を講ずることを約束して居ります。

此の共同宣言に依つて中華民國國民政府・滿洲帝國を承認

昭和十二年七月七日蘆溝橋事件勃發以來早くも茲に三週年を迎ふこととなりました。熟々考ふるに日支兩國は東亞に於ける同文同種の二大民族國家として、互に友好親善の長い歴史を持ち遠く隋唐兩朝との交通以來、支那文化が我國に傳來し、我國固有の文化と交流して茲に東亞獨自の發展を遂げたことは申す迄もないであります。斯くの如く日本本來、關係は長短相補ひ所謂唇齒輔車の關係に在るにも不拘、不幸今次事變の勃發を見ましたのは蔣政權が日支

(參照第四) 事變三週年記念日に於ける有田外務大臣演說

(昭和十五年七月七日)

の提携を實現せんとする帝國の眞意を解せず、一黨一派の利己的政權慾に捉はれたる爲であります。

然るに今や皇軍の武威は全支を風靡し、重慶政權は奥地敗殘の地方政權として餘命を繫ぐに過ぎず、然も彼等が頼みとしてゐた援蔣國家の補給路もその内、最も輸送能力の大きかつた佛印經由の輸血路は最近我國よりの嚴重なる申入れの結果、佛印側に於て援蔵物資の禁絕を應諾しましたので、我方から検査員を派遣して之が實況を監視して居りますことは既に御承知の通りであります。更に我國は目下「ビルマ」國境より昆明に通する滇緬公路及び香港領域からする輸血路の切斷に關しても「イギリス」政府と交渉中であります。

斯くの如く重慶政權と外部との交通遮断及その他の諸般の措置がその效果を顯しますれば事變以來赫々たる戰果を挙げて居りまする皇軍の積極的作戦と相俟つて重慶政權は戰争を繼續する力を失ひ、自滅は免れざる處と信するのであります。

そこで我國と致しましては東亞民族の使命に覺醒せる新支那との間に將來の平和的關係を確立する爲に、去る七月五日より日支基本條約の締結交渉を開始したのであります。之が成立致しますれば、日支共存共榮の新關係が樹立され茲に輝かしい東亞の黎明を迎ふこととなるのであります。反共、經濟提携を以て東亞の新秩序建設に協力せんことを承し近衛聲明の三原則に共鳴と同感の意を表し、善隣友好、根本方針として宣言して居ります。斯くして蔣政權の抗日政策を糾弾し、和平救國の國民運動は澎湃として全支に漲てゐるのであります。

但し茲に私が諸君の注意を喚起致したいと思ひまする點とまことに、即ち、新支那との間の關係に於ける平和と秩序とを確立すると共に順を追つて他の分野との間にも同様の關係を樹立せねばならぬのであります。帝國が東亞新秩序の建設に邁進してゐるのも總てこの意味に外ならないのであります。從て歐洲戰爭の餘波が東亞の安定勢力たる帝國の使命にも鑑み到底黙過出来ぬことは諷々を要しない處であります。

まする爲には地理的、人種的、文化的、經濟的に密接なる關係にある諸民族が共存共榮の分野を作り、先づ其の範圍内に於ける平和と秩序とを確立すると共に順を追つて他の分野との間にも同様の關係を樹立せねばならぬのであります。帝國が東亞新秩序の建設に邁進してゐるのも總てこの意味に外ならないのであります。從て歐洲戰爭の餘波が東亞の安定勢力たる帝國の使命にも鑑み到底黙過出来ぬことは諷々を要しない處であります。

斯くの如くにして我國の外交は支那事變の處理、東亞新秩序の建設に最善の努力を怠らず、興亞聖業完成の根本方針を堅持して參るべきであります。そしてこそ之を基礎と致しまして客觀情勢の變化に應じて、隨時隨所に臨機應變の手を打つて行くことも出来るのであります。世界は洵にめまぐるしい變化を遂げつづりますけれども、此の根本方針さへ確立して居りますれば少しも慌てる必要はないのであります。

然し乍ら斯る世界的大變動に直面致しましても、帝國外交の根本方針は肇國以來一定せる搖ぎなき基礎の上に立つてゐるのであります。即ち萬邦をして各々その處を得せしむるにゐるのであります。これこそ實に世界平和の基礎でなければならぬのであります。而してこの理想を實現致し

例を取つて申しますと、丁度剣道の試合に於きまして剣は一筋であり、目標は相手の急所を狙ふことにあるのであります。然し周囲の状態と相手の姿勢の變化に應じ、或は正眼の構へとなり、或は上段、下段に構へると同様であります。即ち帝國の目標は東亞安定を起點とし世界の安定に貢獻するにあります。之を實現し、之を遂行するに當つては、國際間の客觀的諸條件に對應して多種多様の姿勢を取つて之に處する處がなくてはならない譯であります。

殊に國際關係は大戰の進展に依り、却つて我國の爲有利に推移して居ると申す向もありますが、卒直に申せば、我國にとつて、有利ならしむるも有利ならしめないのも一に懸つて吾々國民の覺悟にあるのであります。即ち我國民が國家の總力を總動員して、其の精神力を最大限に昂揚し、不退轉の勇猛心を喚起せねばならない所以は茲に在るのであります。（以下略）

第七 東條内閣總理大臣の議會演説

（昭和十七年一月二十一日）

先般開院式に當りましては、特に優渥なる 勅語を賜はり、洵に恐懼感激に堪へません。私は諸君と共に、謹んで聖旨を奉體し、全力を擧げて職責の遂行に當り、速に戰爭目的を達成し、以て 聖慮を安んじ奉らんことを期する次第であります。

大東亞戰爭開始以來、皇軍の擣ふ所敵なく、到る處勝々たる戦捷を收め、短時日にして既に大東亞に於ける敵の要衝の大部分を覆滅し、一方重慶政權に對しても亦益々壓迫を強化し更に北邊の護り盤石の安きに在り、依て以て帝國の威武を中外に宣揚しつつありますことは、誠に御同慶の至りであります。是れ偏に 御稟威の然らしむる所でありまして感激に堪へない次第であります。而して廣大なる地域に亘り寒暑を克服して勇戰力闘克く此の偉大なる戰果

を收めつつあります我が忠勇無比なる陸海軍將兵の勞苦と武勳とに對しましては、衷心より感謝し且敬意を表する次第であります。又護國の英靈に對しましては茲に敬弔の誠を披瀝致しますと共に、其の遺族並に傷病將兵に對しましては深き同情を表する次第であります。

抑々帝國の現に遂行しつつある大東亞戰爭指導の要諦は大東亞に於ける戰略據點を確保すると共に、重要資源地域を我が管制下に收め、以て我が戰力を擴充しつゝ獨伊兩國と密に協力し互に呼應して益々積極的作戰を展開し米英兩國を屈服せしむる迄戦ひ抜くことであります。然るに米英兩國は永年に亘り世界制覇の基礎を固め、世界最大の富強を誇るものであります。緒戦の大敗に拘らず必ずや執拗に我に抗し、大勢の挽回を計り来るべきは想像するに難くな

いのであります。故に今後各種の困難なる事象が發生して参りますとも、或は又此の戦争が長期戦となりますことも、當然覺悟せねばならないのであります。即ち戦争は正に今後にあるのであります。我が征戦の目的を達成せんが爲には、全國民は愈々必勝の信念の下如何なる艱難辛苦をも堪へ忍び、以て國家に報すべきであります。而して此の勤儉尚武獻身報國の精神こそは、現下の難關突破の爲のみならず、帝國將來の發展の爲にも絶對缺くべからざる要件なのであります。

帝國は今や國家の總力を擧げて専ら雄大廣汎なる大作戦を遂行しつゝ大東亞共榮圏建設の大事業に邁進して居るのであります。而して大東亞共榮圏建設の根本方針は、實に肇國の大精神に淵源するものであります。大東亞の各國家及各民族をして、各々其の所を得しめ、帝國を中心とする道義に基く共存共榮の秩序を確立せんとするに在るのであります。而して其の建設は廣大なる地域に亘り、各種の民族と相倚り相携へて行はれるのであります。而も今回新

に建設に參加せんとする地域たるや、資源極めて豊富なるにも拘らず、最近百年の間米英兩國等の極めて苛烈なる掠取を受け、爲に文化の發達甚しく阻害せられたる地域であります。

帝國が此地域を加へて人類史上に一新紀元を劃すべき新なる構想の下に、大東亞永遠の平和を確立し、進んで盟邦と共に世界新秩序の建設を爲さんとすることは、正に曠古の大事業であります。而して此の大事業の成功は又我が武力戦の成功を窮屈の勝利に導く必須の要件なのであります。

此の建設に當りましては、大東亞防衛の爲絶對必要な地域は、帝國自ら之を把握措置し、其の他の地域に關しましては各民族の傳統文化等に應じ、戰局の進展に伴ひ、夫れ夫れ適當なる處置に出づる考であります。

今や帝國陸海軍は既に香港を占領し、比島の大部分を確保し、又馬來半島の大半を制壓し、更に最近に至りましては、蘭印の要衝を占領するに至つたのであります。此等諸

地域の内、香港及馬來半島は多年英國の領土であり且東亞禍亂の基地たりし事實に鑑みまして、帝國は徹底的に禍根を艾除するのみならず寧ろ此等をして、大東亞防衛の據點たらしめんとするものであります。

比島に關しましては、將來同島の民衆にして、帝國の眞意を了解し、大東亞共榮圏建設の一翼として協力し来る場合に於きましては、帝國は欣然として彼等に獨立の榮譽を與へんとするものであります。

ビルマ等に就きましても亦帝國の企圖する所は比島と異なる所がないのであります。

蘭印及藻洲に就きましても、是等が現在の如く帝國に對し、抗戰の態度を繼續するに於ては、帝國は容赦なく之を擊碎せんとするものであります。然しながら其の住民が、帝國の眞意を了解して協力して參りましたならば、其の福音と發展との爲には帝國は十分の理解を以て之に力を添ふるに吝でありません。

今日尙重慶政權が、無意義の抗戰を繼續しつゝあります

ることは洵に遺憾であります。帝國は之を徹底的に破碎せんとするものであります。私は今こそ彼等が此の世界情勢の大變換を正視し翻然米英依存の舊姿を一擲して大東亞共榮圏建設の大事業に馳せ参すべき時期であることを確信するものであります。

滿、華、泰の諸國民が帝國と一丸と爲つて大東亞共榮圏建設爲に不斷の努力を爲しつゝあり、佛印亦是に協力しつゝありますことは誠に慶祝の至りであります。

一方盟邦、特に獨伊兩國が、帝國と共に世界新秩序建設の爲、着々と戰果を擧げつゝありますことは洵に同慶に堪へない所であります。帝國は是等盟邦との間に、軍事、外交、經濟等各般に亘り今後も益々結束を固くし以て共同の目的達成に邁進せんとするものであります。帝國の企圖する建設は諸戰當初に於ては先づ軍政下に於て戰爭遂行上緊要なるものより着手し、且將來の大建設を準備し、防衛及治安の確立に伴ひ、逐次民間參與の範圍を擴張せんとするものであります。而して帝國の企圖しつゝある大東亞建設

の方策は國家百年の長計たるに鑑みまして、十分の準備を整へて萬全の策を講ずるの要があるのです。政府は廣く官民各方面の智能を動員して、之が協力に依て、其の樹立とその遂行とに萬遺憾なきを期せんとする所存であります。

以上的情勢に應じ國運進展を期する爲に帝國今日の急務は國家の總力を擧げて専ら武力戦に於て屈敵の戰果を擴大すると共に、戰爭遂行力の強化を促進して、必勝の態勢を確保するに在るのでありまして各般の施策も亦是に集中すべきことを政府は確信するものであります。

是に於て政府は國政各部門に亘つて戰爭遂行に必要な方策を確定し且迅速に之を實行し度いと考へて居るのであります。即ち戰時生産力の維持増強を圖る爲には、特に緊

要なる企業中優秀なるものに對し重點的に資材、労力、電力、資金等を集中し、以て既存設備の最高度活用を圖ると共に重要國防產業の生産擴充に格段の考慮を拂ひ、又國民生活確保の爲には戰時食糧対策の整備に遺算なからんこと

を期して居るのあります。而して今日に於ける最も重大なる問題は、資源不足にあらずして、寧ろ交通運輸の整備如何に存するに鑑み、船舶の建造には特に力を用ひ以て交通運輸の改善強化を圖り度いと存するのであります。又國策遂行の爲には民間資金の蓄積が絶対に必要であります。依て政府は國民貯蓄の增强の爲に今後一層努力を致す所存であります。開戦以來我が國民の活動の範囲は著しく擴大せられ、其の責任も愈々重くなつたのであります。今や國民の素質の向上と人口の増加とは戰爭遂行の爲にも將又建設完成の爲にも、絶対に必要と爲つたのであります。是が爲教育全般の刷新強化に大に力を致すと共に國民保健施設及醫療制度の根本的整備を行ひ度いと存する次第であります。

以上申述べたる趣旨に基きまして政府は豫算案及法律案を提出した次第であります。何卒速に協賛を與へられんことを切望致します。尙終りに臨み友邦より帝國に與へられたる厚意に對し深甚なる謝意を表明致しますと共

に、國民各位が相協力して、職域奉公の實を擧げつゝある愛國の至情に對しまして衷心より敬意を表する次第であります。

(参照) 東郷外務大臣の議會演説

(昭和十七年一月二十一日)

御稟威の下皇軍は赫々たる戰果を擧げ、米英の東亞侵略の基地は相次で崩壊し、東亞興隆の大業着々として歩武を進めつゝあるの秋、茲に所見を開陳致しますは、私の最も欣幸とする所であります。

私は先づ、第一線に奮闘しつゝある皇軍將兵の武運長久を祈念すると共に、尊き英靈に對し敬弔の意を表するものであります。又之と同時に敵國又は交戦地域に在りて辛苦を嘗めつゝある我在外同胞に對し、茲に衷心より敬意と同情とを表し、其の健在を祈るものであります。今や一億鐵

石の決意を以て一路完遂に邁進しつゝある大東亞戰爭にて、帝國が遂に干戈に訴ふるの已むを得ざりし事情は、敵國側の身勝手なる宣傳に拘らず、世界の諸方面に於て日と共に了得せられ來つたのであります。元來東亞の解放とか又其の興隆とかいふことは、米英の現在の指導者達の氣に入らぬ筈はないのであります。彼等が好むと否とに拘らず、我々は東亞の解放並に興隆を以て世界史的使命なりと確信して、此の大業に向つて邁進しつゝあるのであります。尚本戰爭は前議會に於て説明致しました通り大東亞戰爭は一面米英の利己的、擣取的、侵略的、世界制覇の打倒戦たる性質を有しますと共に、他面全東亞の解放戰たる性格を有し、更に進んでは世界新秩序の建設戰たる本質を有するものであります。

從て滿洲國及中華民國國民政府に於きましては、帝國の

戦争遂行に付當初より充分の理解を有し、積極的熱意を以て完全なる協力を爲し來り、佛印も亦帝國に對し諸般の協力を爲し來つたのであります。然る處タイ國も亦直に本戦争の本質を明察して、決然立つて帝國と相携へて東亞の禍根たる米英勢力を芟除根絶するの決意を固め、客年十二月二十一日帝國と同盟條約を締結するに至つたのであります。帝國政府はタイ國政府首脳者の遠見に敬意を表すると共に、同國の建設的努力に對しては十分の同情と支援とを惜まぬものであります。現に兩國の協力關係は益々緊密を加へ來つたのであります。斯の如き友邦諸國との協力關係は帝國の戦争遂行且南方經略の進行を著しく容易ならしめて居るのであります。

帝國と獨伊兩國との結合は既に御承知の通り益々固きを加へ軍事、外交、經濟等各般に亘り極めて緊密なる協力關係が着々と具體化されつゝあるのであります。如何に米英が日獨伊三國及其の他の盟邦諸國の離間を企てようとも、絶對に其の餘地は無いのであります。而して、樞軸諸國の鐵壁の

團結は米英が多數の亡命政府をも驅り集めたる所謂聯合國群とは全く其の類を異にするものであります。

帝國とソヴィエト聯邦との關係は、其の後何等の變化を見ないのであります。而して兩國國交は依然中立條約に依りて規律せらるるのであります。從て最近ソ聯と米英兩國との話合の結果として種々傳へられて居りますが、此等の事柄も中立條約に依り規律せらるる、現在の日ソ關係には、何等影響あるべき筈はないであります。

帝國は南米及歐洲の中立國とは、引續き成るべく良好な關係を維持して行く考へであります。殊に南米諸國が米國の策動に乗せられ、帝國に對し敵對的乃至非友誼的態度に出でざる限り、帝國は充分其の立場は尊重する考へであります。而して開催中のリオデジヤネイロ會議に對しては深甚なる注意を拂つてゐる次第であります。帝國の眞に敵視する所のものは米英の世界制覇の野望に外ならないのであります。而して此の米英は自己の利益を充さむが爲第三國を操縦し遂には之を犠牲にして翻みざるものであります。

其の事例の枚舉に遑なきは世界周知の通りであります。從て彼等が此の上如何に畫策陰謀を逞しうしやうとも、更に之に乘せらるるが如きものはなかるべき筈であります。

尙帝國は蘭領印度の住民に對し、何等敵意を包藏する次第ではありませぬので、蘭印が米英の手先となつて不幸な運命に陥るが如きは決して帝國の本意ではなかつたのであります。然るに最近米英蘭重慶等が共謀し、蘭印を敵の戰略基地と爲すに至れるのみならず、蘭印側の敵對行為が顯著となりましたので、帝國は己むを得ず之に對し戰闘行為を開始するに至つた次第であります。

重慶に於ては、今尙米英依存の頑迷分子が存する次第であります。此等未覺醒分子が全東亞共同の使命に深く思ひを致し、廓然として本來の面目に立返り、東亞新秩序の建設に協力し來る日の遠からざるべきを信ずるのであります。

抑も今次戦争の目的たる大東亞共榮圏の建設は、我華國

の精神に淵源すると共に、東亞諸民族の共同の運命に立脚するものであります。而して東亞防衛の爲に絶對必要な地域は、之を帝國に於て把握すべきは當然であります。が、他方東亞に於て米英の領有し來れる諸地域が、各民族の傳統、文化等に應じ夫々適當の地位を認めらるべきことは、本戦争の大義に鑑み是亦然るべき所であります。

斯くの如き根本理念に基く大東亞共榮圏の建設を目的とする今次戦争が、所謂侵略戦争とは全く本質を異にするものなることは自明の理であります。而して、本戦争に對し侵略と云ふが如き言葉を以て説明せんとする米英の指導者達は、嘗て彼等が行ひ來つた所に適合する觀念と流義より未だ一步も脱却して居ない證據を示すに過ぎないのであります。又帝國としては、敵國側の宣傳する人種戰の如きは豫想もせず、又其の必要も認めて居ないものであります。尙又帝國は偏狭なる排他的意圖を以て戰つて居るのではないのであります。而して、東亞共榮圏の觀念の如きも何等排他的閉鎖的性質を有するものではないであります。從て右共榮圏と

國外の友好國との經濟交通の如きも、共榮圈の建設過程の進むに伴ひ逐次緊密となるべきは明かであります。

而して又今次戰爭の目的たる大東亞共榮圈の建設を完遂する爲には、東亞諸民族の指導的地位にある日本自ら先づ視野と構想とを雄大にして、共榮の本義に關し透徹せる認識を持ち、進んでは國內態勢の各般に亘り東亞共榮圈の建設に相應するが如き積極的態度に出づるに努め、且又東亞諸民族の期待に對しても之に副ふ所充分なるを期すべきであります。茲に帝國の責務は愈々重大を加へ來つた次第あります。從て我々日本國民は舉國一致、有らゆる艱難を克服して光輝ある曠古の大事業を完成し、以て振古未曾有の國運發展の聖代に生を享くるの光榮に酬ゆる所なかるべからずと考ふるものであります。

建設の大事業を進めて行く場合當然のことである。政府はこれにつき十分の注意を拂つてゐる。而して北方に對しては施政方針及び戰況報告に於て述べた如く目下靜謐で將來の不安もないことを御承知願ひたい。次に大東亞共榮圈の經濟方策については日本を中心とした鞏固なる國防經濟圏の確立を期しこの國內にある各地域をして共存共榮の實を全からしむることを目標として諸般の施策を講じて行きたいと考へてゐる。

次に敵産及び現地資材等に關する諸種の方策、また之に關聯してその管理の點につき現在は軍の戰闘行為を中心として出來得る限り敏速に事を處理する必要とするので、すべて軍において直接これに當つてゐるが、將來時局の進展に伴ひ適當なる處理を講じて行きたいと考へてゐる。

次は南方地方の通貨に對する方策について、大東亞共榮圈内における金融機關については將來わが國の金融機關を中心として綜合的に連絡運用する様指導することの必要なことは、御所見の通りである。今回わが國の金融制度につ

(参考第一) 帝國の共榮圈建設方針

東條首相の議會答辯(昭和十七年一月二十一日)

【要旨】

第一に大東亞共榮圈建設の根本方針であるが海外各地に対する指導方針は施政方針に於いても申し述べた如く肇國の大精神顯現にあり大東亞の各國家、各民族をして各々その所を得しむるを本義とし從つて彼等に對して英米が取り來つた如き擣取、壓迫政策の如きを排除すべきは勿論で、その施策については各地域ごとにその傳統を重んじ文化の發達程度に應じて適當なる措置を取つて貰ひたいと考へる次第である。

次に南洋華僑に對する積極的方策について、南洋に於ける建設工作上南洋華僑が重大なる地位にあることは御意見の通りで、政府も亦同感である。政府はこれに對して積極的に我が施策に協力せしむるやう十分力を致す所存である。次に北方問題の重要性については正面の大東亞共榮圈

にて改正を致さんとする重要な着眼の一はこの點にあるのである。

次は南方地域に於ける過剰物資の處理およびこれに關聯して民心安定の處置ならびに食糧不安除去の方策といふ點であるが南洋地方における過剰物資についてはわが國ならばに大東亞共榮圈諸國又盟邦等に於て出來得る限りこれが活用の途を圖るとともに必要ある場合においては貯蔵の方法を圖るなど適當なる處置をとつてゆきたいと思ふ。なほ東亞各地域における食糧問題については大局的見地より彼我融通を圖り出来るだけの處置を講じたいと思ふ。

次は輸送問題について、殊に海上輸送問題は今日建設のための輸送殊に船舶の建造が最も重要なことはお言葉の通りであつて政府はこれがためにはあらゆる努力を傾注してその増強促進を講じつゝある、なほ將來はさらに一層力を盡す所存である。尙この點に關し船舶の統制或は木造船の急造等種々の御意見があつたが、これらの點についても政府は十分注意して實行して行きたいと考へてゐる。

次は人材の養成、また大東亜共榮圏建設のためこれを擔任すべき中権機關の設置、これらの點については自下軍政の下に戰爭遂行を中心として諸種の處置が行はれてゐるが、これは當然のことと考へる。しかし乍ら將來事態の進展に伴つて必要な機構を整へて行きたいと思ふ。今回の戰争こそは帝國千年の將來を決すべき大戰争であつて私は國民とともに一層必勝の覺悟を堅持してあくまでこの戰ひを戦ひ抜き、而して皇國の歴史を彌が上にも榮えあらしめねばならぬと切に信じてゐる次第である。今後とも一層の粉骨碎身、御奉公の誠を竭したいと私はじめ政府一同考へてゐる次第である。

(参考第二) 最近の日ソ關係

東郷外相の議會答辯(昭和十七年一月二十一日)

【要旨】

日ソ間に現存する中立條約のことについては私の演説中に申上げた通り、兩國においてこれを守ると云ふことに就いては何等の變化もない。その點についてはソ聯政府において大東亜戰爭勃發後もこれを嚴守するものであるといふことを一再ならず言明し、又最近においては東京にゐるソ聯の大使との點について篤と懇談したやうなわけで、その邊については何等變化はないといふことに御承知願ひたい。

氣比丸の事件については損害賠償及びかかる危険の機雷を設置してゐる危険區域を清掃せよと云ふことを度々要求したわけである。ソ聯側においてはソ聯製の機雷には充分な安全裝置を施してあり、被害を生ずる害はないといふことを申してゐる。これについてこちらも篤と談判した結果共同調査を行ふと云ふ話し合ひが向ふから出て來たわけである。

無論我が方としては我が主張に間違ひがないといふことを信するものであるが、事件の解決促進に資するためには

その申出を容れて話し合ひを進めてゐるのであるが、まだ意見の一致を見ないものもある、本件については今後とも銳意交渉を續ける根本的に解決を圖る所存である。

漁業條約については昨年六月頃双方の間に交渉を進め相當進捗してをつたが獨ソ戰爭が勃發してソ聯政府が交渉に

應するだけの充分な餘裕を持たず又他方モスクワからその

首都を移すなどのことによつて話合ひが充分に進みかねた

わけである。その後十二月初め先方に對し更に本交渉を促進するの必要なことを說いて交渉に入つたわけであるが何

しろ漁業條約は廣範に亘つてゐる關係上昨年中にこれを終結する見込がたちかねたわけである。従つて今年は取敢ず

應急措置として暫行協定を結ぶと云ふ話しを昨年十二月中に申し出した次第である。本問題についてはたゞいままで交渉を續けてゐるわけであつて大體の點についての話は既に纏まつてゐるが尙巨細の點について少し話のつかぬ點もあり未だ終結を見ない次第である。然し本問題は遠からず解決することにしたいと存じてゐる。

(参考第三) 和蘭に對する帝國政府 聲明

(昭和十七年一月十二日)

義に帝國は米英兩國に對し開戦するに至りたるも和蘭に對しては能ふれば戰禍を蘭印住民に及ぼさらしめむとするの考慮より敵對的措置を差控へ居たる處和蘭政府は帝國が和蘭と緊密不可分の關係に在る米英兩國に對し戰端を開きたるに依り日蘭間に戰爭狀態存在するに至りたるものと認むる旨帝國政府に通告越したるのみならず爾來現實に和蘭軍は帝國に對し各種の敵對行為に出で更に最近蘭印を米英蘭の對日抗戰の基地と爲すに至れり。

帝國に於ては無事の蘭印住民に對しては何等敵意ある次第に非ざるも和蘭の敵對行為を破碎すると共に帝國臣民の生命財産を擁護する爲遂に帝國陸海軍は一月十一日和蘭軍に對し戰闘を開始するに至れるものなり。

(参考第四) 東條首相對印方針再闡

明

昭和十七年四月六日

皇軍は曩にビルマの要衝ラーングーンを占領し、更に印度洋東部の戰略的要衝であり印度獨立志士流刑の地であるアングダマン諸島を占領したのであるが、今回更に進んで愈々印度に於ける英國の兵力及軍事施設に對し一大痛擊を加ふることとなつた。

斯くの如くにして米英膺徵の帝國の斷乎たる決意は、着々として實行に移されつゝある。若し印度にして依然英國の軍事的支配の下に在るならば此の帝國が英國擊滅の爲に行ふ攻撃に依つて印度が甚大なる戰禍を蒙ることも亦已むを得ざる所である。

素より帝國の企圖する所は印度四億の民衆を敵とするものではないのであつて此の際戰禍を蒙る印度民衆に對して

印度民衆に對する帝國の眞意は曩に余が三月十二日帝國議會の演説に於て述べたる所に明らかである。即ち余は今日こそ印度民衆が「印度人の印度」を建設して印度本然の姿の確立の爲に全力を致すべき絶好の時機であることを確信するものである。

今や、印度に於ける英國の勢力が擊摧せられんとする此の秋に當り余は重ねて、印度の指導者は素より、印度四億の民が没落の運命の下に在る英國の甘言に誤まられて無益の戰禍を蒙ることを避け、此の天與の好機に際し英國多年の羈絆を破碎し眞に「印度人の印度」實現の爲、邁進せんことを期待するものである。

(参考第五) 近衛内閣基本國策要綱

(昭和十五年八月一日)

要綱

世界ハ今ヤ歴史的一大轉機ニ際會シ數個ノ國家群ノ生成發展ヲ基調トスル新ナル政治經濟文化ノ創成ヲ見ント、皇國亦有史以來ノ大試練ニ直面ス、コノ秋ニ當リ眞ニ肇國ノ大精神ニ基ク皇國ノ國是ヲ完遂セントセハ右世界史的發展ノ必然的動向ヲ把握シテ庶政百般ニ亘リ速ニ根本的刷新ヲ加ヘ萬難ヲ排シテ國防國家體制ノ完成ニ邁進スルコトヲ以テ刻下喫緊ノ要務トス、依ツテ基本國策ノ大綱ヲ策定スルコト左ノ如シ。

一、根本方針

皇國ノ國是ハ八紘ヲ一宇トスル肇國ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招來スルコトヲ以テ根本トシ先ツ皇國ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亞ノ新秩

序ヲ建設スルニ在リ。

之カ爲皇國自ラ速ニ新事態ニ即應スル不拔ノ國家態勢ヲ確立シ國家ノ總力ヲ擧ゲテ右國是ノ具現ニ邁進ス。

二、國防及外交

内外ノ新情勢ニ鑑ミ國家總力發揮ノ國防國家體制ヲ基底トシ國是遂行ニ遺憾ナキ軍備ヲ充實ス

現下ノ外交ハ大東亞ノ新秩序建設ヲ根幹トシ先ツ其ノ重心ヲ支那事變ノ完遂ニ置キ國際的大變局ヲ達觀シ建設的ニシテ且ツ彈力性ニ富ム施策ヲ講シ以テ國運ノ進展ヲ期ス。

三、國內體制ノ刷新

内政ノ急務ハ國體ノ本義ニ基キ庶政ヲ一新シ國防國家體制ノ基礎ヲ確立スルニ在リ之カ爲左記諸件ノ實現ヲ期ス。

1、國體ノ本義ニ透徹スル教學ノ刷新ト相俟チ自我功利ノ思想ヲ排シ國家奉仕ヲ第一義トスル國民道德ヲ確立

2、強力ナル。新政治體制ヲ確立シ國政ノ綜合統一ヲ圖ル。

イ、官民協力一致各々其ノ職域ニ應シ國家ニ奉公スルコトヲ基調トスル新國民組織ノ確立

ロ、新政治體制ニ即應シ得ヘキ議會翼賛體制ノ確立

ハ、行政ノ運用ニ根本的刷新ヲ加ヘ其ノ統一ト敏活トヲ目標トスル官界新態勢ノ確立

3、皇國ヲ中心トスル日滿支三國經濟ノ自主的建設ヲ基調トシ國防經濟ノ根基ヲ確立ス。

イ、日滿支ヲ一環トシ大東亞ヲ包容スル協同經濟圈ノ確立

ロ、官民協力ニヨル計畫經濟ノ遂行特ニ主要物資ノ生產、配給、消費ヲ貫ク一元的統制機構ノ整備

ハ、綜合經濟力ノ發展ヲ目標トスル財政計畫並ニ金融統制ノ確立強化

ニ、世界新情勢ニ對應スル貿易政策ノ刷新

ホ、國民生活必需物資特ニ主要食糧ノ自給方策ノ確立

ト、科學ノ劃期的振興並ニ生産ノ合理化

チ、内外ノ新情勢ニ對應スル交通運輸施設ノ整備擴充リ、綜合國力ノ發展ヲ目標トスル國土開發計畫ノ確立

4、國是遂行ノ原動力タル國民ノ資質體力ノ向上並ニ人口增加ニ關スル恒久的方策特ニ農業及農家ノ安定發展ニ關スル根本方策ヲ樹立ス。

5、國策ノ遂行ニ伴フ國民犠牲ノ不均衡ノ是正ヲ斷行シ厚生的諸施策ノ徹底ヲ期スルト共ニ國民生活ヲ刷新シ眞ニ忍苦十年時艱克服ニ適應スル質實剛健ナル國民生活ノ水準ヲ確保ス。

(附錄第二) 英米共同宣言

千九百四十一年八月大西洋上ニ於テ署名
同 年八月十四日 發 表

「アメリカ」合衆國大統領及聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チアーチル」總理大臣ハ會合ヲ爲シタル後兩國ガ世界ノ爲一層良キ將來ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス兩國國策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

一、兩國ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メズ

二、兩國ハ關係國民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セザル領土的變更ノ行ハルルコトヲ欲セズ

三、兩國ハ一切ノ國民ガ其ノ下ニ生活セントスル政體ヲ選擇スルノ權利ヲ尊重ス兩國ハ主權及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主權及自治ガ返還セラルルコトヲ希望ス

四、兩國ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大國タルト小國タ

ルト又戰勝國タルト敗戰國タルトヲ間ハズ一切ノ國ガ其ノ經濟的繁榮ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等條件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ促進スルニ努ムベシ

五、兩國ハ改善セラレタル勞働基準、經濟的向上及社會的安全ヲ一切ノ國ノ爲ニ確保スル爲右一切ノ國ノ間ニ經濟的分野ニ於テ完全ナル協力ヲ生ゼシメンコトヲ欲ス

六、「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壞ノ後兩國ハ一切ノ國民ニ對シ其ノ國境內ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供與シ且一切ノ人類ガ恐怖及缺乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全フスルヲ得ルコト確實ナラシムベキ平和ガ確立セラルルコトヲ希望ス

七、右平和ハ一切ノ人類ヲシテ防碍ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムベシ

八、兩國ハ世界ノ一切ノ國民ハ實在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトヲ間ハズ強力ノ使用ヲ拋棄スルニ至ルコトヲ要スト信ズ陸、海又ハ空ノ軍備が自國國境外ヘノ侵略有威威ヲ與ヘ又ハ與フルコトアルベキ國ニ依リ引續キ

使用セラルルトキハ將來ノ平和ハ維持セラルコトヲ得ザルガ故ニ兩國ハ一層廣汎ニシテ永久的ナル一般的安全制度ノ確立ニ至ル迄ハスル國ノ武裝解除ハ不可缺モノナリト信ズ兩國ハ又平和ヲ愛好スル國民ノ爲ニ壓倒的軍備負擔ヲ輕減スベキ他ノ一切ノ實行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スベシ

フランクリン、ディー、ローズベルト
ウインストン、チャーチル

伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國ハ
極東ニ於ケル事態ノ安定ヲ期シ支那トノ權利利益ヲ擁護シ且
機會均等ノ基礎ノ上ニ支那ト他ノ列國トノ間ノ交通ヲ増進
セムトスルノ政策ヲ採用スルコトヲ希望シ
右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク
其ノ全権委員ヲ任命セリ

(全権委員名略)

右各委員ハ互ニ其ノ全権委任狀ヲ示シ之カ良好安當ナルヲ
認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條 支那國以外ノ締約國ハ左ノ通約定ス

重スルコト

千九百二十二年(大正十一年)	同	二月六日「ワシントンニテ署名
八月五日批	年(同)	准
一千九百二十五年(大正十四年)	同	八月五日批
年(同)	准	書
同月六日公	年(同)	寄
		布託

亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、

(2) 支那カ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル爲最完全ニシテ且最障礙ナキ機會ヲ之ニ供與スルコト
(3) 支那ノ領土ヲ通シテ一切ノ國民ノ商業及工業ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ樹立維持スル爲各盡力スルコト

(附錄第二) 支那ニ關スル九國條約

(4) 友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ滅殺スヘキ特別ノ
權利又ハ特權ヲ求ムル爲支那ニ於ケル情勢ヲ利用スル
コトヲ及右友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコト
ヲ差控フルコト

第二條 締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シ又ハ之ヲ
害スヘキ如何ナル條約、協定、取極又ハ了解ヲモ相互ノ
間ニ又ハ各別々若ハ協同シテ他ノ一國又ハ數國トノ間ニ
締結セサルヘキコトヲ約定ス

第三條 一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ支邦ニ於ケル門戶
開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ
以テ支那國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セサルヘク又各自國
民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコトヲ約定ス

(1) 支那ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上又ハ經濟上
ノ發展ニ關シ自己ノ利益ノ爲一般的優越權利ヲ設定ス
ルニ至ルコトアルヘキ取極

(ロ) 支那ニ於テ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムノ權利又
ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス支那國政府若ハ

地方官憲ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フ
カ如キ獨占權又ハ優先權或ハ其ノ範圍期間又ハ地理的
限界ノ關係上機會均等主義ノ實際的適法ヲ無效ニ歸セ
シムルモノト認メラルルカ如キ獨占權又ハ優先權
本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融業上ノ
企業メ經營又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財產又
ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス
支那國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハス一切ノ外國
ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ
處理スルニ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ遵由スヘ
キコトヲ約定ス

第四條 締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ支那領土ノ
特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ獨
占的機會ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサ
ルコトヲ約定ス

第五條 支那國ハ支那ニ於ケル全鐵道ヲ通シ如何ナル種類
ノ不公平ナル差別ヲモ行ヒ又ハ許容セサルヘキコトヲ約

定特殊ニ旅客ノ國籍、其ノ出發國若ハ到達國、貨物ノ原產地若ハ所有者、其ノ積出國若ハ仕向國又ハ前記ノ旅客若ハ貨物カ支那鐵道ニ依リ輸送セラル前若ハ後ニ於テ之ヲ運搬スル船舶其ノ他ノ輸送機關ノ國籍若ハ所有者ノ如何ニ依リ料金又ハ便宜ニ付直接間接ニ何等ノ差別ヲ設ケサルヘシ

支那國以外ノ締約國ハ前記鐵道中自國又ハ自國民力特許條件、特殊協定其ノ他ニ基キ管理ヲ爲シ得ル地位ニ在ルモノニ關シ前項ト同趣旨ノ義務ヲ負擔スヘシ

第六條 支那國以外ノ締約國ハ支那國ノ參加セサル戰爭ニ

於テ支那國ノ中立國トシテノ權利ヲ完全ニ尊重スルコトヲ約定シ支那國ハ中立國タル場合ニ中立ノ義務ヲ遵守スルコトヲ聲明ス

第七條 締約國ハ其ノ何レカノ一國カ本條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ且右適用問題ノ討議ヲ爲スヲ望マシト認ムル事態發生シタルトキハ何時ニテモ關係締約國間ニ充分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ約定ス

第八條 本條約ニ署名セサル諸國ニシテ署名國ノ承認シタル政府ヲ有シ且支那國ト條約關係ヲ有スルモノハ本條約ニ加入スヘキコトヲ招請セラルヘシ右目的ノ爲合衆國政府ハ非署名國ニ必要ナル通牒ヲ爲シ且其ノ受領シタル回答ヲ締約國ニ通告スヘシ別國ノ加入ハ合衆國政府カ其ノ通告ヲ受領シタル時ヨリ效力ヲ生スヘシ

第九條 本條約ハ締約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラルヘク且批准書全部ノ寄託ノ日ヨリ實施セラルヘシ右ノ寄託ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認證謄本ヲ他ノ締約國ニ送付スヘシ

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ合衆國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルヘク其ノ認證謄本ハ同政府ヨリ他ノ各締約國ニ之ヲ送付スヘシ

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名ス

千九百二十二年二月六日華盛頓市ニ於テ之ヲ作成ス

(全權委員署名略)

第一編 國際法關係

第一 香港沿岸封鎖宣言

(参照) 巴里宣言

海上法ノ要義ヲ確定スル宣言

千八百五十六年(安政三年)
四月十六日(一バリニテ署名)
千八百八十六年(明治十九年)
十月三十日(加) 聖

千八百八十七年(明治二十年)
三月十九日(公) 布

本官ハ昭和十六年十二月八日正午香港植民地(英領香港及
英國租借地)ノ全沿岸ヲ本官ノ指揮下ニ屬スル海軍力ヲ以
テ封鎖シ之ヲ維持スルコト並右封鎖地域内ニ在ル友邦及中
立國ノ船舶ニ對シ封鎖地域ヲ退去スル爲三十六時間ノ猶豫
期間ヲ與フベキコトヲ宣言ス

右封鎖ヲ破ラントスル一切ノ船舶ニ對シテハ國際法及帝國
ト中立諸國トノ條約ニ依リ之ヲ處理スペシ

昭和十六年十二月八日

帝國軍艦出雲ニ於テ

支那方面艦隊司令長官
海軍中將 古賀 峯一

千八百五十六年三月三十日巴里條約ニ署名セル各全權委員
ハ茲ニ會議ヲ開キ戰時海上法ノ古來久シク痛嘆スヘキ紛譲
ノ原因ト爲リ且本件ニ關スル法律及ヒ義務ノ明確ナラサル
ハ局外中立國ト交戰國トノ間意見ノ相合ハサル基ニシテ隨
テ容易ナラサル困難或ハ葛藤ヲ惹起スルノ恐レアルコトヲ
悟リ此緊要ナル事項ニ關シ一定ノ主義ヲ設クルノ利益アル
コト並ニ巴里公會ニ參集セル各全權委員ニ於テ本件ニ關ス

ル列國交際上一定ノ原則ヲ議定スルハ最モ能ク各自政府ノ希圖ニ應スルモノナルコトヲ認メタリ

因テ右全權委員ハ各其政府ヨリ妥當ノ委任ヲ受ケ此目的ヲ達スルノ方法ヲ協議センコトニ決シ評議ノ上左ノ宣言ヲ採用セリ

第一 私船ヲ拿捕ノ用ニ供スルハ自今之ヲ廢止スルコト

第二 局外中立國ノ旗章ヲ掲クル船舶ニ搭載セル敵國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿獲スヘカラサルコト

第三 敵國ノ旗章ヲ掲クル船舶ニ搭載セル局外中立國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿獲スヘカラサルコト

第四 港口ノ封鎖ヲ有效ナラシムルニハ實力ヲ用キサルヘカラス即チ敵國ノ海岸ニ接到スルヲ實際防止スルニ足ルヘキ充分ノ兵備ヲ要スルコト

下ニ記名スル各全權委員ノ本國政府ハ本宣言ヲ巴里ノ會議ニ參同セサリシ諸國ニ通知シテ其ノ加盟ヲ勸誘スルコトヲ約ス

各全權委員ノ聲明シタル要義ハ全世界ノ歡迎セサルヲ得サ

(署名略)

（大正三年十月七日軍令海第八號）

第二 帝國海戰法規

第一章 總則

第一條 帝國軍艦ハ戰時ニ於テ本令、其ノ他ノ法令及條約ノ規定ニ依リ海上捕獲、其ノ他ノ敵對行為及戰爭ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ爲スコトヲ得其ノ規定ナキ事項ニ付テハ國際法ノ原則ニ準據スヘシ

第二條 海上捕獲其ノ他ノ敵對行為ハ中立國領水ニ於テハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三條 敵ニ於テ戰爭ノ法規及慣例ヲ遵守セス不法行為ヲ行ヒタル場合ニ於テ該加害者カ自己ノ捕内ニ在ラス且其ノ損害ニ對シテ未ク救濟ヲ得サルトキハ帝國海軍指揮官ハ重大ナル必要アル場合ニ限り復仇ノ手段ヲ用ウルコトヲ得但シ人道ニ背カス敵ノ加害行為ノ程度ニ相應スルモノタルコトヲ要ス

第四條 帝國ト協同シテ作戰ニ從事スル國ノ船舶ハ海上捕獲ノ關係ニ付テハ之ヲ帝國船舶ニ準ス

第五條 戰爭ニ關スル國際條約ノ規定ハ交戰國カ悉ク當該條約ノ當事者タルトキニ限り適用セラルヘク且條約ノ條項ヲ留保ノ上批准又ハ加盟シタル國ハ當該條項ニ拘束セラレサルコトニ注意スルヲ要ス

第六條 敵國ニシテ本令ノ規定ト異ル措置ヲ爲ス場合ニ於テハ海軍大臣ハ本令ノ一部又ハ全部ヲ適用セス必要ニ應シ適宜ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二章 防守セラレサル港、都市、村落、住宅又ハ建物ノ砲擊ニ關シテハ明治四十五年條約第九號戰時海軍力ヲ以

ルモノト確信スルニ因リ其採用ヲ一般ニ普及セントスル各國政府ノ盡力カ全然成功スヘキハ信シテ疑ハサル所ナリ

本宣言ハ之ニ加盟シ若ハ將來加盟スヘキ諸國ノ間ニ於テノミ遵守ノ義務アルモノトス

千八百五十六年四月十六日巴里ニ於テ之ヲ作ル

（全權委員署名略）

参考 日本國ノ加盟通知書（明治十九年十月三十日）

今般日本皇帝陛下ノ政府ハ千八百五十六年四月十六日巴里公會ニ於テ決定セシ別紙宣言書中ニ揭示セル要義ノ能ク正道ニ適ヘルコトヲ認識シ該宣言ノ四條款ニ完全正確ナル加盟ヲナシ且誠實ニ之ヲ遵守セムコトヲ約ス因テ下ニ署名スル日本皇帝陛下ノ外務大臣ハ此ノ旨在東京佛國公使（名略）閣下ニ通知スルモノナリ

邦國ノ既ニ之ニ加盟シ又ハ向後之ニ加盟スルモノハ日本政府ニ通知アラムコトヲ切望ス

テスル砲擊ニ關スル條約ノ規定ニ依ルヘシ

第八條 前條ノ條約第一條第二項ノ規定ハ之ヲ適用スルノ限ニ在ラス

第三章 敷設水雷ノ使用

第九條 敷設水雷ニ關シテハ明治四十五年條約第八號自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約ノ規定ニ依ルヘシ

第十條 前條ノ規定ハ該條約ヲ批准又ハ加盟シタル國ニ對スル場合ニ於テノミ之ヲ適用ス

該條約ノ條項ニ付留保ヲ爲シタル國ニ對スル場合ニ於テハ其ノ留保シタル條項ハ之ヲ適用スルノ限ニ在ラス

第四章 海底電線

第十一條 敵國領土間ヲ連絡スル海底電線ハ中立國領水ヲ除クノ外如何ナル場所ニ於テモ之ヲ切斷シ其ノ他軍事上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

軍事上必要ナルトキハ帝國ト敵國トノ領土間ヲ連絡スル海底電線ニ付亦前項ニ同シ

第十二條 敵國ト中立國トノ領土間ヲ連絡スル海底電線又

ハ中立國領土ヲ首尾トスルモ敵國ノ領土ヲ通過スル海底電線ハ絶對的必要アルトキハ中立國領水ヲ除クノ外如何ナル場所ニ於テモ之ヲ切斷シ其ノ他軍事上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 中立國領土間ヲ連絡スル海底電線ハ之ヲ尊重ス

ヘシ

第十四條 前三條ノ規定ハ海底電線ノ所有者ノ如何ヲ問ハス均シク之ヲ適用ス

第十五條 商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ付テハ明治四十五年條約第七號商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約ノ規定ニ依ルヘシ

第五章 商船ヲ軍艦ニ變更スルコト

第六章 病院船

第十六條 病院船ニ關シテハ明治四十五年條約第十號「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約ノ規定ニ依ルヘシ

第七章 陸戰ノ場合ニ於ケル法規慣例

第十七條 蘭上ニ於テ軍事行為ヲ爲ス場合ニ於テハ明治四十五年條約第四號陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約及同條約附屬書並明治四十一年條約第一號戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約ノ規定ニ依ルヘシ

海中ニ所有權ノ移轉ヲ行フトモ其ノ到達地ニ著スル迄ハ猶存續スルモノトス

現所有者タル敵人ノ破産シタル場合ニ於テ前所有者タル中立人ニシテ拿捕以前ニ該貨物ニ對シテ合法ノ取戻權ヲ行使シタルトキハ該貨物ハ再ヒ中立性ヲ取得スルモノトス

第八章 敵 性

第十八條 船舶ノ中立性ヲ有スルヤ又ハ敵性ヲ有スルヤハ其ノ掲揚ノ權利ヲ有スル國旗ニ依リ之ヲ定ム中立船ニシ

テ敵國政府ノ特許ヲ得テ敵國力平時ニ於テ他國船ニ禁止スル航海ニ從事スルモノハ之ヲ敵船ト看做ス

第十九條 敵船内ニ在ル貨物ノ中立性ヲ有スルヤ又ハ敵ナルヲ有スルヤハ其ノ所有者ノ國籍ノ中立ナルヤ又ハ敵ナルヤニ依リ之ヲ定ム所有者カ二重ノ國籍ヲ有スル場合ニハ其ノ住所ノ中立國ニ在ルヤ又ハ敵國ニ在ルヤニ依リ之ヲ定ム

第二十條 敵船内ニ在ル貨物ニシテ中立性ヲ有スルコトヲ立證スルヲ得サルトキハ該貨物ハ敵性ヲ有スト推定ス

第二十一條 敵船内ニ在ル貨物ノ敵性ハ戰爭開始後其ノ航

ヲ許スモノドス

戰爭開始前三十日以前ニ行ハレタル移轉ニシテ絶對ニ完全ニ及關係國ノ國法ニ違ヒテ爲サレ且移轉ノ結果該船舶ノ監督及其ノ使用ヨリ生スル利益ニシテ其ノ移轉前ニ於

ケルト同一人ニ屬セサルニ至リタルトキハ該移轉ハ之ヲ有效ナリト看做ス但シ船舶ニシテ戰爭開始前六十日以内ニ交戰國ノ國籍ヲ喪失シ且船内ニ移轉證書ヲ有セサルトキハ該船舶ノ拿捕ハ損害賠償ノ理由トナルコトナシ

第二十三條 戰爭開始後敵船ヲ中立國籍ニ移轉シタル場合ニ於テハ該移轉ニシテ敵船タル性質ヨリ生スヘキ結果ヲ免レムカ爲行ハレタルモノニ非サルコトヲ立證スル場合ヲ除クノ外之ヲ無效トス

前項ノ規定ニ拘ラス左ニ掲タル場合ニハ移轉ハ無效ナリト看做ス

一 移轉ニシテ船舶航行中又ハ其ノ封鎖港内ニ在ル間ニ行ハレタル場合

二 移轉ニシテ買戻又ハ返還ノ條件ヲ有スル場合

三 國旗掲揚ノ權利ニ關シ其ノ本國法ニ規定スル條件ヲ遵守セサル場合

第二十四條 敵船ハ之ヲ拿捕スヘシ

第十一章 帝國船舶

第二十九條 敵船及其船内ニ在ル敵貨ハ沒收セラルヘキモノトス

第十章 敵船

第三十條 左ニ掲タル場合ニ於テ帝國船舶ハ敵ト交通スルモノトス

ニ屬スル貨物及敵貨亦同シ

第十二章 封鎖

一 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ヲ發航シタルトキ

二 敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ニ寄港シ又ハ到達スル目的ヲ以テ航行スルトキ

第三十一條 帝國船舶ニシテ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニハ前條ノ規定ヲ適用セス

一 帝國政府又ハ其ノ艦隊若ハ軍艦ノ指揮官ノ特許ヲ受ケ航行スルトキ

二 開戰ノ際敵地ヨリ出港ヲ許サレ又ハ該地ヨリ逃出シタルトキ

ルノ已ムヲ得サルニ至リタルトキ

第三十二條 敵ト交通スル帝國船舶ハ之ヲ拿捕スヘシ但シ未タ開戰ノ事實ヲ知ラサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 敵ト交通スル帝國船舶ハ沒收セラルヘキモノトス其ノ載貨中船舶所有者、船舶全部ノ傭船者又ハ船長

第二十五條 專ラ沿岸漁業又ハ地方的小航海ニ用キラル

敵船ハ其ノ漁獵具、船具及搭載物ト共ニ捕獲ヲ免除ス前項ノ免除ハ右船舶カ如何ナル方法ニ依ルヲ問ハス敵對

行爲ニ加ハルトキヨリ其ノ適用ナキモノトス

第二十六條 艦長ハ必要ニ應シ敵國沿岸ニ於ケル沿岸漁業及地方的小航海ヲ晝間ニ限り之ヲ許スコトヲ得若シ帝國

陸海軍ノ作戰行動ニ對シ右ノ免除ヲ濫用スルノ虞アルトキハ晝夜ヲ問ハス全然之ヲ禁止スルコトヲ得

第二十七條 船舶ニシテ前條ノ禁止制限ヲ知リ又ハ知リタルモノト推定シ得ヘキニ拘ラス之ニ違反シタルトキハ敵對行爲ニ加ハリタルモノト看做ス

第二十八條 宗教、學術又ハ博愛ノ任務ヲ帶フル敵船ハ專ラ其ノ目的トスル任務ノミニ從事スルコト明ナルトキハ拿捕ヲ免除スヘシ

第二十九條 敵船及其船内ニ在ル敵貨ハ沒收セラルヘキモノトス

第三十條 封鎖ハ敵國又ハ敵國占領地ノ港及沿岸ニ限り之ヲ施行スルモノトス

第三十五條 千八百五十六年巴里宣言ニ準據シ封鎖ハ其ノ有效ナルカ爲ニハ實力ヲ用フルヲ要ス即チ實際敵岸ニ接

到スルコトヲ防止スルニ足ルヘキ充分ノ兵力ヲ以テ之ヲ維持スルコトヲ要ス

第三十六條 封鎖ハ封鎖艦隊ニシテ荒天ノ爲一時其ノ地ヲ離レタル場合ニ於テモ仍其ノ效力ヲ失ハサルモノトス

第三十七條 封鎖ハ各國船舶ニ對シ公平ニ之ヲ適用スルヲ要ス

第三十八條 封鎖ハ其ノ有效ナルカ爲ニハ第三十九條ノ規定ニ依リ之ヲ宣言シ且第四十條及第四十五條ノ規定ニ依リ之ヲ告知スルヲ要ス

第三十九條 帝國政府ニ於テ封鎖ノ宣言ヲ爲ササル場合ニ於テハ艦隊ノ指揮官ハ封鎖ノ宣言ヲ爲スコトヲ得

封鎖ノ宣言ハ書式第一ニ依リ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 封鎖開始ノ日及時

二 封鎖地域ノ地理的限界

三 中立船ニ許容スヘキ猶豫期間

第四十條 艦隊ノ指揮官封鎖ノ宣言ヲ爲シタルトキハ直ニ左ノ各號ノ手續ヲ爲スヘシ

一封鎖ノ宣言及封鎖ノ設定ニ關スル一切ノ措置ヲ最モ迅速ナル方法ニ依リ海軍大臣ニ報告スルコト

二 封鎖地域内ノ相當官憲及中立國領事官アルトキハ少クトモ其ノ一名ニ軍使旗ヲ用キテ書式第二ニ依リ封鎖ノ宣言ヲ告知スルコト但シ敵ニ於テ軍使船ヲ拒絕シ其ノ他軍使船ヲ使用スル能ハサル事情アルトキハ便宜ノ手段ニ依リ成ルヘク之ヲ告知スルコト

第四十一條 封鎖ノ宣言及告知ニ關スル前諸條ノ規定ハ封鎖地域ヲ擴張スル場合又ハ一旦封鎖解除アリタル後更ニ施行スル場合ニ之ヲ適用ス

第四十二條 封鎖ヲ解除シタル場合及封鎖地域ノ限界ニ關

シ制限ヲ加ヘタル場合ニ於テハ第四十條ノ規定ニ依リ報告及告知ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十三條 封鎖犯トシテ船舶ヲ拿捕スルニハ其ノ現實上又ハ推定上封鎖ノ事實ヲ知ルコトヲ要件トス

第四十四條 船舶ニシテ中立港ノ所屬國ニ對シ封鎖ノ告知アリタル後相當ノ期間ヲ經テ該港ヲ出港シタル場合ニ於テハ右船舶ハ反證アル場合ヲ除クノ外封鎖ノ事實ヲ知リタルモノト推定ス

封鎖地域内ノ當該官憲ニ對シテ封鎖ノ告知アリタル後相當ノ期間ヲ經テ敵地ヲ出港シタル船舶及封鎖宣言ノ公示アリタル後帝國港又ハ同盟國港ヲ出港シタル船舶ハ總テ封鎖ノ事實ヲ知リタルモノト推定ス

第四十五條 封鎖港ニ接到スル船舶ニシテ封鎖ノ存在ヲ知ラス又ハ知リタルモノト推定スルヲ得サル場合ニ於テハ封鎖艦隊ニ屬スル軍艦ノ指揮官ハ麾下ノ士官ヲシテ該船舶ニ對シテ其ノ告知ヲ爲サシムルヲ要ス

前項ノ告知ハ書式第三ニ依リ之ヲ爲シタル日及時並當時

ニ於ケル該船舶ノ地理上ノ位置ヲ明示シテ之ヲ其ノ船舶書類ニ記入スルヲ要ス

第四十六條 封鎖艦隊ハ船舶ノ中立港及中立沿岸ニ接到スルコトヲ遮断スルコトヲ得ス

第四十七條 封鎖艦隊ノ指揮官ハ外國軍艦ニ對シテ封鎖港内ニ航入シ且更ニ出港スルノ許可ヲ與フルコトヲ得

第四十八條 中立船ハ封鎖艦隊ニ屬スル官憲ニ於テ其ノ海難ニ遭遇シタルコトヲ認定シタル場合ニハ封鎖地域内ニ航入シ且載貨ノ卸下又ハ積載ヲ爲ササルノ條件ヲ以テ更ニ出航スルコトヲ得

第四十九條 封鎖ヲ破リテ封鎖地域ヲ出港シ又ハ封鎖地域ニ航入セムコトヲ企ツル船舶ハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス封鎖犯トシテ總テ之ヲ拿捕スヘシ

第五十條 封鎖ヲ破ラムトスル船舶ハ封鎖ノ有效ナルコトヲ確保スルノ任ヲ帶ヘル艦隊ノ行動區域内ニ非サレハ封鎖犯トシテ之ヲ拿捕スルコトヲ得ス

第五十一條 封鎖ヲ破ラムトスル船舶ハ封鎖艦隊所屬ノ軍

第十三章 戰時禁制品ノ輸送

第五十五條 別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ掲タル材料及物件ハ絶對的戰時禁制品タルヘキモノトス

一 一切ノ武器(狩獵用武器ヲ含ム)及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

二 一切ノ弾丸、裝薬、彈藥包及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

三 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタル火薬及爆發物

四 砲架、彈藥車、前車、軍用運搬車、野戰鍛冶器及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

五 軍用タルコト明ナル被服及武裝具

六 軍用タルコト明ナル一切ノ馬具

七 特ニ軍用トシテ製造セラレタル工兵器材

八 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ乗用輶用駄用ノ獸類

九 陣營具及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

十 甲鐵釦

十一 軍艦及戰闘用艇舟並特ニ上記艦艇ニ限り使用シ得ヘキコト明ナル組成品

十二 飛行機、飛行船、氣球其ノ他一切ノ航空機及其ノ組成品タルコト明ナルモノ並航空機用ニ供セラルモノ

十三 雙眼鏡、望遠鏡「クロノメートル」及各種ノ航海用具

第十 刺アル鐵線及其ノ架設又ハ切斷用ニ供スヘキ機械

十一 踏鐵及踏鐵用材料

十二 網用及鞍用ノ物件

第十五條 左ノ各號ニ掲タルモノハ前二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ戰時禁制品ト爲スコトヲ得ス

一 専ラ病者傷者ノ看護用ニ供スヘキ物件及材料但シ軍事上重大ナル必要アル場合ニ於テハ此等ノ物件及材料ニシテ第五十八條ニ規定スル到達地ヲ有スルトキニ限リ賠償ヲ爲スノ義務ヲ負ヒテ之ヲ徵發スルコトヲ得

二 船舶ノ自用ニ供スヘキ船内ニ在ル物件及材料並航行中該船舶ノ乗員及乘客ノ用ニ供スヘキ物件及材料

第十六條 第五十五條ノ物件及材料ニシテ其ノ敵國ノ領土若ハ占領地又ハ敵國軍隊ニ仕向ケラレタルモノト認ムヘキトキハ其ノ直接ニ輸送セラルルト又ハ轉載若ハ陸路ニ依リ輸送セラルルトハス之ヲ戰時禁制品トス

ノト認ムヘキ屬具、物件及材料

第十七條 兵器彈藥製造ノ爲又ハ陸海軍用ノ武器及材料ノ製造修理ノ爲專ラ作製セラレタル機械器具

物件ハ條件附戰時禁制品タルヘキモノトス

一 糧食

二 獸類ノ飼料用ニ適スル飼料及穀類

三 軍用ニ適スル被服、被服用織物及靴類

四 金銀貨幣、地金銀及紙幣

五 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ一切ノ車輛及其ノ組成品

六 一切ノ船舶及艇舟、浮船渠、船渠ノ部分並其ノ組成品

七 鐵道ノ固定及運動用材料並電信、無線電信及電話ノ材料

八 燃料及機械潤滑用材料

九 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルモノニ非サル火薬及爆發物

第十八條 船舶書類ハ絕對的戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ノ航海ニ關スル證據タルヘキモノトス但シ該船舶ニシテ船舶書類ノ記載ニ依リ航行スヘキ航路ヲ明ニ離レタル際ニ帝國軍艦ニ遭遇シ且其ノ航路變更ニ付充分ナル理由ヲ辯明スルコト能ハサル場合ハ此ノ限ニ在テス

第十九條 前條ニ規定スル到達地ハ左ニ掲タル場合ニ於テハ明確ニ證明セラレタルモノトス

一 貨物ニシテ敵港ニ陸揚セラレ又ハ其ノ軍隊ニ引渡サルヘキモノナルコトヲ船舶書類ニ記載スルトキ

二 船舶ニシテ敵港ニノミ到達スヘキモノナルトキ又ハ船舶ニシテ船舶書類上貨物ノ陸揚地タル中立港ニ達スル以前ニ於テ敵港ニ寄港シ若ハ敵國軍隊ニ會合スヘキモノナルトキ

第六十條 船舶書類ハ絕對的戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ノ航海ニ關スル證據タルヘキモノトス但シ該船舶ニシテ船舶書類ノ記載ニ依リ航行スヘキ航路ヲ明ニ離レタル際ニ帝國軍艦ニ遭遇シ且其ノ航路變更ニ付充分ナル理由ヲ辯明スルコト能ハサル場合ハ此ノ限ニ在テス

第六十一條 第五十六條ノ物件及材料ニシテ其ノ敵國軍隊又ハ行政廳ノ使用ニ仕向ケラレタルモノト認ムヘキトキハ之ヲ戰時禁制品トス但シ行政廳ニ仕向ケラレタル場合ニ於テ此等ノ物件及材料ハ事實上該戰爭ノ爲ニ使用セラ

ルヘキモノニ非サルコトヲ諸般ノ情況ニ依リ立證セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ規定ハ第五十六條第四號ニ規定スル物件ノ輸送ニハ之ヲ適用セス

第六十二條 第五十六條ノ物件及材料ハ左ニ掲クル各號ノ

一二該當スルトキハ前條ニ規定スル到達地ヲ有スルモノト推定ス

一 敵國官憲ニ仕向ケラレタルトキ

二 敵國ニ在住シ此種ノ物件又ハ材料ヲ敵國政府ニ供給スルコト著名ナル商人ニ仕向ケラレタルトキ

三 敵國政府ノ代理人又ハ敵國政府ノ監督ノ下ニ在ル商人若ハ其ノ他ノ人ニ仕向ケラレタルトキ

四 敵ノ防備アル場所又ハ敵國軍隊ノ策源地若ハ補給地タル其ノ他ノ場所ニ仕向ケラレタルトキ

第六十三條 第五十六條ノ物件及材料ニシテ第六十一條ノ

到達地ヲ有スルモノト認ムヘキトキハ之ヲ輸送スル船舶ノ到達地ノ如何ニ拘ラス又ハ該物件及材料ヲ陸揚スル港

第六十四條 絶對的又ハ條件附戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ハ其ノ航海中何時ニテモ公海又ハ交戰國領水内ニ於テ之ヲ拿捕スルコトヲ得該船舶ニシテ其ノ敵タル到達地ニ達スル以前ニ中間港ニ寄港セムトスル意思ヲ有スル場合亦同シ

第六十五條 義ニ履行シ且現ニ終了シタル戰時禁制品輸送ノ理由ヲ以テ拿捕ヲ行フコトヲ得ス
第六十六條 戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ハ第六十七條及第七十條ノ場合ヲ除クノ外其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス總テ之ヲ拿捕スヘシ

第六十七條 戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ニシテ開戰ノ事實又ハ其ノ載貨ニ對シ適用スヘキ戰時禁制品ノ宣言ヲ知ラ

スシテ航海中帝國軍艦ニ遭遇シタル場合ニ於テハ該船舶ハ之ヲ抑留スルコトヲ得船長ニシテ戰爭ノ開始又ハ戰時禁制品ニ關スル宣言ヲ知リタルモ未タ戰時禁制品ヲ陸揚スルヲ得サリシ場合亦前項ニ同シ

船舶ニシテ中立港ノ所屬國ニ對シ戰爭開始又ハ戰時禁制品ノ宣言ノ通知アリタル後相當ノ期間ヲ經テ該港ヲ出港シタルトキハ該船舶ハ交戰狀態又ハ戰時禁制品ノ宣言ヲ知リタルモノト推定ス尙船舶ニシテ戰爭開始後敵港ヲ出港シタルトキ又ハ戰爭開始後若ハ戰時禁制品ノ宣言ノ公示アリタル後帝國港若ハ同盟國港ヲ出港シタルトキ亦同シ

檢士官ヲシテ其ノ船舶書類ニ書式第五ニ依リ警告ヲ記入セシムヘシ必要ト認ムルトキハ他方ニ航路ヲ變更セシムル等相當ノ措置ヲ爲スコトヲ得

第七十條 戰時禁制品輸送ノ理由ヲ以テ停船ヲ命シタルモ戰時禁制品ノ分量ノ關係上沒收セラルヘキモノニ非サル船舶ニシテ船長ニ於テ帝國軍艦ニ對シ戰時禁制品ノ引渡ヲ爲スコトヲ申出テタルトキハ艦長ハ情況ニ應シ其ノ航海ノ續航ヲ許可スルコトヲ得

艦長ハ戰時禁制品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ該船舶ノ船舶書類ニ記入シ且該船長ヲシテ一切ノ必要ナル船舶書類ノ認證謄本ヲ提出セシム

艦長ハ引渡ヲ受ケタル戰時禁制品ノ種類ニ關シ書式第六ニ依リ調書二通ヲ作成シ内一通ヲ船長ニ交付スヘシ

ヲ要スヘキヲ以テ艦長ハ押收スル戰時禁制品ノ種類、價格、保險料及運賃ニ關シ書式第四ニ依リ調書二通ヲ作成シ内一通ヲ船長ニ交付スヘシ

第六十九條 艦長第六十七條ノ船舶ヲ抑留セサルトキハ臨

シテ其ノ價格、重量、容積又ハ運賃上全載貨ノ半數以上

ニ上ル場合ニ限り沒收セラルヘキモノトス

第七十三條 戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ニシテ解放セラルトキハ審檢手續ニ關シ並審檢中該船舶及其ノ載貨ニ關シ當該官憲ニ於テ支拂ヒタル費用ハ該船舶ノ負擔タルヘキモノトス

第七十四條 戰時禁制品ノ所有者ニ屬シ且同一船舶内ニ在ル貨物ハ沒收セラルヘキモノトス

第七十五條 第六十七條ノ場合ニ於テ戰時禁制品ヲ輸送スル船舶及戰時禁制品以外ノ載貨ハ沒收セラルコトナシ前項ノ船舶及載貨ニ對シテハ第七十三條ニ規定スル費用ハ免除セラルヘキモノトス

第十四章 軍事的幫助

第七十六條 中立船ニシテ左ニ掲タル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スヘシ

(1) 船舶ニシテ敵國軍隊ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル場合

入セシムヘシ必要ト認ムトキハ他方ニ航路ヲ變更セシムル等相當ノ措置ヲ爲スコトヲ得

第八十條 中立船ニシテ左ニ掲タル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スヘシ

一 該船舶ニシテ直接ニ戰闘行爲ニ加ハル場合

二 該船舶ニシテ敵國政府ニ於テ該船内ニ乘組マシメタル代理人ノ命令又ハ監督ヲ受クル場合

三 該船舶ニシテ全部敵國政府ノ爲ニ傭入レラレタル場合

四 該船舶ニシテ現ニ且專ラ敵國軍隊ノ輸送又ハ敵ヲ利スル爲情報ノ傳達ニ從事スル場合

前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ敵商船ト同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第八十一條 前條ノ場合ニ於テハ船舶及船舶所有者ニ屬スル貨物ハ沒收セラルヘキモノトス

第八十二條 敵國軍隊ニ編入セラレタル一切ノ人員ニシテ中立商船内ニ在ル者ハ該船舶ヲ拿捕スルヲ得サル場合ト

雖之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得

第八十三條 前條ノ場合ニ於テハ臨檢士官ハ艦長ノ命ヲ承ケ其ノ人員ノ引渡ヲ船長ニ請求スルコトヲ得

著手シ乗員之ニ抵抗シタルトキハ該船舶ヲ拿捕スヘシ

第八十四條 前條ノ場合ニ於テハ臨檢士官ハ書式第七ニ依リ引渡ニ關スル調書二通ヲ作成シ内一通ヲ船長ニ交付スヘシ

措置ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第八十五條 船長第八十二條ノ人員ノ引渡ニ付異議ヲ申立

テタルトキハ艦長ハ速ニ其ノ要領及之ニ對シテ執リタル措置ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第八十六條 本章ノ規定ハ帝國船舶及同盟國船舶ニ付之ヲ準用ス

第十五章 無線電信

第八十七條 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ作戰行動上必要アルトキハ其ノ作戰區域内ニ於ケル無線電信裝置ヲ有スル船舶ニ對シテ左ニ掲タル事項ヲ禁止スルコトヲ得

(2) 船舶所有者、船舶全部ノ傭船者又ハ船長ニ於テ情ヲ知リテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戰行動ニ對シ航海中直接ノ幫助ヲ與フル一人若ハ數人ヲ輸送スル場合前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ戰時禁制品輸送ノ爲沒收セラルヘキ中立船ト同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第七十七條 前條ノ場合ニ於テハ船舶及船舶所有者ニ屬スル貨物ハ沒收セラルヘキモノトス

第七十八條 第七十六條ノ規定ハ船舶ニシテ海上ニ於テ帝國軍艦ニ遭遇シタル際ニ未タ開戦ノ事實ヲ知ラサルトキ又ハ船長ニ於テ開戦ノ事實ヲ知リタルモ未タ其ノ輸送スル人員ヲ上陸セシムルヲ得サルトキハ之ヲ適用セス

船舶ニシテ戰爭開始後帝國港、同盟國港若ハ敵港ヲ出港シタルトキ又ハ中立港ノ所屬國ニ對シ戰爭開始ノ通知アリタル後相當ノ期間ヲ經テ該港ヲ出港シタルトキハ該船舶ハ交戰狀態ヲ知リタルモノト推定ス

第七十九條 艦長ハ開戦ノ事實ヲ知ラサル船舶ニ對シテハ臨檢士官ヲシテ其ノ船舶書類ニ書式第五ニ準シ警告ヲ記

一 艦隊、軍艦又ハ軍用船ノ位置及及其ノ動作ニ關スル
通信ヲ發送スルコト

二 艦隊、軍艦又ハ軍用船ヨリ發スル通信ヲ登録スルコ
ト

三 艦隊、軍艦又ハ軍用船ノ通信ヲ妨害スヘキ一切ノ行
爲ヲ爲スコト

艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ必要ニ應シ前項ノ船舶ニ對シテ
暗號電信ノ發信ヲ禁止シ又ハ無線電信ノ用語ヲ制限スル
コトヲ得

第八十八條 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官前條ノ禁止又ハ制限ヲ
爲ス場合ニ於テハ右禁止制限ノ及フヘキ地理的限界、禁
止制限ノ内容及其ノ開始ノ日並必要アルトキハ禁止制限
ノ時期又ハ時間ヲ明示シタル宣言（書式第八）ヲ爲シ麾
下ノ士官ヲシテ必要ニ應シ之ヲ禁止制限ノ區域及其ノ附
近ニ在ル無線電信裝置ヲ有スル船舶ニ告知セシムヘシ
前項ノ告知ハ書式第九ニ依リ之ヲ爲シタル日及時並當時
ニ於ケル該船舶ノ地理上ノ位置ヲ明示シテ之ヲ其ノ船舶

書類ニ記入スルヲ要ス

第八十九條 前條ノ告知ヲ受ケ又ハ第八十七條ノ禁止制限
ヲ知リタルコトヲ認メ得ヘキニ拘ラス禁止制限ヲ犯シタ
ル船舶ハ之ヲ拿捕スヘシ

第九十條 第八十七條ノ禁止制限ヲ知ラスシテ之ヲ犯シタ
ル船舶ニ對シテハ艦長ハ必要ニ應シ其ノ離隔ヲ命シ航行
スヘキ方向ヲ示命シ且其ノ船中ニ監督員ヲ乗込ヤシメ若
シ重大ナル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ抑留スル
コトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ艦長ハ其ノ下シタル諸命令ヲ成ルヘ
ク該船舶ノ船舶書類ニ記入スヘシ

第九十一條 前條ノ場合ニ於テ該船舶内ニ在ル通信ノ登録
簿ニシテ禁止制限事項ニ關スル記事ヲ記入シタルモノハ
之ヲ押收スルコトヲ得

該船舶ノ善意ニ付疑フヘキ充分ノ理由アルトキハ其ノ無
線電信機モ亦之ヲ押收スルコトヲ得

第九十二條 第八十九條又ハ第九十條ノ場合ニ於テ該船舶
ノ運送軍艦指揮官ニ付スルモトス

ノ行爲ニシテ軍事的幫助ニ該當スト認ムルトキハ第十四
章ノ規定ニ依リ之ヲ處置スヘシ

第九十三條 第八十九條ノ船舶ハ沒收セラルヘキモノトス
該船舶ニ搭載スル無線電信機及禁止制限事項ニ關スル通
信ノ登録簿亦同シ

第九十四條 敵國領土内ニ在ル無線電信海岸局ハ其ノ所有
者ノ如何ヲ問ハス軍事上ノ必要ニ應シ之ヲ押收シ又ハ破
壊シ其ノ他通信ヲ不可能ナラシムヘキ處分ヲ爲スコトヲ
得

第十六章 臨檢ニ對スル抵抗

第九十五條 船舶ニシテ停船、臨檢、搜索及拿捕ノ権利ノ
合法ナル行使ニ對シ強力ヲ以テ抵抗スルトキハ其ノ國籍
ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スヘシ

第九十六條 前條ノ船舶ハ沒收セラルヘキモノトス
前項ノ船舶ニ搭載スル貨物ハ敵船ノ賊貨ト同一ノ處分ヲ
受クヘシ船長又ハ船舶所有者ニ屬スル載貨ハ之ヲ敵貨ト
看ス

指揮官ハ該船舶ヲ拿捕スヘシ

五 傭船契約書

第一百條 帝國軍艦指揮官ニ於テ中立國軍艦ノ護送スル船舶ニ關シ護送軍艦指揮官ト見解ヲ異ニスルモノアルトキハ

帝國軍艦指揮官ハ護送軍艦指揮官ニ對シ抗議書ヲ送達シ直ニ其ノ旨ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第一百一條 敵國軍艦ノ護送ヲ受ケ航行スル船舶ハ之ヲ拿捕スヘシ

六 船荷證券及送狀

前項ノ船舶ハ必要ニ應シ之ヲ攻擊破壊スルコトヲ得

第一百二條 敵國軍艦ノ護送ヲ受ケ航行スル船舶及其ノ載貨ハ沒收セラルヘキモノトス

七 載貨目錄

八 出港證書

九 健康證書

十 船舶賣渡證書

第一百三條 通常船舶内ニ備フヘキ重ナル船舶書類ハ左ノ如シ

一 船舶國籍證書

二 航海日誌

三 海員名簿

四 乘客名簿

十一 機關日誌

十二 船舶又ハ載貨ノ保險契約書

十三 無線電信裝置ヲ有スルトキハ其ノ發信及受信筆

第一百六條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一二該當スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スヘシ

十四 船舶書類ヲ備ヘサルトキ

十五 船舶書類ヲ投棄、破毀又ハ隠匿シタルトキ

三百二重ノ船舶書類又ハ變造若ハ偽造シタル船舶書類ヲ

備フルトキ
第一百七條 船舶ニシテ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テ情狀疑フヘキモノアルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スルコトヲ得

第一百九條 郵便信書ノ不可侵ハ之力爲中立郵便船ニ對シ一
般中立商船ニ關スル海戰ノ法規慣例ノ適用ヲ免除スルモノニ非ス但シ臨檢搜索ハ成ルヘク寛大且迅速ニ必要アル場合ニ限り之ヲ行フコトヲ要ス

第一百十條 第百八條ノ規定ハ明治四十五年條約第十一號海戰ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約ヲ批准シ又ハ之ニ加盟シタル諸國ニ對シテノミ之ヲ適用ス

第一百十一條 第百八條第二項及第百十條ノ場合ニ於テハ艦長ハ拿捕船内ニ在ル郵便信書ニシテ敵國官憲又ハ敵國若ハ敵ノ占領セル土地ニ住居スル者ニ宛テラレタルモノハ其ノ性質ノ公私ヲ問ハス之ヲ押收シ必要ト認ムルモノハ之ヲ海軍大臣ニ送致スヘシ

拿捕船内ニ在ル郵便信書ニシテ前項ニ該當セサルモノハ成ルヘク速ニ之ヲ其ノ到達地ニ發送スルノ手段ヲ執ルヘル限速ニ之ヲ發送スヘシ

前項ノ規定ハ封鎖違反ノ場合ニ於テ封鎖港ニ宛テ又ハ封鎖港ヨリ來リタル信書ニ之ヲ適用セス

第二十二條 敵船ヲ拿捕シタル場合ニ於テ中立國ノ國籍ヲ

有スル船員ハ之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得ス

第一百十三條 敵船ノ船長及職員ニシテ中立國ノ國籍ヲ有スル者ハ戰爭繼續中敵船ニ於テ勤務セサルコトヲ書面（書式第十）ヲ以テ正式ニ約束シタルトキハ之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得ス

第一百十四條 敵船ノ船長、職員及船員ニシテ敵國ノ國籍ヲ有スル者ハ戰爭繼續中作戰動作ニ關係ヲ有スル何等ノ勤務ニモ服セサルコトヲ書面（書式第十）ヲ以テ正式ニ誓約シタルトキハ之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得ス

第一百十五條 敵船ノ船長、職員及船員ニシテ前二條ノ規定ニ依リ正式ニ約束又ハ誓約シタル者ハ之ヲ解放スヘシ此ノ場合ニ於テハ艦長ハ直ニ其ノ解放者ノ氏名ヲ海軍大臣

ニ報告シ且相當ノ手續ヲ經テ成ルヘク之ヲ敵國ニ通告スノ依リ正規ハ敵對行為ニ加ハリタル敵船ニ

第一百十六條 前四條ノ規定ハ敵對行為ニ加ハリタル敵船ニハ之ヲ適用セス

第一百十七條 敵船内ニ在ル乗員ハ反證ナキ限り之ヲ敵國ノ

ヲ遇スルニ道ヲ以テシ其ノ私有財產ノ保護ニ注意スヘシ
俘虜ニ對シテハ必要ニ應シ檢束ヲ加フルコトヲ得ルモ其ノ他ノ乘員及乗客ニ對シテハ特別ノ理由ナキ限り之ニ検束ヲ加フルコトヲ得ス

第二十一章 拿捕シタル敵船及其ノ

載貨ノ破壊

第一百二十二條 拿捕シタル敵船ヲ帝國港ニ送致スルカ爲帝國軍艦ノ安全又ハ作戰行動ノ成效ヲ害スト認ムル場合ニ於テハ之ヲ破壊スルコトヲ得

第一百二十三條 前條ノ破壊ヲ爲スニ當リテハ艦長ハ豫メ該船舶内ニ在ル一切ノ人員ヲ安全ノ場所ニ移シ且審檢上必要ナル一切ノ書類物件ヲ總テ艦内ニ轉載スヘシ

第一百二十四條 敵船ヲ破壊シタル場合ニ於テハ艦長ハ破壞書式第十一ニ依リ調書ヲ作リ捕獲士官ヲシテ破壊シタル船舶ノ人員並轉載シタル船舶書類及其他ノ書類物件ト共ニ之ヲ最近ノ帝國捕獲審檢所ニ送致セシムヘシ

國籍ヲ有スルモノト推定ス

第一百十八條 拿捕シタル中立船ノ乗員ハ之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得ス但シ證人ト爲スノ必要アリト認ムル者ハ之ヲ抑留スルコトヲ得

前項ノ船舶ニシテ第十八條第二項、第八十條、第九十五条又ハ第一百一條ニ該當スルトキハ該船舶ノ乗員ハ必要ニ應シ之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得

第一百十九條 拿捕シタル船舶内ニ在ル乗客ハ敵國軍隊ニ編入セラレタル人員ヲ除クノ外成ルヘク速ニ便宜ノ港ニ於テ上陸セシムヘシ

前項ノ乗客中證人ト爲スノ必要アリト認ムル者ハ之ヲ抑留スルコトヲ得

第一百二十條 拿捕シタル船舶内ニ在リテ教法、醫療及看護ニ從事スル敵國人ハ之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得ス但シ其ノ情況疑ハシキ者アルトキハ其ノ證跡明トナル迄之ヲ抑留スルコトヲ得

第一百二十一條 總テ拿捕シタル船舶ノ乗員乗客及俘虜ハ之ノ

ノ載貨ノ破壊

第一百二十五條 艦長ハ其ノ拿捕シタル中立船ヲ破壊スルコトヲ得ス

艦長ハ前項ニ準シ直ニ船舶破壊ニ關スル詳細ナル報告ヲ海軍大臣ニ提出スヘシ

第二十二章 拿捕シタル中立船及其ノ

ノ載貨ノ破壊

第一百二十六條 拿捕シタル中立船ニシテ其ノ沒收セラルヘキコト明ナリト認ムルモノハ之ヲ帝國港ニ送致スルカ爲

帝國軍艦ノ安全ヲ害シ又ハ現ニ從事スル作戰行動ノ成效ヲ害スル場合ニ於テハ之ヲ破壊スルコトヲ得

第一百二十七條 前條ノ破壊ヲ爲スニ當リテハ艦長ハ豫メ該船舶内ニ在ル一切ノ人員ヲ安全ノ場所ニ移シ且捕獲ノ有效ナルコトヲ檢定スルニ必要ナリト認ムル一切ノ船舶書類及其ノ他ノ書類物件ヲ艦内ニ轉載スヘシ

第一百二十八條 中立船ヲ破壊シタルトキハ艦長ハ捕獲ニ關スル審檢前ニ於テ先ツ第百二十六條ニ規定シタル特別ノ必要アリタルカ爲破壊ノ手段ヲ執ルノ已ムヲ得サルニ至

リタル事實ヲ辯明スルコトヲ要ス

サルニ至リタル情況及處分ノ顛末ヲ詳記シテ書式第十二ニ依リ辯明書ヲ作成シ捕獲士官ヲシテ破壊シタル船舶ノ人員並轉載シタル船舶書類及其ノ他ノ書類物件ト共ニ之ヲ最近ノ帝國捕獲審檢所ニ送致セシムヘシ

艦長ハ前項ニ準シ直ニ船舶破壊ニ關スル詳細ナル報告ヲ海軍大臣ニ提出スヘシ

第百三十條 艦長ハ拿捕シタル中立船ニシテ沒收セラルヘキモノニ非スト認ムル場合ニ於テ第百二十六條ノ規定ト同一ノ情況アルトキハ該船舶内ニ在ル沒收セラルヘキ貨物ノ引渡ヲ請求シ又ハ之ヲ破壊スルノ手段ヲ執ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ艦長ハ其ノ引渡ヲ受ケ又ハ破壊シタル物件ヲ該船舶ノ船舶書類ニ記入シ且船長ヲシテ一切ノ必要ナル船舶書類ノ認證證本ヲ提出セシムヘシ

前項ノ引渡ヲ受ケ又ハ破壊ヲ終リ且之ニ關スル手續ヲ終

リタルトキハ艦長ハ該船長ニ對シテ其ノ航海ヲ續航スルコトヲ許可スヘシ

第一百三十一條 第百二十八條及第百二十九條ノ規定ハ之ヲ前條ノ場合ニ準用ス（書式第十三）

第二十三章 拿捕シタル敵船及其ノ

載貨ノ使用

リタルトキハ艦長ハ該船長ニ對シテ其ノ航海ヲ續航スルコトヲ許可スヘシ

第百三十二條 拿捕シタル敵船ハ軍事上必要アリト認ムル場合ニ於テハ之ヲ武裝シ其ノ他軍用ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得

第一百三十三條 拿捕シタル敵船ヲ使用スル前豫メ該船舶内ニ在ル一切ノ人員ヲ安全ノ場所ニ移シ且審檢上必要ナル一切ノ書類物件ヲ艦内ニ轉載スヘシ

第百三十四條 拿捕シタル敵船ヲ使用スル場合ニ於テハ艦長ハ之ヲ使用スルニ至リタル事由ヲ詳記シ書式第十一ニ準シ調書ヲ作リ捕獲士官ヲシテ該船舶ノ人員並轉載シタル船舶書類及其ノ他ノ書類物件ト共ニ之ヲ最近ノ帝國捕獲審檢所ニ送致セシムヘシ

第三 船舶ニ追及シタル時刻及位置、他ノ帝國又ハ同盟國軍艦ヲ發見シタルトキハ其ノ方位距離及該軍艦ノ針路

軍大臣ニ提出スヘシ
第一百三十五條 拿捕シタル敵船内ニ在ル載貨ニシテ敵貨ト認ムヘキモノノ使用ニ付テハ本章ノ規定ヲ準用ス

第二十四章 臨檢、搜索及拿捕

第一百三十六條 拿捕スヘキ嫌疑アリト認ムヘキ一切ノ私船ニ對シテハ其ノ何レノ國籍ニ屬スルヲ問ハス臨檢及搜索ヲ行フコトヲ得

第一百三十七條 艦長嫌疑アル船舶ヲ發見シタルトキハ麾下職員ヲシテ左ノ事項ヲ錄取セシムヘシ

一 初テ船舶ヲ發見シタル時刻及位置、同船舶ノ本艦ニ

對スル距離方位及同船舶ノ取レル針路、他ノ帝國又ハ同盟國軍艦ヲ發見シタルトキハ同船舶ニ對スル該軍艦ノ距離方位及該軍艦ノ針路

二 追蹤中ニ於ケル同船舶ノ針路他ノ帝國又ハ同盟國軍艦ヲ發見シタルトキハ其ノ時刻方位及距離、該軍艦ノ針路及其ノ共同追蹤シタル範囲

第一百四十條 艦長ハ如何ナル場合ニ於テモ臨檢又ハ搜索ヲ爲スヘキ船舶ニ對シテ其ノ短艇、乗員又ハ書類等ヲ本艦ニ送致スヘキコトヲ請求スルコトヲ得ス

第一百四十一條 艦長ハ先ツ信號旗又ハ汽笛ヲ以テ臨檢ヲ行フヘキ意思ヲ當該船舶ニ通スヘシ但シ夜間ニ在リテハ軍艦旗ノ上ニ白燈ヲ掲ケテ信號旗ニ依ル信號ニ代フヘシ天候不良ノ爲前項ノ手段ニ依リ臨檢ノ意思ヲ通スルコト能ハサルトキ又ハ當該船舶ニ於テ前項ノ信號ニ應セサル

詳細ナル報告書ニ自己ノ意見ヲ添ヘ速ニ之ヲ海軍大臣ニ提出スヘシ但シ臨檢又ハ搜索ニ當リテ船長ヨリ異議ヲ申立テタル場合及拿捕又ハ抑留ノ場合ニ在リテハ出來得ル限り直ニ電報ヲ以テ之ニ關スル重要ナル事項ヲ報告スヘシ

第二十五章 共同拿捕及再拿捕

第一百五十八條 帝國軍艦同盟國軍艦ト共同シテ船舶ヲ拿捕又ハ抑留シタル場合ニ於テハ該船舶ノ管理ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 帝國又ハ同盟國ノ一方ノ軍艦ニ於テ現ニ之ヲ拿捕又ハ抑留シ他方ノ軍艦之ニ共同シタルトキハ先任ノ順序如何ニ拘ラス現ニ之ヲ拿捕又ハ抑留シタル軍艦ノ艦長之ヲ其ノ本國港ニ送致ス

二 帝國軍艦及同盟國軍艦同時ニ船舶ヲ拿捕又ハ抑留シタルトキハ各艦長中先任官ニ於テ之ヲ其ノ本國港ニ送致ス

第一百五十九條 艦長ハ敵ニ拿捕又ハ抑留セラレタル帝國船

第一百六十條 艦長ハ拿捕シタル船舶ヲ回航セシムルカ爲捕獲士官及必要ナル士官下士卒ヲ選任シテ之ニ乗組マシメ速ニ該船舶及其ノ載貨ヲ最近ノ帝國捕獲審檢所所在港ニ送致スヘシ

第一百六十一條 艦長ハ拿捕シタル船舶ノ船長其ノ他ノ乗員ニ對シ捕獲士官ノ命ヲ受ケ船舶ノ回航ニ援助ヲ與フルコトヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ請求ニ應セサルトキハ之ヲ強請スルコトヲ得ス

第一百六十二條 艦長ハ船長其ノ他ノ乗員及一切ノ載貨並調書及押收シタル船舶書類ヲ拿捕シタル船舶ニ搭載シ成ルヘク拿捕當時ト同一ノ情況ヲ保タシメ之ヲ送致スヘシ

艦長ハ必要アリト認ムルトキハ拿捕ノ情況ヲ證明シ得ル

麾下ノ職員ヲ該船舶ニ便乗セシムヘシ

第一百六十三條 艦長ハ船長其ノ他ノ乗員ノ全員ヲ船舶ト共

却ニ適セサルモノハ適宜ノ處分ヲ爲スコトヲ得

ニ送致スルコトヲ不適當ナリト認ムルトキハ少クトモ船長、事務長、運轉士又ハ荷物係ノ中若干人ヲ選ヒ證人トシテ之ヲ送致スヘシ

轉乘セシメタル其ノ他ノ乗員ハ速ニ之ヲ當該船舶ノ回航地ニ送致スヘシ

却ニ適セサルモノハ適宜ノ處分ヲ爲スコトヲ得
シテ之ヲ行ハシムヘシ

第一百六十四條 前條ノ場合ニ於テハ艦長ハ捕獲士官ヲシテ書式第十七ニ依リ他船ニ轉乘セシメタル乗員及其ノ理由ニ關スル調書ヲ作成セシムヘシ

賣却ハ捕獲士官ヲシテ現場ニ臨マシメ成ルヘク公賣ニ付シテ之ヲ評價セシムヘシ

第一百六十五條 艦長ハ載貨中腐敗シ易キモノ其ノ他之ヲ送致スルニ適セサルモノアリト認ムルトキハ麾下ノ高等官中ヨリ適任ナル調査委員ヲ選任シ調査書ヲ差出サシムヘシ

調査ノ要領ハ之ヲ本艦ノ航海日誌ニ記入スヘシ
シ

第一百六十六條 調査委員載貨中送致スルニ適セサルモノアルコトヲ報告シタルトキハ艦長ハ拿捕地又ハ附近ノ帝國港若ハ同盟國港ニ於テ其ノ載貨ヲ賣却スヘシ但シ其ノ賣

調書ノ要領ハ之ヲ本艦ノ航海日誌ニ記入スヘシ
シ

第一百六十七條 艦長ハ前條ノ處分ヲ爲ス前出來得ル限り適任者ヲ選定シ賣却又ハ處分セムトスル載貨ニ付書面ヲ以テ之ヲ評價セシムヘシ

賣却ハ捕獲士官ヲシテ現場ニ臨マシメ成ルヘク公賣ニ付シテ之ヲ行ハシムヘシ

第一百六十八條 艦長ハ捕獲士官ヲシテ書式第十八ニ依リ一切ノ賣却手續ニ關スル調書ヲ作成セシメ之ニ調査委員ノ調査書、評價書、賣却計算書其ノ他ノ書類ヲ添附シ拿捕シタル船舶ト共ニ之ヲ送致スヘシ

第一百六十九條 艦長ハ拿捕シタル船舶ニシテ之ヲ送致スルニ堪ヘスト認ムルトキハ麾下ノ高等官中適任ナル調査委員ヲ選定シ調査書ヲ差出サシムヘシ

調査ノ要領ハ之ヲ本艦ノ航海日誌ニ記入スヘシ

第一百七十條 調査委員拿捕シタル船舶ヲ送致スルニ堪ヘサルコトヲ報告シタルトキハ艦長ハ附近ノ帝國港又ハ同盟國港ニ之ヲ送致スヘシ

第一百七十一條 前條ノ場合ニ於テハ艦長ハ捕獲士官ヲシテ

書式第十九ニ依リ船舶ヲ附近ノ帝國港又ハ同盟國港ニ送致セル情況ヲ詳記シタル調書ヲ作成セシメ調査委員ノ調查書ヲ之ニ添附シ該士官ヲシテ證人、船舶書類其ノ他審檢ノ爲メ必要ナル書類ト共ニ之ヲ最近ノ帝國捕獲審檢所ニ送致セシムヘシ

第一百七十二條 拿捕シタル船舶ハ航海ノ不能、海上ノ險惡又ハ燃料若ハ糧食ノ缺乏ノ事由ニ因ルニ非サレハ之ヲ中立港ニ寄港セシムルコトヲ得ス

前項ノ船舶ハ其ノ入港ヲ正當ナラシムルノ事由止ミタルトキハ直ニ該中立港ヲ出發セシムヘシ

第一百七十三條 拿捕シタル船舶ハ帝國捕獲審檢所ノ検定アル迄之ヲ拘置スル爲中立港ニ送致スルコトヲ得ス

第一百七十四條 第百七十二條ノ場合ニ於テ中立國ニシテ拿捕シタル船舶ノ寄港ヲ拒絶シ又ハ不當ニ滯泊期間ヲ制限シタルトキハ捕獲士官ハ之ヲ當該國官憲ニ在ル帝國外交官又ハ領事官ニ通知シテ當該國官憲ニ對スル交渉ヲ依頼シ且

直ニ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ

第一百七十五條 捕獲士官其ノ回航船舶ニ乘組ミタルトキハ書式第二十二ニ依リ需品、器具及載貨ニシテ積載ノ儘調査スルコトヲ得ヘキモノノ目録二通ヲ作成シ内一通ヲ船長ニ交附スヘシ此ノ目録作成ニ付テハ船長ノ助力ヲ請求スルコトヲ得

第一百七十六條 捕獲士官ハ日誌ヲ作リ回航中船舶、載貨及乗員ニ關スル異動ヲ記入スヘシ

第一百七十七條 捕獲士官ハ回航中他ノ書類ヲ受領シ又ハ投棄、破毀若ハ隠匿セラレタルモノヲ發見又ハ拾得シタルトキハ其ノ目録ヲ作成シ書類ニ封緘ヲ施シテ書式第二十一ニ依ル調書ニ之ヲ添附スヘシ

第一百七十八條 捕獲士官ハ回航ニ付最モ嚴密ナル注意ヲ爲シ船舶又ハ載貨ニ損害ヲ及ホササルコトヲ務ムヘシ又ハ載貨ヲ陸揚シ又ハ之ヲ他ノ船舶ニ轉載スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ書式第二十二ニ依リ陸揚又ハ轉載シタ

ル乗員、載貨及其ノ事由ヲ詳記シタル調書ヲ作成スヘシ

陸揚又ハ轉載シタル乗員及載貨ハ便宜ノ方法ニ依リ遲滯ナク之ヲ帝國捕獲審檢所ニ送致スヘシ

第一百八十條 捕獲士官回航地ニ到達シタルトキハ直ニ拿捕シタル船舶及載貨ヲ帝國捕獲審檢所ニ引渡シ審檢ノ請求ヲ爲スヘシ

(参考) 倫敦宣言(未批准)

意スヘシ

(備考) 書式第一乃至書式第二十二ハ之ヲ略ス

第一百八十一條 艦長及捕獲士官ハ拿捕シタル船舶ノ回航ニ關スル詳細ナル報告書ニ自己ノ意見ヲ添へ速ニ之ヲ海軍大臣ニ報告スヘシ但シ乗員若ハ載貨ヲ陸揚シタル場合、船舶ヲ同盟國港ニ送致シ若ハ中立港ニ寄港セシメタル場合又ハ載貨ノ賣却其ノ他臨機ノ處分ヲ爲シタル場合ニ在リテハ直ニ電報ヲ以テ其ノ理由及處分ニ關スル要領ヲ報告スヘシ

第一百八十二條 本章ノ規定ハ抑留シタル船舶ニ付之ヲ準用ス但シ抑留シタル船舶ニ對シテハ其ノ乗員ノ轉載又ハ載貨ノ賣却若ハ臨機ノ處分ヲ爲スハ絕對ノ必要アル場合ニ限リ成ルヘク船舶又ハ載貨ノ現狀ヲ保タシムルコトニ注

英國皇帝陛下ノ政府ノ招請シタル倫敦海戰法規會議ハ國際捕獲審檢所ノ設立ニ關シ千九百七年十月十八日海牙ニ於テ調印セル條約第七條ニ所謂一般ニ承認セラレタル國際法ノ原則ヲ確定スルノ目的ヲ以テ千九百八年十二月四日英國外務省ニ於テ開會セリ

左ニ列記スル諸國ハ本會議ニ贊同シ左記ノ委員ヲ任命セリ(委員氏名省略)

本會議ハ千九百八年十二月四日ヨリ千九百九年二月二十六日ニ彌リ會議ヲ重ネ全權委員ノ記名ヲ求ムル爲メ本覺書ニ附屬スル海戰法規ニ關スル宣言ヲ議定セリ

右ノ外千九百七年十月十八日ノ日附ヲ有スル國際捕獲審檢所ノ設立ニ關スル海牙條約ニ記名シ又ハ記名セントスル意

思ヲ聲明セル諸國ノ委員ハ左記ノ希望ヲ採決シタリ

海戰法規會議ニ參列シ且千九百七年十月十八日ノ日附ヲ

有スル國際捕獲審檢所ノ設立ニ關スル海牙條約ニ記名シ

又ハ記名セントスル希望ヲ聲明セル諸國ノ委員ハ二三ノ

國ニ取リテハ該條約現在ノ形式ヲ以テシテハ之カ批准ヲ

爲スヲ得サルヘキ憲法上ノ困難アルコトニ鑑ミ此等ノ國

カ其ノ批准書ヲ寄託スルニ當リ其ノ内國捕獲審檢所ノ檢

定ニ關シ國際捕獲審檢所ニ出訴スルノ權利ハ損害賠償ヲ

請求スル直接訴訟トシテ提起セラルヘキモノタルコトノ

留保ヲ其ノ批准書中ニ記入スルコトヲ得ルノ權能ヲ有ス

ヘキコトニ關シテ一ノ協定ヲ締結スルノ利便ヲ各々自國

政府ニ注意スルニ一致セリ但前記留保ノ效果ハ右條約ニ

依リテ個人又ハ其政府ニ保證セラレタル權利ニ何等影響

ヲ及ホササルモノタルヘク且該留保ノ字句ハ右條約ニ記

名シタル諸國間ニ於ケル將來ノ協議事項タルヘキモノト

ス

右證據トシテ各全權委員及既ニ倫敦ヲ去リタル全權委員ヲ

代理スル各委員ハ本覺書ニ記名スルモノナリ

千九百九年二月二十六日倫敦ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ英

國政府ノ記錄ニ保管シ其認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ海

戰法規會議ニ參列シタル各國ニ交付スヘキモノトス

海戰法規ニ關スル倫敦宣言

獨逸國普魯西國皇帝陛下（其他略之）ハ國際捕獲審檢所ノ

設立ニ關スル千九百七年十月十八日ノ條約第七條ノ規定ス

ル國際法トシテ一般ニ承認セラレタル諸規則ニ關シ協同決

定センカ爲國際會議ヲ開催センコトヲ各國ニ提議シタル英

國政府ノ招請ニ鑑ミ

右諸規則ノ決定ハ不幸ニシテ海戰ノ起リタル場合ニ於テ平

和的商業ノ爲將夕交戰國雙方ノ爲及其中立政府ニ對スル政

治的關係ノ爲甚々有益ナルコトヲ承認シ

且國際法ノ一般原則ハ其ノ實際ニ於ケル適用上屢々各種ノ

主義ニ岐ルルコトニ鑑ミ

之ニ關シ將來尙一層ノ畫一ヲ確保セントスル希望ニ基キ

此重要ナル共通ノ利益ニ關スル事業ハ一般ノ承認ヲ得ヘキ

之カ爲獨逸國普魯西國皇帝陛下（其他略之）ハ……シ

（委員氏名略之）ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ

認メ以テ本宣言ヲ爲スニ一致セリ

總則

コトヲ翼ヒ
記名國ハ以下諸章ニ規定スル規則カ實質上一般ニ承認セラ

レタル國際法ノ原則ニ副フモノナルコトヲ承認ス

第一章 戰時ニ於ケル封鎖

第一條 封鎖ハ敵國又ハ敵國占領地ノ港及沿岸ニ限リ之ヲ

施行スヘキモノトス

第二條 千八百五十六年巴里宣言ニ準據シ封鎖ハ其ノ有效

ナルカ爲メニハ實力ヲ用ユルヲ要ス即チ實際敵岸ニ接到

スルコトヲ防止スルニ足ル充分ノ兵力ヲ以テ之ヲ維持ス

ルコトヲ要ス

第三條 封鎖ニ關シ實力ヲ用ヒタルヤ否ノ問題ハ事實上ノ

問題トス

行動スル海軍官憲之ヲ爲スヘシ

宣言ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、封鎖開始ノ日

二、封鎖地域ノ地理的範囲

三、中立船舶ニ許容スヘキ退去期間

第十條 封鎖ヲ施行スル國又ハ其ノ國ノ名ニ於テ行動スル海軍官憲カ第九條第二項第一號及第二號ニ依リ其ノ封鎖宣言中ニ記載シタル事項ニ準據セサルトキハ右宣言ハ無效タルヘシ從テ該封鎖ヲ有效ナラシムル爲ニハ新ニ宣言ヲ爲スヲ要ス

第十一條 封鎖ノ宣言ハ左ノ官憲ニ對シテ之ヲ告知スヘシ
一、各中立國

右告知ハ封鎖ヲ施行スル國ニ於テ直接ニ中立國政府ニ宛テ又ハ封鎖ヲ施行スル國ニ駐劄スル中立國代表者ニ宛タル公信ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

二、地方官憲

右告知ハ封鎖艦隊指揮官ニ於テ之ヲ爲スヘシ該地方官憲ハ又成ルヘク速ニ封鎖港又ハ封鎖沿岸ニ於

テ其ノ職務ヲ執行スル外國領事官ニ之ヲ通知スヘ

第十二條 封鎖ノ宣言及告知ニ關スル規定ハ封鎖地域ヲ擴張スル場合又ハ一旦封鎖解除アリタル後更ニ施行スル場合ニ之ヲ適用ス

第十三條 自ラ封鎖ヲ解除シタル場合竝ニ封鎖ニ關シ制限ヲ設ケタル場合ニハ第十一條ノ規定ニ依リ之ヲ告知スルヲ要ス

第十四條 封鎖犯トシテ中立船舶ヲ拿捕スルニハ該船舶ノ現實上又ハ推定上封鎖ノ事實ヲ知ルコトヲ要件トス

第十五條 發航港ノ所屬中立國ニ對シテ適當ノ時期ニ封鎖ノ告知アリタル後船舶カ該港ヲ出發シタル場合ニハ右船舶ハ反證ヲ擧クルニ非サレハ封鎖ノ事實ヲ知リタルモノト推定セラルヘシ

第十六條 封鎖港ニ接到スル船舶ニシテ封鎖ノ存在ヲ知ラス又之ヲ知リタルモノト推定スルコト能ハサル場合ニハ封鎖艦隊ニ屬スル軍艦ノ士官ハ該船舶ニ對シテ其告知ヲ爲スヲ要ス右告知ハ其ノ船舶書類ニ記入セラルヘシ

爲シタル日及時並ニ當時ニ於ケル該船舶ノ地理上ノ位置ヲ明記スヘシ

封鎖艦隊指揮官ノ怠慢ニ依リ未タ封鎖ノ宣言ヲ地方官憲ニ告知セサル場合又ハ告知シタル宣言中ニ退去期間ヲ規定セサル場合ニハ封鎖港ヲ出發セントスル中立船舶ハ封鎖線ヲ越ユルノ自由アルヘシ

第十七條 中立船舶ハ封鎖ノ有效ナルコトヲ確保スルノ任務ヲ帶ヘル軍艦ノ行動區域内ニ非サレハ封鎖犯トシテ之ヲ拿捕スルコトヲ得ス

第二章 戰時禁制品

第十八條 封鎖艦隊ハ中立港及中立沿岸ニ接到スルコトヲ遮断スルヲ得ス

第十九條 船舶又ハ其ノ載貨ノ爾後ノ仕向地如何ニ拘ラス

船舶カ現ニ封鎖セラレサル港ニ向テ航行スル場合ニハ封鎖犯トシテ之ヲ拿捕スルニ充分ノ理由ナキモノトス

第二十條 封鎖ヲ破リテ封鎖港ヲ出發スル船舶及封鎖港ニ航入センコトヲ企ツル船舶ハ封鎖艦隊所屬ノ軍艦ニ於テ其ノ追蹤ヲ繼續スル間ハ之ヲ拿捕スルコトヲ得既ニ追蹤

五 軍用タルコト明カナル被服及武裝具
六 軍用タルコト明カナル一切ノ馬具

七 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ乗用、輶用及駄用ノ獸類
八 陣營具及其組成品タルコト明カナルモノ

九 甲鐵飯
十 戰闘用艦艇及特ニ上記艦艇ニ使用スルヲ得ヘキコト

十一 兵器彈藥製造用ノ爲メ又ハ陸軍用若ハ海軍用ノ武器及材料ノ製造又ハ修理用ノ爲メ専ラ作製セラレタル機械器具

第十二條 專ラ戰爭用ニ供セラルヘキ物件及材料ハ布告スヘキ宣言ノ方法ニ依リ之ヲ絕對的禁制品ノ品目表中ニ追加スルコトヲ得

前項ノ告知ハ他國政府文ハ宣言ヲ爲ス國ニ駐劄スル其ノ外交代表者ニ通知スヘシ戰爭開始後ニ爲ス告知ハ中立國ニ之ヲ爲スヲ以テ足ル

第十四條 戰爭用ニモ亦平時用ニモ供スルヲ得ヘキ左ノ

第十五條 刺アル鐵線竝ニ之カ架設又ハ切斷用ニ供スヘキ機械器具

第十六條 蹄鐵及蹄鐵用材料

第十七條 輓用及鞍用ノ物件

第十八條 雙眼鏡、望遠鏡、「クロノメートル」及各種ノ航海用具

第十九條 第二十二條及第二十四條ニ規定セル物件及材料以外ノモノニシテ戰爭用ニモ又平時用ニモ供スルヲ得ヘキモノハ第二十三條第二項ノ規定ニ從ヒ之ヲ告知スル宣言ノ方法ニ依リ條件附禁制品ノ品目表中ニ追加スルコトヲ得

第二十條 自國ノ關スル限りニ於テ第二十二條及第二十

四條ニ列記セル品目中ニ在ル物件及材料ヲ戰時禁制品ト看做スコトヲ拋棄セル國ハ第二十三條第二項ノ規定ニ從ヒ告知スヘキ宣言ヲ以テ其ノ意思ヲ通知スヘシ

第二十一條 戰爭用ニ供スルヲ得サル物件及材料ハ之ヲ戰時禁制品ト宣言スル

第二十二條 左ニ掲クル物品ハ之ヲ戰時禁制品ト宣言スルコトヲ得サルモノトス

第二十三條 油製造原料タル堅果及穀種竝ニ「コブラ」

第二十四條 「カウチュー」護謨、樹脂、護謨、漆及「ホツブ」業用原料竝其ノ織糸

第二十五條 第二十二條及第二十四條ニ規定セル物件及材料以外ノモノニシテ戰爭用ニモ又平時用ニモ供スルヲ得ヘキモノハ第二十三條第二項ノ規定ニ從ヒ之ヲ告知スル宣言ノ方法ニ依リ條件附禁制品ノ品目表中ニ追加スルコトヲ得

第二十六條 四條ニ列記セル品目中ニ在ル物件及材料ヲ戰時禁制品ト看做スコトヲ拋棄セル國ハ第二十三條第二項ノ規定ニ從ヒ告知スヘキ宣言ヲ以テ其ノ意思ヲ通知スヘシ

第二十七條 戰爭用ニ供スルヲ得サル物件及材料ハ之ヲ戰時禁制品ト宣言スルコトヲ得ス

物件及材料ハ條件附禁制品ノ名義ノ下ニ當然之ヲ戰時禁制品ト看做ス

一 糧食
二 獸類ノ飼料用ニ適スル飼料及穀類
三 軍用ニ適スル衣服、被服用織物及靴類
四 金銀貨幣及其ノ地金、貨幣ノ代用紙幣

五 戰爭用ニ供シ得ヘキ一切ノ車輛及組成品
六 一切ノ船舶及艇舟、浮船渠、船渠ノ部分竝ニ其ノ組成品

七 鐵道ノ固定及運動用材料並ニ電信、無線電信及電話ノ材料
八 飛行船、飛行機、氣球、其ノ組成品タルコト明カナルモノ竝ニ航空用ニ供セラルヘキモノト認ムヘキ屬具物件及材料
九 燃料及機械潤滑用材料
十 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルモノニアラサル火薬及爆發物

十一 格魯兒石灰、曹達灰、苛性曹達、「ソルト、ケー

キ」、「アムモニヤ」、硫化「アムモニヤ」及硫化銅

及材料

十二 農業用、採礦用、織物業用及印刷用ニ供スヘキ機械

十三 貴石、准貴石、眞珠、眞珠母及珊瑚

十四 掛時計、置時計及「クロノメートル」以外ノ懷中時計

十五 時好品及奢侈品

十六 各種ノ羽毛、剛毛類

十七 家具用又ハ裝飾用物件並事務所用器具及附屬品

第二十九條 左ニ掲タル物件及材料モ亦之ヲ戰時禁制品ト看做スコトヲ得ス

一 専ラ病者傷者ノ看護用ニ供スヘキ物件及材料但シ軍事上重大ナル必要アル場合ニハ右ノ物件及材料ニシテ第三十條ニ規定セル仕向地ヲ有スルトキハ賠償ヲ支拂ヒテ之ヲ徵發スルコトヲ得

二 船舶自體ノ使用ニ供スヘキ船内ニ在ル物件及材料並ニ航行中該船舶ノ乗員及乗客ノ使用ニ供スヘキ物件

一 貨物カ敵港ニ陸揚セラレ又ハ其ノ軍隊ニ引渡サルヘキモノナルコトヲ船舶書類ニ記載シアルトキ

二 船舶カ敵港ニノミ到達スヘキモノナルトキ又ハ船舶力船舶書類上貨物ノ陸揚地タル中立港ニ達スル以前ニ敵港ニ寄港シ若クハ敵國軍ト邂逅スヘキモノナルトキ

第三十一條 第三十條ニ規定スル仕向地ハ左ニ掲タル場合ニ明確ニ證明セラレタルモノトス

第三十二條 船舶書類ハ絕對的禁制品ヲ輸送スル船舶ノ航路ニ關スル完全ナル證憑タルヘキモノトス但シ該船舶ニシテ船舶書類ノ記載ニ依リ航行スヘキ航路ヲ明ニ離レタ

第三十三條 條件附禁制品タル物品ハ敵國ノ軍隊又ハ行政廳ノ使用ニ仕向ケラレタルコトヲ立證セラレタルトキハ拿捕セラルヘシ但シ行政廳ニ仕向ケラレタル場合ニ於テ右物品カ事實上戰爭ノ爲メニ使用セラレサルコトヲ諸般ノ情況ニ依リ立證セラレタルトキハ此限ニ在ラス本但書ノ規定ハ第二十四條第四號ニ規定セル物品ノ輸送ニ付テハ之ヲ適用セス

ル際ニ軍艦ニ遭遇シ且其ノ航路變更ニ付テ充分ナル理由ヲ辯明スルコト能ハサル場合ハ此限ニ在ラス

第三十四條 敵國官憲ニ宛テ輸送セラルトキ又ハ敵國ニ在住スル商人ニシテ此ノ種物件及材料ヲ敵ニ供給スルコト著名ナル場合ニ於テ右商人ニ宛テ輸送セラルトキハ該物件ハ第三十三條ニ規定セル仕向地ヲ有スルモノト推定ス敵ノ防備アル場所又ハ敵國軍ノ基地タル其ノ他ノ場所ヲ仕向地トシテ輸送セラルトキ亦同シ但シ此等ノ場所ノ一二向テ航行スル商船自體ニ關シ其ノ戰時禁制品タル性質ヲ立證セントスル場合ニ付テハ右推定ヲ適用セス

第三十五條 條件附禁制品タル物品ハ敵國領土、敵國占領拿捕セラルヘシ但シ行政廳ニ仕向ケラレタル場合ニ於テ右物品カ事實上戰爭ノ爲メニ使用セラレサルコトヲ諸般ノ情況ニ依リ立證セラレタルトキハ此限ニ在ラス本但書ノ規定ハ第二十四條第四號ニ規定セル物品ノ輸送ニ付テハ之ヲ適用セス

第三十六條 第三十五條ニ對スル例外トシテ敵國領土カ海ニ面スル國境ヲ有セサル場合ニ於テ條件附禁制品タル物品种ニシテ第三十三條ニ規定セル仕向地ヲ有スルコトヲ立證セラレタルトキハ該物品ハ拿捕セラルヘシ

第三十七條 絶對的又ハ條件附禁制品トシテ拿捕セラルヘ第一 帝國海軍法規の参考 倫敦宣言

第三十條 絶對的禁制品タル物品ハ敵國領土、敵國占領地又ハ敵國軍ニ仕向ケラレタルコトヲ立證セラレタルトキハ拿捕セラルヘシ、該物品ニシテ直接ニ輸送セラルルトキ

轉載又ハ陸路ニ依リテ輸送セラルルトハ毫モ關スル所ニアラス

第三十一條 第三十條ニ規定スル仕向地ハ左ニ掲タル場合ニ明確ニ證明セラレタルモノトス

第三十二條 船舶書類ハ絕對的禁制品ヲ輸送スル船舶ノ航路ニ關スル完全ナル證憑タルヘキモノトス但シ該船舶ニシテ船舶書類ノ記載ニ依リ航行スヘキ航路ヲ明ニ離レタ

第三十三條 條件附禁制品タル物品ハ敵國ノ軍隊又ハ行政廳ノ使用ニ仕向ケラレタルコトヲ立證セラレタルトキハ拿捕セラルヘシ但シ行政廳ニ仕向ケラレタル場合ニ於テ右物品カ事實上戰爭ノ爲メニ使用セラレサルコトヲ諸般ノ情況ニ依リ立證セラレタルトキハ此限ニ在ラス本但書ノ規定ハ第二十四條第四號ニ規定セル物品ノ輸送ニ付テハ之ヲ適用セス

第三十四條 敵國官憲ニ宛テ輸送セラルトキ又ハ敵國ニ在住スル商人ニシテ此ノ種物件及材料ヲ敵ニ供給スルコト著名ナル場合ニ於テ右商人ニ宛テ輸送セラルトキハ該物件ハ第三十三條ニ規定セル仕向地ヲ有スルモノト推定ス敵ノ防備アル場所又ハ敵國軍ノ基地タル其ノ他ノ場所ヲ仕向地トシテ輸送セラルトキ亦同シ但シ此等ノ場所ノ一二向テ航行スル商船自體ニ關シ其ノ戰時禁制品タル性質ヲ立證セントスル場合ニ付テハ右推定ヲ適用セス

第三十五條 條件附禁制品タル物品ハ敵國領土、敵國占領拿捕セラルヘシ但シ行政廳ニ仕向ケラレタル場合ニ於テ右物品カ事實上戰爭ノ爲メニ使用セラレサルコトヲ諸般ノ情況ニ依リ立證セラレタルトキハ此限ニ在ラス

第三十六條 第三十五條ニ對スル例外トシテ敵國領土カ海ニ面スル國境ヲ有セサル場合ニ於テ條件附禁制品タル物品种ニシテ第三十三條ニ規定セル仕向地ヲ有スルコトヲ立證セラレタルトキハ該物品ハ拿捕セラルヘシ

第三十七條 絶對的又ハ條件附禁制品トシテ拿捕セラルヘ

キ物品ヲ輸送スル船舶ハ公海又ハ交戦國領海内ニ於テハ其ノ航海中何時ニテモ之ヲ拿捕スルコトヲ得該船舶ニシテ其ノ敵タル仕向地ニ達スル以前ニ中間港ニ寄港セントスルノ意思ヲ有スルトキ亦同シ

第三十八條 義ニ履行シ又ハ現ニ終了シタル戰時禁制品輸送ノ理由ヲ以テ拿捕ヲ行フコトヲ得ス

第三十九條 戰時禁制品タル物品ハ之ヲ沒收ス

第四十條 戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ハ該禁制品ニシテ其ノ價格上、重量上、容積上又ハ運賃上全載貨ノ半數以上ニ上ル場合ニハ之ヲ沒收スルコトヲ得ヘシ

第四十一條 戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ニシテ解放セラルトキハ各國捕獲審檢所ニ於ケル審檢手續ニ關シ並ニ審檢中該船舶及其ノ載貨ノ保存ニ關シ捕獲者ノ支出シタル費用ハ該船舶ノ負擔トス

第四十二條 戰時禁制品ノ所有者ニ屬シ且同一船舶内ニ在ル貨物ハ之ヲ沒收ス

第四十三條 船舶カ戰爭ノ事實又ハ其載貨ニ對シ適用スヘル貨物ハ之ヲ沒收ス

ル船舶ノ書類ニ記入スヘク且右船舶ノ船長ハ必要ナル一切ノ船舶書類ノ認證謄本ヲ捕獲者ニ交付スルヲ要ス捕獲者ハ其ノ引渡ヲ受ケタル戰時禁制品ヲ破壊スルノ權能ヲ有ス

第三章 軍事的幫助

第四十五條 中立船舶ハ左ニ掲タル場合ニハ沒收セラルヘク且一般ニ戰時禁制品輸送ノ爲メニ沒收セラルヘキ中立船舶ノ受クルト同一ノ處分ヲ受クヘキモノトス

一 該船舶カ敵國軍ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲メ情報ヲ傳達スル目的ヲ

二 船舶所有者、全部船舶ヲ傭入レタル者又ハ船長カ情

ヲ知リテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戰行動ニ對シテ航海中直接ノ幫助ヲ與フル一人若クハ數人ヲ輸送スル場合

ハ同シク沒收セラルヘキモノトス

キ戰時禁制品ノ宣言ヲ知ラシテ航海中海上ニ於テ軍艦ニ遭遇シタル場合ニハ戰時禁制品タル物品ハ賠償ヲ支拂フニ非サレハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス該船舶及載貨ノ殘部ハ沒收及第四十一條ニ規定セル費用ノ支辨ヲ免除セラルモノトス船長カ戰爭ノ開始又ハ戰時禁制品ニ關スル宣言ヲ知リタルモ未グ戰時禁制品タル物品ヲ陸揚スルヲ得サリシトキ亦同シ

中立港所屬國ニ對シ適當ノ時期ニ於テ戰爭開始又ハ戰時禁制品ノ宣言ノ告知アリタル後船舶カ該港ヲ出港シタルトキハ右船舶ハ戰爭狀態又ハ戰時禁制品ノ宣言ヲ知リタルモノト看做ス尙船舶ニシテ戰爭開始後敵港ヲ出發シリトキハ該船舶ハ戰爭狀態ヲ知リタルモノト看做スルトキハ該船舶ハ戰爭狀態ヲ知リタルモノト看做ス

第四十四條 戰時禁制品輸送ノ理由ヲ以テ停船ヲ命セラルモ其ノ分量ノ關係上沒收セラレサル船舶ハ船長カ交航海ヲ繼續スルコトヲ許可セラルコトアルヘシ

戰時禁制品ノ引渡アルトキハ捕獲者ハ之ヲ停船ヲ命シタル

船舶カ海上ニ於テ軍艦ニ遭遇セルトキ未ク開戦ノ事實ヲ知ラサルカ又ハ船長カ戰爭ノ開始ヲ知リタルモ未フ莫ノ輸送スル人員ヲ上陸セシムルヲ得サル場合ニヘ本條ノ規定ハ之ヲ適用セス船舶カ戰爭開始後敵港ヲ出發シリタルモ其又ハ中立港所屬國ニ對シ適當ノ時期ニ於テ戰爭開始ノ通告アリタル後該港ヲ出發シリタルトキハ右船舶ハ戰爭狀態ヲ知リタルモノト看做ス

第四十六條 中立船舶ハ左ニ掲タル場合ニ於テハ沒收セラルヘク且一般ニ敵國商船トシテ取扱ハルヘキモノトス

一 該船舶カ直接ニ戰闘行為ニ加ハル場合

二 該船舶カ敵國政府ニ於テ該船舶内ニ乗組マシメタル代理人ノ命令又ハ監督ヲ受クル場合

三 該船舶カ全部敵國政府ノ爲メニ傭入レラレタル場合

四 該船舶カ現ニ且專ラ敵國軍隊ノ輸送又ハ敵ヲ利スル爲情報ノ傳達ニ從事スル場合

本條ニ規定セル場合ニ於テハ船舶所有者ニ屬スル貨物ハ同シク沒收セラルヘキモノトス

第四十七條 敵國軍ニ編入セラレタル一切ノ人員ニシテ中立商船内ニ在ル者ハ該船舶ヲ拿捕スルヲ得サル場合ト雖モ之ヲ俘虜トナスコトヲ得

第四章 中立捕獲船ノ破壊

第四十八條 捕獲者ハ其ノ拿捕シタル中立船舶ヲ破壊スルコトヲ得ス右拿捕シタル船舶ハ捕獲ノ效力ニ關シ適法ニ檢定スルヲ得ヘキ港ニ引致スルヲ要ス

第四十九條 第四十八條ノ規定ヲ適用スルトキハ軍艦ノ安全ヲ害シ又ハ其ノ現ニ從事スル作戦動作ノ成功ヲ害スル場合ニ於テハ拿捕シタル中立船舶カ沒收セラレ得ヘキモノナルトキハ例外トシテ之ヲ破壊スルコトヲ得

第五十條 破壊ヲ爲スニ先チ船舶内ニ在ル人員ハ之ヲ安全ノ場所ニ移轉シ且一切ノ船舶書類及利害關係人カ捕獲ノ效力ニ關スル檢定ニ必要ナリト認ムル其ノ他ノ書類ハ之ヲ軍艦ニ轉載スルヲ要ス

第五十一條 中立船舶ヲ破壊シタル捕獲者ハ捕獲ノ效力ニ關スル一切ノ檢定ニ先チ第四十九條ニ規定シタル例外的

必要アリタルカ爲此手段ヲ執リタルニ外ナラサルコトノ事實ヲ辯明スルヲ要ス捕獲者カ右ノ辯明ヲ爲ササルトキハ該捕獲者ハ捕獲力無効ナリヤ否ノ審問ヲ爲スニ及ハスシテ利害關係人ニ賠償ヲ支拂フヲ要ス

第五十二條 中立船舶ノ破壊力辯明セラレタル場合ニ於テモ後ニ至リ該船舶ノ捕獲力無効ナリト檢定セラレタルトキハ捕獲者ハ其ノ返還ヲ受クルノ権利ヲ有スル利害關係人ニ對シテ其ノ代價トシテ賠償ヲ與フルコトヲ要ス

第五十三條 没收スルヲ得サル中立貨物カ船舶ト共ニ破壊セラレタルトキハ該貨物ノ所有者ハ賠償ヲ受クルノ権利ヲ有ス

第五十四條 没收セラルヘキ船舶ヲ第四十九條ニ依リテ正當ニ破壊スルヲ得ル場合ト同一ノ情況アルトキハ捕獲者ハ船舶ヲ沒收スヘカラサル場合ト雖モ該船舶内ニ在ル沒收スヘキ貨物ノ引渡ヲ要求シ又ハ之ヲ破壊スルノ手段ヲ執ルノ權能ヲ有ス捕獲者ハ引渡ヲ受ケ又ハ破壊シタル物件ヲ停船ヲ命シタル船舶ノ書類ニ記入シ且船長ヨリ必要

ナル一切ノ書類ノ認證證本ヲ受領スヘシ引渡ヲ受ケ又破壊ヲ行ヒタル場合ニ於テ右手續ヲ終リタルトキハ船長ハ其ノ航海ヲ繼續スルコトヲ許可セラルヘキモノトス

中立船舶ヲ破壊シタル捕獲者ノ責任ニ關スル第五十一條及第五十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第五章 國旗移轉

第五十五條 戰爭開始前敵船ヲ中立國籍ニ移轉シタル場合ニハ該移轉ニシテ敵船タル性質ヨリ生スル結果ヲ免レムカ爲メニ行ハレタルモノナルコトノ立證セラレタル場合ヲ除クノ外之ヲ有效トス船舶ニシテ戰爭開始前六十日以内ニ交戰國ノ國籍ヲ喪失セル場合ニ於テ該船舶内ニ移轉證書ヲ有セサルトキハ該移轉ハ之ヲ無效ト推定ス但反證ヲ許スモノトス

戰爭開始前三十日以前ニ行ハレタル移轉ニシテ絶對ニ、完全ニ且關係國國法ニ遵ヒテ爲サレ移轉ノ結果該船舶ノ

監督及其ノ使用ヨリ生スル利益カ移轉前ニ於ケルト同一人ニ屬セサルニ至リタルトキハ該移轉ハ絶對ニ之ヲ有效

第六章 敵 性

第五十七條 國旗移轉ニ關スル規定ヲ除キ船舶カ中立性ヲ有スルヤ又ハ敵性ヲ有スルヤハ該船舶カ掲揚ノ權利ヲ有

スル國旗ニ依リテ之ヲ定ム

中立船カ平時ニ於テ禁止セラレタル航海ニ從事スル場合ハ之ヲ問題外トシ本規則中ニ毫モ包含セラレサルモノトス

第五十八條 敵船内ニ在ル貨物カ中立性ヲ有スルヤ又ハ敵性ヲ有スルヤハ該貨物ノ所有者カ中立性ヲ有スルヤ又ハ敵性ヲ有スルヤニ依リテ之ヲ定ム

第五十九條 敵船内ニ在ル貨物ノ中立性ヲ立證スルコト能ハサルトキハ該貨物ハ敵性ヲ有スルモノト推定ス

第六十條 敵船内ニ搭載スル貨物ノ敵性ハ戰爭開始後其ノ輸送中ニ行ハレタル移轉ニ拘ラス其ノ仕向地ニ到著スル迄ハ猶繼續スルモノトス

然レトモ現所有者タル敵人ノ破産セル場合ニ於テ前所有者タル中立人力捕獲ニ先チ該貨物ニ對シテ適法ノ取戻權ヲ行使シタルトキハ該貨物ハ再ヒ中立性ヲ取得スルモノトス

第七章 軍艦護送

第六十一條 本國軍艦ノ護送ヲ受クル中立船舶ニ對シテハ臨檢ヲ免除ス護送軍艦指揮官ハ交戰國軍艦指揮官ノ請求アルトキハ該船舶ノ性質竝ニ載貨ニ關シ臨檢ニ依リテ知ルヲ得ヘキ總テノ情報ヲ書面ヲ以テ通知スヘシ

第六十二條 交戰國軍艦指揮官カ護送軍艦指揮官ノ欺カレタルコトヲ疑ヒ得ヘキ場合ニハ嫌疑ノ旨ヲ護送軍艦指揮官ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テ檢證ヲ行フハ護送軍艦指揮官ニ限ルモノトス右檢證ノ結果ハ調書ヲ作成シテ之ヲ證明シ其ノ謄本一通ヲ交戰國軍艦ノ士官ニ交付スヘシ右檢證ノ結果護送軍艦指揮官カ其ノ護送船舶ノ一隻又ハ數隻ノ拿捕ヲ正當トスル事實アリト認ムルトキハ右船舶ニ對シテ軍艦護送ノ保護ヲ撤回スルヲ要ス

第八章 臨檢ニ對スル抵抗

第六十三條 停船、臨檢及拿捕ノ権利ノ適法ナル行使ニ對シ強力ヲ以テ抵抗シタル船舶ハ一切ノ場合ニ於テ之ヲ沒收ス其ノ載貨ハ敵船内ニ在ル載貨ノ受クルト同一ノ處分ヲ受クヘタ船長又ハ該船舶ノ所有者ニ屬スル貨物ハ敵貨

ト看做サルヘン

第九章 損害賠償

第六十四條 捕獲審檢所カ船舶又ハ貨物ノ拿捕ヲ無效ナリト検定シタル場合又ハ審檢ニ附セシテ拿捕物件ヲ解放

シタル場合ニハ利害關係人ハ損害賠償ヲ受クルノ權利ヲ有ス但該船舶又ハ貨物ヲ拿捕スルニ充分ナル理由アリシトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則

第六十五條 本宣言ノ規定ハ之ヲ不可分トス

第六十六條 記名國ハ戰爭ノ際交戰國カ悉ク本宣言ニ加ハリ居ル場合ニハ本宣言ニ規定シタル規則ヲ相互ニ遵守スヘキコトヲ確約ス故ニ記名國ハ其ノ官憲及軍隊ニ對シ必要ナル訓令ヲ與フヘク且其ノ裁判所特ニ捕獲審檢所ニ於テ本宣言ノ適用ヲ保障スルカ爲ニ相當ノ手段ヲ執ルヲ要ス

ス

第六十七條 本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ倫敦ニ寄託ス

第二 帝國海戰法規の参考 論敦宣言

第六十九條 記名國中本宣言ヲ廢棄セムト欲スルモノハ第一回ノ批准書寄託後六十日ヨリ起算シテ十二年ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス右十二年ノ期間經

過シタル後ト雖モ毎六年ノ終ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

廢棄ハ少ナクモ一年以前ニ書面ヲ以テ之ヲ英國政府ニ通告スルヲ要ス英國政府ハ直ニ之ヲ爾餘ノ諸國ニ通報スヘク該廢棄ハ右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第七十條 倫敦海戰法規會議ニ參列シタル諸國ハ其ノ議定

シタル規則ノ一般ニ承認セラルコトニ關シ特ニ重キヲ置キ之ニ參列セサル諸國ニ於テモ本宣言ニ加盟スルニ至ランコトノ希望ヲ表形ス從テ右參列諸國ハ英國政府ニ對シ之カ加盟ノ勸誘ヲ爲サンコトヲ懇請ス

本宣言ニ加盟セント欲スル國ハ英國政府ニ對シ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ告知シ加盟書ヲ之ニ交付スヘシ右加盟書ハ之ヲ英國政府ノ記録ニ保管ス

英國政府ハ直ニ前項告知書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ交付シ且其ノ告知書ヲ受領シタル日ヲ通知スヘシ加盟ハ告知書受領ノ日ヨリ六十日ヲ經テ效力ヲ生スルモノ

加盟國ノ地位ハ本宣言ニ關シテハ總テ記名國ノ地位ニ準ス

第七十一條 海戰法規會議ニ參列シタル諸國ノ全權委員ハ千九百九年六月三十日ニ至ル迄倫敦ニ於テ千九百九年二月二十六日ノ日附ヲ有スヘキ本宣言ニ記名スルコトヲ得ス

ヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ海戰法規會議ニ參列シタル諸國ニ交付スヘキモノトス

〔附記〕 淺間丸問題ニ關スル有田

外務大臣ノ議會ニ於ケル 説明

昭和十五年二月六日

深刻なる憤激を誘起致しましたことに對し大に遺憾とする旨を表示して参りました。尙ほ之れと共に其の法律上の見解を縷述して参つたのであります。

右英國側回答公文に對し帝國政府に於きましては、二月一日附公文を以て先づ英國政府が本件が我國輿論を刺戟致しましたことに對し特に慎重なる考慮を拂ひ右回答公文にて遺憾の意思を表明して参つたことを了承致しますと共に、前述英國側の法律上の見解に對し詳細之を論駁し、帝國政府は本件淺間丸事件に於ける英國軍艦の行動は國際法上適法ならずとの結論に到達せざるを得ざるを以て、淺間丸より拉致せられたる獨逸人二十一名の引渡を要望する旨申送つたのであります。

本件に關する法律上の見解の相異に付ては、本日午後に既に申上ました通り英國政府は一月二十七日在京「クレ一ギー」大使を通じ一月二十二日の我方抗議に對して回答を寄せて参つたのであります。右回答に於て英國政府は今次の如き事件が帝國の首都間近に於て發生し日本國民の

七條に獨特の解釋を加へ、且右倫敦宣言は調印國に依て批准せられ居らざるに依り何等の拘束力なきものであるとして平和的航海に從事する中立船舶より敵國人を拉致する慣行は國際法上確立せられたる原則であると主張して居るのであります。然し乍ら帝國政府の見解に依りますと倫敦宣言第四十七條は英國側見解の如くに解すべきものでないこと當時の關係書類に依て明かであり、又倫敦宣言は批准せられ居らずと雖も同宣言が海戰に關する諸主義の合理的なる調整及妥協を組成するものと認められ、多數の國に於て其の國內法を以て之に遵依して居る事實に鑑み、國際法上の準則たるべきものと思ふのであります。更に若し英國側主張の如く同宣言を全然無効であるとするならば、寧ろ公海に於て平和的航海に從事する中立船舶より敵國人を拉致し得ずとする一般原則に従はなければならないこととなるのであります。要するに英國側の見解は之を學說先例に照して見るも何等我方を承服せしむるものがないと云ふのであります。政府は飽く迄右の如き我方の法律上の見解

を堅持するものであります。右法律上の議論と併行政として政治的見地より迅速なる解決を促進せんと考へ英國側が此の際速に抑留獨逸人の引渡しに應することが日英國交の大局上緊要なる旨を東京及倫敦に於て數度に亘り力説し、英國側の誠意ある反省を求める銳意目的の貫徹に努めました其の結果、英國側に於ても其の見解は之を枉ぐることを得ないが抑留獨逸人に關しては香港到着以來その訓練及経歴を調査した所右の中或者は比較的軍務に適せざるものなること判明したりとの理由を以て本件に關する法律上の権利は之を一切留保するも、本件を圓滿に解決せんとする英國政府の願望の證據として九名を引渡すべく、右獨逸人は追て協定せらるべき時期及場所に於て適當なる帝國官憲に引渡す用意ある旨を二月五日附公文を以て通告して參つたのであります。

帝國政府に於きましては、本件の迅速圓滿なる解決を計らんとする英國政府の願望は之を酌むに吝ならざるものであります。前記引渡員數は帝國政府の要求する一部分にあります。

過ぎませぬが故、到底之に満足するを得ないのであります。依つて右九名は之れを引取る積りであります。前述我見解に基き今後共飽く迄英國政府に對し殘餘の抑留獨逸人の引渡方を主張し續けんとするものであります。尙將來に關しましては、政府は今後日本船舶航行上の不安を除去するに資せんが爲、今般本邦各船會社に對し一般に交戰國の軍隊に編入せられ居る者（其の疑ある者を含む）を本邦船へ乗船せしめざる様指令を發することとし、右手配を完了致しました。而して右措置に付ては英國側の注意を喚起して置いたのであります。右様の次第で將來に於ては淺間丸類似の事件の發生は之を避け得るものと確信するものであります。

以上を以て淺間丸事件に關する經過報告を終ります。

第三 帝國海戰法規の一部變更

達第七十六號

大東亞戰爭ニ於テ敵國ノ執ルベキ措置ニ鑑ミ大正三年軍令海第八號海戰法規ノ一部ト異ル規定ヲ適用スルノ件左ノ通定ム

昭和十七年三月二十日

海軍大臣 鶴田繁太郎

第一條 左ノ各條ハ各大正三年軍令海第八號海戰法規ノ當該條ニ代リ又ハ新ニ追加スペキモノトス

第十八條 左ノ各號ノ一二該當スル船舶ハ之ヲ敵船ト看做ス

一 敵國國旗ヲ掲揚スルモノ

二 帝國（同盟國）又ハ中立國ノ國旗掲揚ノ權利ヲ立證シ得ザルモノ

三 所有者ガ敵性ヲ有スルモノ

四 其ノ監督又ハ使用ニ因ル利益ガ敵國又ハ敵性ヲ有スル者ニ歸屬スルモノ

五 敵國政府ノ特許ヲ得テ航海ニ從事スルモノ

第四十六條 封鎖艦隊ハ第五十三條ノ場合ノ外船舶ノ中立港及中立沿岸ニ接到スルコトヲ遮断スルヲ得ズ

第五十三條 船舶ニシテ該船舶又ハ其ノ載貨ノ最後ノ到達地ガ封鎖港ナルトキハ現ニ封鎖セラレザル港ニ向テ航行スル場合ニ於テモ封鎖犯トシテ之ヲ拿捕スルコトヲ得

第五十五條 別段ノ規定ナキ限り左ノ各號ニ掲グル材料及物件ハ絕對的戰時禁制品タルベキモノトス

一 一切ノ武器、彈薬、爆發物、破壊具、化學戰用化學藥品又ハ其ノ器具類及此等ノ組成品、部分品、附屬品並テ此等ノ製造、修理ニ供セラル機械類

造ニ供セラル材料及物件

第五十九條ノ二 貨物ニシテ指圖人渡ニ依リ又ハ荷受人等ノ製造、修理ニ供セラル機械類

三 一切ノ燃料、加熱材料又ハ機械潤滑用材料及此等

ノ組成品並ニ此等ノ製造、修理ニ供セラル機械類

四 第一號乃至第三號ニ掲グル物件ノ使用ニ必要又ハ便利ナル物件又ハ獸類

五 軍事行動遂行ニ必要又ハ便利ナル一切ノ陣營具、被服、通信器具、照明器具其ノ他ノ器具、機械類

地圖、繪畫、寫真、文書及其ノ部分品、附屬具

六 貨幣、地金銀、紙幣、有價證券及借用證書

七 第四號乃至第六號ニ掲グル物件ノ生產、製造、修理又ハ使用ニ必要又ハ便利ナル物件

第五十六條 別段ノ規定ナキ限り左ニ掲グル材料及物件ハ條件附戰時禁制品タルベキモノトス

一切ノ糧食、飼料、糧秣又ハ被服並ニ此等ノ生產、製

第三 帝國海戰法規の一部變更

第八十二條 敵國軍隊ニ編入セラレタル者、敵國軍隊ニ

一四七

編入セラルル目的ヲ以テ旅行スル者若ハ兵役適齡者タ
ル敵國人又ハ敵國ノ軍事ニ貢献スペキ特殊技能ヲ有ス
ル者ニシテ中立商船内ニ在ル者ハ該船舶ヲ拿捕スルヲ
得ザル場合ト雖モ之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得

第八十七條 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ作戦行動上必要ア
ルトキハ其ノ附近ニ在ル無線通信裝置ヲ有スル船舶ニ
對シテ左ニ掲タル事項ヲ禁止スルコトヲ得

一 艦隊、軍艦又ハ軍用船ノ位置及其ノ動作ニ關スル
通信ヲ發送スルコト

二 艦隊、軍艦又ハ軍用船ヨリ發スル通信ヲ登録スル
コト

三 艦隊、軍艦又ハ軍用船ノ通信ヲ妨害スペキ一切ノ
行爲ヲ爲スコト

艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ必要ニ應ジ前項ノ船舶ニ對シ
テ暗號電信ノ發信ヲ禁止シ又ハ無線通信ノ用語ヲ制限
スルコトヲ得

第八十八條 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ前條ノ禁止又ハ制

スペシ緊急ノ必要アル場合ニ於テハ臨機ノ處置ヲ爲ス
コトヲ得

第九十二條 第八十九條、第九十條又ハ第九一條ノ三
ノ場合ニ於テ該船舶ノ行爲ニシテ軍事的幫助ニ該當ス
ルモノト認ムベキトキハ第十四章ノ規定ニ依リ之ヲ處
置スベシ

第九十二條ノ二 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ無線通信裝置
ヲ有スル船舶ガ敵ノ即時使用ニ供セラルベキ重大ナル
軍事情報ヲ發信スル場合ニ於テハ之ヲ阻止スル爲臨機
ノ處置ヲ爲スコトヲ得

第九十二條ノ三 前條ノ船舶ハ第十四章ノ規定ニ依リ之
ヲ處置スベシ

第九十三條 第八十九條、第九一條ノ三又ハ第九十二
條ノ三ノ船舶ハ沒收セラルベキモノトス

該船舶ニ搭載スル無線通信機及禁止制限事項ニ關スル
通信ノ登録簿亦同ジ

第一百一條 敵國軍艦又ハ敵國軍用航空機ノ護送ヲ受ケ航
通

第三 帝國海戰法規の一部變更

限ヲ爲ス場合ニ於テハ麾下ノ士官ヲシテ其ノ禁止又ハ
制限事項ヲ其ノ附近ニ在ル無線通信裝置ヲ有スル船舶
ニ告知セシムベシ

第八十九條 前條ノ告知ヲ受ケ又ハ第八十七條ノ禁止制
限ヲ知リタルコトヲ認メ得ベキニ拘ラズ禁止制限ヲ犯
シタル船舶ハ之ヲ拿捕スペシ緊急ノ必要アル場合ニ於
テハ臨機ノ處置ヲ爲スコトヲ得

第九十一條 前條ノ場合ニ於テ該船舶内ニ在ル通信ノ登
録簿ニシテ禁止制限事項ニ關スル記事ヲ記入シタルモ
ノハ之ヲ押收スルコトヲ得

該船舶ノ善意ニ付疑フベキ充分ノ理由アルトキハ其ノ
無線通信機モ亦之ヲ押收スルコトヲ得

第九一條ノ二 艦隊又ハ軍艦ノ指揮官ハ其ノ附近ニ無
線通信裝置ヲ有スル船舶ノ在ルコトガ其ノ從事スル作
戰行動ノ成效ヲ害スルモノト認ムルトキハ該船舶ニ對
シ隔離ヲ命ジ航行スペキ方向ヲ示命スルコトヲ得

第九一條ノ三 前條ノ命令ニ從ハザル船舶ハ之ヲ拿捕

行スル船舶ハ之ヲ拿捕スベシ

前項ノ船舶ハ必要ニ應ジ之ヲ攻撃破壊スルコトヲ得

第一百二條 敵國軍艦又ハ敵國軍用航空機ノ護送ヲ受ケ航
行スル船舶及其ノ載貨ハ沒收セラルベキモノトス

第一百十九條 拿捕シタル船舶内ニ在ル乗客ハ敵國軍隊ニ
編入セラレタル者、敵國軍隊ニ編入セラルル目的ヲ以
テ旅行スル者及兵役適齡者タル敵國人並ニ敵國ノ軍事
ニ貢献スペキ特殊技能ヲ有スル者ヲ除クノ外成ルベク
速ニ便宜ノ港ニ於テ上陸セシムベシ

前項ノ乗客中證人ト爲スノ必要アリト認ムル者ハ之ヲ
抑留スルコトヲ得

第一百三十八條 臨檢又ハ搜索ハ現場附近ニ於テ之ヲ行フ
ヲ例トシ且艦長ハ船舶ニ成ルベク迷惑ヲ與ヘザルコト
ニ注意スベシ

天候ノ不良其ノ他ノ事由ニ因リ現場附近ニ於テ臨檢若
ハ搜索ヲ行フコトヲ得ズ又ハ之ヲ行フコトヲ適當ナラ
ズト認メタルトキハ船舶ヲシテ艦長ノ命ニ從ヒ進航セ

一四九

シムベシ其ノ命ヲ聽カザルトキハ之ヲ拿捕スルコトヲ得

拿捕スペキ重大ナル疑嫌アリト認ムベキ船舶ニ對シテハ前項ノ處置ヲ爲スコトヲ得

第百四十條 艦長ハ特別ノ事由アル場合ヲ除キ臨檢又ハ搜索ヲ爲スペキ船舶ニ對シテ其ノ短艇、乗員又ハ書類等ヲ本艦ニ送致スペキコトヲ請求スルコトヲ得ズ

第百六十條 艦長ハ拿捕シタル船舶ヲ回航セシムルガ爲捕獲士官及必要ナル部下人員ヲ選任シテ之ニ乗組マシメ速ニ該船舶及其ノ載貨ヲ帝國捕獲審檢所所在港ニ送致スベシ

第百七十一條 前條ノ場合ニ於テハ艦長ハ捕獲士官ヲシテ書式第十九ニ依リ船舶ヲ附近ノ帝國港又ハ同盟國港ニ送致セル情況ヲ詳記シタル調書ヲ作成セシメ調査委員ノ調査書ヲ之ニ添附シ該士官ヲシテ證人、船舶書類其ノ他審檢ノ爲必要ナル書類ト共ニ之ヲ帝國捕獲審檢所ニ送致セシムベシ

第百七十一條ノ二 艦長ハ特別ノ事由アルトキハ船舶ヲ送致セズ之ヲ適當ナル港ニ拘置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ捕獲士官ヲシテ拘置シタル情況及其ノ事由ヲ記載シタル調書ヲ作成セシメ船舶書類其ノ他審檢ノ爲必要ナル書類ト共ニ之ヲ帝國捕獲審檢所ニ送致セシムベシ

第二條 臨檢士官又ハ捕獲士官ガ臨檢又ハ捕獲セラレタル船舶ニ於テ該船舶備附ノ書類若ハ該船舶ノ船長（之ニ代ル者ヲ含ム）ニ與フベキ書類ニ署名シ又ハ口頭ヲ以テ身分ヲ示ス場合ニ於テ艦名ヲ秘匿スル必要アルトキハ海戰法規ノ規定ニ拘ラズ乗組艦名ヲ示サズ單ニ「帝國軍艦乘組臨檢士官海軍大尉何某」等トルコトヲ得

艦隊ノ指揮官ハ艦長ノ身分ヲ示ス場合ニ於テモ特別ノ必要アルトキハ前項ニ準シ艦隊名又ハ艦名ヲ示サザルコトヲ得

第三條 本令及大正三年軍令海第八號海戰法規ノ規定ハ特令ナキ限り海軍部隊ニ之ヲ準用ス

〔註〕右公表の當時都下の新聞紙は左の

如き記事を掲げたり（朝日）

規定の要旨

大東亜戦争開始以來米英等敵國がとりつゝある戦争方法及措置は從來の國際法規及慣例を無視し復仇といつた憎悪に満ちた極端なる戦争方法を採用し、且つ發生する事態に應じて自己に好都合な解釋に基き行動してゐることは明白な事實で、今次歐洲戦争に於ても我方の問合せに對し英國はロンドン宣言を適用する意向を有せず或種の規定には準據するが右は單に國際法の原則に從趣旨に過ぎない旨の回答をなし、愈々彼等の態度が明白となつた。帝國海軍は國際法規慣例は嚴守尊重するも戦争は相對的關係に立つものなるが故に、我の採用する法則が正純でも甚だしき不利を忍んでもこれに固着し獨り墨守するいはれなし、とし、今回、帝國海軍は敵國の措置に對處すべく「大正三年八月軍令海第八號海戰法規」の一部の規定と異なる規定

を適用するの件を制定廿日附官報を以て公布鳴田海相は廿日の定例閣議において其趣旨を説明した。一方帝國政府はこの旨を諸外國（敵國には中立國を通じて）に通報した。

帝國政府は既に去る十二月廿二日海軍省告示を以て戰時禁制品目に關する第五十五條及び第五十六條に代るべき規定を設けてこれを公表してゐるが今回更に變更せらるべき規定の要旨は大體左の通りである。

（イ）船舶 敵性に關するもの、いはゆる所有者主義を併用して

- （一）敵國國旗を掲揚するもの
- （二）敵國政府の特許を得て航海に從事するもの以外に

（甲）帝國（同盟國）または中立國の國旗掲揚の權利を立證し得ざるもの

（乙）所有者が敵性を有するもの

(丙) その監督または使用による利益が敵國または敵性を有する者に歸屬するもの

の三項を附加して敵性船舶認定の範囲を擴充した。

(ロ) 封鎖に関するもの

最近における英國の措置に鑑み封鎖にも連續航海主義を採用することになり、該船舶がたどり中立港に向ひつつある場合においても該船舶またはその載貨の最後の到達地點が封鎖港であるときは現に封鎖されない港に向つて航行する場合においても封鎖犯として、これを拿捕することを得せしむる様にした

(ハ) 戰時禁制品に関するもの

これまで我海戰法規に定められた戦時禁制品目は大體ロンドン宣言において採用せられたものによつたものであるが、近代における戦用物資の範囲が極めて擴大されたこと、ならびに前大戰における交戰國の措置および今次歐洲戰爭における各國特に英國の措置に鑑み、これに對抗する必要上、海戰法規の規定とは著しく異つた廣汎か

つ概略的な品目表を採用してゐる

(ニ) 軍事的幫助に関するもの

中立國の船舶内にある者で俘虜となし得る範囲を現實に敵國軍隊に編入されてゐるものに限定されてゐたのを、

(ホ) 無線通信に関するもの

主として一定區域を限つて、その限界内において無線通信の發受を禁止制限するを目的とするものでしかも違反行爲の豫防手段の徹底を期し、かつ艦隊または軍艦が洋上においてその行動を祕し機密の漏洩を防止すべく新に數箇條を設けてゐる

(ヘ) 護送に関するもの

最近航空機の發達により敵國軍用航空機の護送を受くる航行船舶があるので右に關する規定を設置した

(ト) 拿捕した船舶の乗客の取扱に關するもの

俘虜範囲の擴張による事務的處理に關するものである

(チ) 臨檢検査に関するもの

船舶の臨檢検査に當り臨檢港その他適當の場所に引致しえやうに改正した、また臨檢検査に際し當該船舶の短艇、乗員、書類等を必要ある場合本鑑に送致し得べきこととした

(リ) 拿捕船送致の手續に關するもの

拿捕船舶およびその載貨の送致に關する一切の處置決定を艦長の判断に委せた

(ヌ) 一般事項

臨檢士官または捕獲士官が自己の身分を示す場合は必ずその乗組艦名を明示することとなつてゐるが、必要ある場合は乗組艦名を示さず單に身分のみを示すものとした

第四 捕獲審檢及俘虜取扱等ニ關スル國內法規

捕獲審檢令中改正

朕捕獲審檢令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

同條第三項中「二人ハ海軍將官」ノ下ニ「一人ハ海軍省法務局長」ヲ加ヘ「外務省政務局長」ヲ「外務省條約局長」ニ、「之ニ補ス」ヲ「之ニ補シ一人ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ命ス」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

高等官ニ非スシテ評定官ヲ命セラレタル者ハ勅任官ノ待遇トシ其ノ服務ニ關シテハ官吏服務紀律ヲ準用ス

第五條中「主理」ヲ「海軍法務官」ニ改ム

第六條中「之ニ補ス」ヲ「之ニ補シ又ハ之ヲ命ス」ニ改ム

附 則

勅令第千百四十二號
捕獲審檢令中左ノ通改正ス

第二條第三項第五號中「外務省參事官、外務書記官」ヲ「外務書記官、外務事務官」ニ改メ同項第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 海軍書記官及海軍法務官

第三條第一項中「評定官十人」ヲ「評定官十二人」ニ改ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

明治二十七年八月二十一日公布勅令第百四十九號捕獲審檢令抄錄第二條第二項

評定官ハ左ノ各號ニ掲ケタル者ヨリ之ヲ補ス

三 海軍省參事官及主理

五 外務省參事官、外務書記官、外交官及領事官
第三條第一項及第三項

高等捕獲審檢所ニ長官一人及評定官十人ヲ置ク
昭和十六年十二月十六日

内閣總理大臣 東條 英機

評定官ノ中一人ハ樞密顧問官、二人ハ海軍將官、三人ハ大審院ノ判事、一人ハ法制局長官、一人ハ外務省政務局長、二人ハ其ノ他ノ高等行政官ヲ以テ之ニ補ス

勅令第千百四十三號

捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ヲ開設ス

捕獲審檢所ハ之ヲ橫須賀及佐世保ニ置ク

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

捕獲審檢令中改正

朕捕獲審檢令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

開設ニ關スル件

朕捕獲審檢所及高等捕獲審檢所開設ニ關スル件ヲ裁可シ茲

昭和十七年一月二十日

内閣總理大臣 東條 英機
海軍大臣 鳩田繁太郎

勅令第二十五號

捕獲審檢令中左ノ通改正ス

第七條 各捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ニ通シテ專任書記九人ヲ置ク判任トシ其ノ進退ハ各長官之ヲ專行ス

各長官ハ前項ノ書記ノ外判任官ノ中又ハ其ノ他ヨリ書記ヲ命スルコトヲ得

第十條第一項中「艦船」ヲ「海軍ノ艦船部隊」ニ改メ「同港ニ」ヲ削リ「所在ノ港内」ノ下ニ「若ハ其ノ附近」ヲ、「其ノ船舶ヲ引致シ難キ事由アルトキ」ノ下ニ「其ノ他特別ノ事由アルトキ」ヲ加フ

第十六條第二項中「二種以上ノ新聞紙」ヲ「新聞紙少クトモ一種」ニ改ム

第十七條ノ二ヲ第十七條ノ三トス

第十七條ノ一 捕獲審檢所ハ方式ニ違ヒ又ハ期間ヲ經過シタル訴願ハ之ヲ却下スヘシ

方式ニ違ヒタル場合ニシテ年月日、宛名其ノ他重要ナラサル事項ニ付テハ捕獲審檢所ハ補正ヲ命スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔參照〕

明治二十七年八月二十一日公布勅令第百四十九號捕獲審檢令抄錄

第七條 各捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ニ書記ヲ置ク書記ハ判任官ノ中又ハ其ノ他ヨリ各長官之ヲ命ス

第十條第一項
拿捕ヲ行ヒタル艦船ノ指揮官ハ拿捕シタル船舶ヲ捕獲審檢所所在ノ港内ニ引致シ又ハ代理士官ヲ其ノ船内ニ乗込マシメ同港ニ回港ヲ命シ到達ノ上供述書ヲ添ヘ之ヲ審檢所ニ引渡スヘシ但其ノ船舶ヲ引致シ難キ事由アルトキハ供述書ノミヲ提出スルコトヲ得

第十六條第一項及第二項
檢察官ノ意見書ニ於テ捕獲ト検定スヘキコトヲ主張ス

ル場合並ニ捕獲審檢所ニ於テ檢察官ノ即時解放ヲ主張スル意見書ヲ不當ト認ムル場合ニ於テハ捕獲審檢所ハ公告ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ公告ニハ利害關係人ハ官報公告ノ翌日ヨリ起算シテ三十日以内ニ書面ヲ以テ訴願スルコトヲ得ル旨ヲ記載シ之ヲ官報及帝國內ニ於テ外國語ヲ以テ發刊スル二種以上ノ新聞紙ニ掲載スヘシ

戰時禁制品ニ關スル海軍省告示
ル場合並ニ捕獲審檢所ニ於テ檢察官ノ即時解放ヲ主張スル意見書ヲ不當ト認ムル場合ニ於テハ捕獲審檢所ハ公告ノ手續ヲ爲スヘシ
前項ノ公告ニハ利害關係人ハ官報公告ノ翌日ヨリ起算シテ三十日以内ニ書面ヲ以テ訴願スルコトヲ得ル旨ヲ記載シ之ヲ官報及帝國內ニ於テ外國語ヲ以テ發刊スル二種以上ノ新聞紙ニ掲載スヘシ

第一條 別段ノ規定ナキ限り左ノ各號ニ掲タル材料及物件ハ絶對的戰時禁制品タルヘキモノトス
一 一切ノ武器、彈藥、爆發物、破壊具、化學戰用化學
第一條 別段ノ規定ナキ限り左ノ各號ニ掲タル材料及物件ハ絶對的戰時禁制品タルヘキモノトス
昭和十六年十二月二十二日
海軍大臣 鳩田繁太郎

一切ノ糧食、飼料、糧秣又ハ被服並ニ此等ノ生産、製造ニ供セラルル材料及物件

第三條 第一條及第二條ハ大正三年軍令海第八號海戰法規第五十五條及第五十六條ニ代ルモノトス

第三條 俘虜收容所ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ軍司令官又ハ衛戍司令官之ヲ管理シ陸軍大臣之ヲ統轄ス

第四條 俘虜收容所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

下士官及判任文官

第五條 所長ハ軍司令官又ハ衛戍司令官ニ隸シ收容所ノ業務ヲ掌理ス

第六條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第七條 下士官及判任官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第八條 軍司令官又ハ衛戍司令官ハ必要アルトキハ部下ヲ派遣シ俘虜收容所ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ派遣セラレタル者ハ所長ノ指揮監督ヲ承クルモノトス

第三條 俘虜收容所ハ陸軍ノ管轄ニ屬スル俘虜ヲ收容スル所トス

第二條 俘虜收容所ハ必要ニ應ジ之ヲ設置ス其ノ位置及開

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

俘虜情報局官制

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ俘虜情報局官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

及遺言書ノ保管並ニ遺族其ノ他ノ關係者ニ對スル之ガ送付ニ關スル事項

四 俘虜ニ對スル寄贈及俘虜ノ發送ニ係ル金錢及物品ノ取扱ニ關スル事項

五 敵國戰死者ニ付陸海軍ニ於テ知得スル事項、其ノ遺留品及遺言書並ニ戰場ニ於テ發見セラレタル遺留物ノ取扱ニ關スル事項

六 敵國ニ俘虜ト爲リタル者ニ關スル狀況ノ調査及當該俘虜ト帝國ニ在ル家族其ノ他ノ關係者トノ通信ノ幫助ニ關スル事項

第二條 俘虜情報局ハ東京ニ之ヲ置ク

第三條 俘虜情報局ニ長官一人及事務官四人ヲ置ク但シ事務官ハ必要ニ應ジ之ヲ增加スルコトヲ得

長官ハ陸軍將官、事務官ハ陸海軍ノ佐尉官又ハ高等文官ノ中ヨリ之ニ補ス

第一項ノ事務官ノ外陸軍大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等

官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

ル

内閣總理大臣兼
陸軍大臣 東條 英機
海軍大臣 鳩田繁太郎

昭和十六年十二月二十七日

御名 御璽

一 俘虜ノ留置、移動、宣誓解放、交換、逃走、入院及死亡ニ關スル狀況ノ調查並ニ其ノ銘銘票ノ作成補修ニ關スル事項

二 俘虜ニ關スル狀況ノ通信ニ關スル事項

三 宣誓解放セラレ、交換セラレ、逃走シ又ハ病院、繩帶所若ハ俘虜收容所ニ於テ死亡シタル俘虜ノ遺留品

第四 捕獲審檢及俘虜取扱等ニ關スル國內法規

閉ハ陸軍大臣之ヲ定ム

俘虜情報局ニ書記若干人ヲ置ク判任トス

第四條 長官ハ陸軍大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第五條 長官ハ其ノ所管事務ニ付陸海軍ノ關係部隊ニ所要

ノ通報ヲ求ムルコトヲ得

第六條 事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第七條 書記ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

俘虜郵便規則中改正

俘虜郵便規則中左ノ通改正ス

昭和十七年二月七日

遞信大臣 寺島 健

第四條 俘虜郵便物ハ郵便ニ關スル料金ヲ免除セラルモノ

ノトス但シ代金引換ト爲シタル郵便物ノ料金、航空郵便物ノ航空料及電信ニ依ル取扱ニ付定ムル料金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

俘虜郵便爲替規則

俘虜郵便爲替規則左ノ通定ム

昭和十七年二月十日

遞信大臣 寺島 健

俘虜郵便爲替規則

第一條 俘虜郵便爲替トハ俘虜ノ發受シ又ハ俘虜事務ニ關シ俘虜情報局ノ發受スル内國通常爲替、外國通常爲替及

日滿通常爲替ヲ謂ク

俘虜宛贈與品等無貨運送取扱

本令ハ昭和十七年二月二十一日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十七年三月遞信省令第十四號俘虜郵便爲替規則ハ之ヲ廢止ス

第三條 俘虜郵便爲替ニ付テハ總テノ料金ヲ免除ス但シ航空郵便又ハ電信ニ依ル取扱ニ付定ムル料金及郵便取立金ニ對スル通常爲替ノ料金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 俘虜郵便爲替ノ振出ヲ請求セントスル者ハ通常爲替振出請求書ノ金額記載ノ下部又ハ外國郵便爲替振出請求書ノ特殊取扱指定欄ニ「俘虜爲替」ノ文字ヲ記載スペシ

第二條 俘虜郵便爲替ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除

クノ外内國通常爲替、外國通常爲替及日滿通常爲替ニ關スル規定ヲ準用ス

第三條 俘虜郵便爲替ニ付テハ總テノ料金ヲ免除ス但シ航空郵便又ハ電信ニ依ル取扱ニ付定ムル料金及郵便取立金ニ對スル通常爲替ノ料金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 俘虜郵便爲替ノ振出ヲ請求セントスル者ハ通常爲替振出請求書ノ金額記載ノ下部又ハ外國郵便爲替振出請求書ノ特殊取扱指定欄ニ「俘虜爲替」ノ文字ヲ記載スペシ

附 則

俘虜宛贈與品及救恤品左ニ依リ無貨運送ノ取扱ヲ爲ス
昭和十七年二月十三日

鐵道大臣 八田 嘉明

第五條 俘虜郵便爲替ニ關シ俘虜ニ交付スペキ爲替證書其ノ他ノ書類ハ代理ノ手續ヲ要セズ俘虜收容所ノ監督者ニ交付ス

第六條 俘虜收容所ノ監督者俘虜ニ交付スペキ爲替證書其郵便替爲ニ關スル各種ノ請求ヲ爲サントスルトキハ請求

書、證書等ニ代人及監督者タルノ同書ヲ附スルノ外代理ノ手續ヲ要セズ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治三十七年三月 道信省令第十三號俘虜郵便規則抄錄

第四條 俘虜郵便物ハ條約ニ依リ郵便ニ關スル料金ヲ免除セラルモノトス但シ代金引換郵便物及別ニ告示スル諸國發著郵便物ニ關スル料金ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

明治三十七年三月 道信省令第十三號俘虜郵便規則抄錄

除セラルモノトス但シ代金引換郵便物及別ニ告示スル諸國發著郵便物ニ關スル料金ハ此ノ限ニ在ラズ

口 小荷物ニ對シテハ配達ノ取扱ヲ爲サズ

ニ準ジ糧食ノ給與額ヲ指定シ又ハ實費ヲ徵シ第五條ノ糧食ヲ給スルコトヲ得

俘虜給與規則

(品目及金額ニ關スル別表)

俘虜給與規則左ノ通定ム

昭和十七年一月二十日

陸軍大臣 東條 英機

俘虜給與規則

第一條 陸軍ノ管轄ニ屬スル俘虜ノ給與ニ關シテハ本達ノ定ムル處ニ依ル

第二條 俘虜タル將校ニハ其ノ階級ニ應ジ帝國陸軍將校ノ受クル俸給（佐官ニ在リテハ昭和十四年勅令第四百九十九號「陸軍軍人俸給臨時特例」別表第一ノ俸給）ト同一金額（一階級中給額ニ等級アルモノハ最下額）ヲ支給ス。戰時増給ハ之ヲ支給セズ。

第三條 俘虜タル文官及准士官以下ニハ俸給ヲ支給セズ。

第四條 俘虜タル將校ノ糧食ハ自辨トス但シ收容所長（之

ニ準ジ者ヲ含ム以下同ジ）ハ必要ニ應ジ第五條ノ規定ニ準ジ糧食ノ給與額ヲ指定シ又ハ實費ヲ徵シ第五條ノ糧食ヲ給スルコトヲ得

第五條 俘虜タル文官及准士官以下ニ給スル糧食ハ左ノ區分ニ依ル

一 主食ニ在リテハ陸軍給與令第九表ノ定量ノ範圍内ニ於テ勞役及健康ノ狀況等ヲ斟酌シ收容所長之ヲ定ム

二 賄料ニ在リテハ陸軍給與令第九表ニ依リ其ノ他ニ付定メラレタル定額（昭和十五年陸支普第二二四〇號「糧食定額並ニ裝蹄料臨時增加ノ件」ニ依ル增加額ヲ含ム）以内ニ於テ實費支辨トス。

人員少數ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ在リテハ陸軍給與令第九表ノ食料定額（昭和十五年陸支普第二二四〇號「糧食定額並ニ裝蹄料臨時增加ノ件」ニ依ル增加額ヲ含ム）内ニ於テ實費支辨トス。

第六條 俘虜ノ被服ハ本人著裝ノモノヲ使用セシム但シ左記被服ハ之ヲ貸與スルコトヲ得

一 寢具（古品トシテ古品ナキトキハ新品トス）

シ實費支辨トス

二 文官及准士官以下ニシテ其ノ著裝被服ガ使用ニ堪エザルニ至リタル者及時服ヲ有セザル者ニ限り別表第一ノ被服

第十條 俘虜タル文官及准士官以下ニハ別表第二ノ金額ノ範圍ニ於テ所要ノ日用品ヲ支給スルコトヲ得

前項第二號ノ規定ニ依リ貸與シタル著裝被服ハ本人ガ解放又ハ死亡ノ際之ヲ本人ニ支給スルコトヲ得
將校ニシテ其ノ著用被服ガ使用ニ堪エザルニ至リタル者又ハ時服ヲ有セザル者ニハ軍隊經理規程第五十三條ノ規程ヲ準用シ別表第一中所要ノ被服ヲ拂下ゲルコトヲ得

第十一條 俘虜ニシテ旅行ヲ爲サシムル必要アルトキハ陸軍旅費規則第五表ノ定額（朝鮮、臺灣、樺太、關東州及滿洲ニ在リテハ當該軍司令官ノ定ムル額）以内ニ於テ實費支辨トス但シ單獨護送等ヲ爲ストキ第五表ノ定額ニテ支辨シ難キ場合ハ陸軍旅費規則第三表定額内實費支辨トス

第十二條 俘虜ノ埋葬ニ要スル費用ハ左ノ金額以内ニ於テ實費支辨トス

將校同相當者

三十四

前項ノ陣營具ハ在庫品ヲ應用シ其ノ保續費ハ實費支辨トス

ス

第九條 俘虜ノ煖室用薪炭ハ陸軍給與令細則第十二表ニ依リ其ノ地ニ付定メアル歩兵隊（歩兵隊ナキ場合ハ其ノ地ニ在ル部隊トス）ノ定額（本部額ハ半額トス）ヲ基準ト

ニ準ジ者ヲ含ム以下同ジ）ハ必要ニ應ジ第五條ノ規定ニ準ジ糧食ノ給與額ヲ指定シ又ハ實費ヲ徵シ第五條ノ糧食ヲ給スルコトヲ得

准士官	一日	二十五錢
下士官	一日	十五錢
兵	一日	十錢

(参考) 俘虜ノ待遇ニ關スル條約

第十四條 俘虜ノ患者ノ治療ニ要スル費用ハ實費支辨トス

第十五條 戰地ニ在リテハ其ノ地ノ最高指揮官前各條ニ準ジ之ヲ定ム

附 則

本達ハ昭和十七年一月十五日ヨリ之ヲ適用ス

俘虜取扱細則第十六條、第十七條、第十九條乃至第二十五條、第二十七條及第二十八條ヲ左ノ如ク改メ附表第一號乃至第三號ヲ削ル

第十六條 削除

第十七條 削除

第十九條乃至第二十五條 削除

第二十七條 削除

第二十八條 削除

俘虜勞役規則第五條但書ヲ削ル

獨逸國大統領(以下元首名省略)ハ

戰爭ナル極端ノ場合ニ於テ能フ限り其ノ避クヘカラサル慘害ヲ輕減シ且俘虜ノ狀態ヲ緩和スルコトハ一切ノ國ノ義務タルコトヲ認メ

「ヘーグ」ノ國際條約殊ニ戰爭法規及慣例ニ關スル條約並ニ之ニ附屬スル規則ヲ作成シタル原則ヲ擴張センコトヲ欲シ

之カ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ(委員名省略)

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一編 總 則

第一條 本條約ハ第七編ノ規定ヲ害スルコトナク左ノ者ニ適用セラルベシ

(一) 陸戰ノ法規慣例ニ關スル千九百七年十月十八日ノ

「ヘーグ」條約附屬規則第一條、第二條及第三條

ニ掲グル一切ノ者ニシテ敵ニ捕ヘラレタル者

(二) 交戰當事者ノ軍ニ屬シ海戰又ハ空戰中ニ於テ敵ニ捕ヘラレタル一切ノ者但シ捕獲ノ狀況カ本條約ノ

適用ヲ不可能ナラシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス然

レトモ右ノ除外ハ本條約ノ基本的原則ヲ害スルコトヲ得ス捕ヘラレタル者カ俘虜收容所ニ達シタル

トキハ直ニ右ノ除外ハ消滅スヘシ

第二條 俘虜ハ敵國ノ權内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ

俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルヘク且暴行、侮辱及公衆ノ好奇心ニ對シテ特ニ保護セラルヘシ

俘虜ニ對スル報復手段ハ禁止ス

第四 捕獲審査及俘虜取扱等ニ關スル國內法規ノ參考

千九百二十九年七月二十七日
ジユネーヴニテ調印
日本未批准

第三條 俘虜ハ其ノ人格及名譽ヲ尊重セラルヘキ權利ヲ有

ス婦人ハ女性ニ對スル一切ノ斟酌ヲ以テ待遇セラルヘシ

俘虜ハ其ノ私權ノ完全ナル享有能力ヲ保持ス

第四條 俘虜捕獲國ハ俘虜ヲ給養スルノ義務ヲ負フ

俘虜ノ待遇ノ差別ハ其ノ待遇ヲ受クル者ノ軍事的階級、

肉體的又ハ精神的健康狀態、職業的技能又ハ性ノ區別ニ基クニ非サレハ不法トス

第二編 捕 獲

第五條 俘虜ハ其ノ氏名及階級又ハ登錄番號ニ付訊問ヲ受

ケタルトキハ實ヲ以テ答フヘキモノトス

若右ノ規定ニ背クトキハ同種ノ俘虜ニ與ヘラル利益ヲ制限セラルコトアルヘシ

俘虜ノ所屬軍又ハ其ノ國ノ狀況ニ關スル情報ヲ獲得スル爲俘虜ニ何等ノ拘束モ加ヘラルコトナカルヘシ回答ヲ拒絶スル俘虜ハ脅迫、侮辱ヲ受クルコトナカルヘク又如何ナル性質タルヲ問ハス不愉快又ハ不利益ヲ被ラシメラルコトナカルヘシ

俘虜ニシテ肉體的又ハ精神的理由ニ依リ其ノ身分ヲ示スコト能ハサル者ハ衛生部ニ委託セラルヘシ

第六條 個人用ノ衣類及物品（武器、馬匹、軍用裝具及軍用書類ヲ除ク）竝ニ金屬兜及瓦斯豫防「マスク」ハ俘虜ノ保有タルヘシ

俘虜ノ所持スル金錢ハ將校ノ命ニ依リ且金額ヲ検證シタル後ニ非サレハ取上クルコトヲ得サルヘシ取上ケタル金額ニ付テハ受取證ヲ交付スヘシ右金錢ハ各俘虜ノ勘定ニ記入セラルヘシ

身分證明書、階級ノ徽章、勳章及貴重品ハ俘虜ヨリ取上クルコトヲ得サルヘシ

第三編 拘 束

第一款 俘虜ノ後送

第七條 俘虜ハ危險圈外ニ置カルル爲捕獲後成ルヘク速ニ戰闘區域ヨリ充分遠サカリタル地域ニ在ル收容所ニ後送セラルヘシ

俘虜ニシテ負傷又ハ病氣ノ爲後送スルコトカ現地ニ留ル

第二款 俘虜收容所

第八條 交戦者ハ第七十七條ニ規定スル俘虜情報局ヲ通シ成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ノ捕獲ヲ相互的ニ通告スルノ義務ヲ有ス交戦國ハ又俘虜ニ宛テタル家族ノ通信ノ到達スヘキ公ノ宛名ヲ相互的ニ通告スルノ義務ヲ有ス

一切ノ俘虜ハ成ルヘク速ニ第三十六條及以下ニ規定スル條件ノ下ニ自ラ家族ト通信スルコトヲ得セシメラルヘシ海洋ニ於テ捕ヘラレタル俘虜ニ關シテハ本條ノ規定ハ港ニ到著後成ルヘク速ニ適用セラルヘシ

第九條 俘虜ハ一定ノ地域外ニ出テサル義務ヲ負ハシメテ

之ヲ都市、城塞其ノ他ノ場所ニ留置スルコトヲ得ヘシ俘虜ハ又垣ヲ繞テセル營内ニ留置スルコトヲ得ヘシ幽閉又ハ禁足ハ已ムヲ得サル保安又ハ衛生上ノ手段トシテ且該

手段ヲ必要トスル事情ノ繼續中ニ限り之ヲ爲スコトヲ得ヘシ

不健康地ニ於テ又ハ氣候溫和ナル土地ヨリ來レル者ニ對シ有害ナル氣候ノ地ニ於テ捕ヘラレタル俘虜ハ成ルヘク速ニ一層良好ナル氣候ノ地ニ移サルヘシ

交戦者ハ同一收容所内ニ異人種又ハ異國籍ノ俘虜ヲ收容スルコトヲ出來得ル限り避クヘシ

俘虜ハ如何ナル時タルヲ間ハス戰闘區域ノ戰火ニ曝サルヘキ地域ニ移送サルルコトナク又其ノ所在ニ依リ或地點又ハ或地域ヲ砲爆擊ヨリ避ケシムル爲ニ利用セラルルコトナカルヘシ

第一章 俘虜收容所ノ設備

第十條 俘虜ハ衛生及保健ニ付出來得ル限りノ保障アル建

物又ハ假建物内ニ宿泊セシメラルヘシ

該宿泊所ハ全然濕氣ヲ避け、必要ノ程度ニ保溫且照明セラルヘシ火災ノ危険ニ對シテハ一切ノ豫防法講セラルヘシ

寢室（總面積、最少氣容、寢具ノ設備及材料）ニ關シテハ捕獲國ノ補充部隊ニ對スルト同一條件タルヘシ

第二章 俘虜ノ食糧及被服

第十一條 俘虜ノ定糧ハ其ノ量及質ニ於テ補充部隊ノモノト同一タルヘシ

飲料水ハ充分ニ供給セラルヘシ喫煙ハ許サルヘシ俘虜ハ炊事場ニ使役セラルルコトヲ得ヘシ

食糧ニ關スル一切ノ團體的懲罰手段ハ之ヲ禁止スルヘシ此等用品ノ交換及修理ハ規則的ニ爲サルヘシ右ノ外勞働者ハ勞働ノ性質上必要ナル場合ハ何處ニ於テモ勞

勵服ヲ支給セラルヘシ

各收容所内ニハ酒保ヲ設ケ俘虜ヲシテ地方的市價ヲ支拂

ヒテ食料品及日用品ヲ購買シ得セシムヘシ

酒保ニ依リ收容所管理部ノ收ムル利益ハ俘虜ノ爲ニ利用

セラルヘシ

第三章 俘虜收容所ノ衛生

第十三條 交戦者ハ收容所ノ清潔及衛生ヲ確保シ且傳染病豫防ノ爲必要ナル一切ノ衛生的措置ヲ執ル義務アルヘシ

俘虜ハ生理的法則ニ適ヒ且常ニ清潔ニ保持セラレタル設備ヲ日夜供セラルヘシ

右ノ外收容所カ出來得ル限り設備スヘキ浴場及灌水浴場ノ外ニ俘虜ハ身體ノ清潔ヲ保ツ爲充分ナル水ヲ供給セラルヘシ

俘虜ハ運動ヲ爲シ及外氣ニ當ル機會ヲ與ヘラルヘシ

第十四條 各收容所ハ醫務室ヲ備ヘ俘虜カ其ノ必要トスルコトアルヘキ有ラユル性質ノ手當ヲ受クルコトヲ得ヘシ

必要ニ應シ隔離室ハ傳染病患者ノ用ニ供セラルヘシ

第十五條 俘虜ノ醫學的検査ハ少クモ月ニ一回爲サルヘシ
該検査ハ一般ノ健康狀態及清潔狀態ノ監督並ニ傳染病特ニ結核及花柳病疾患ノ検出ヲ目的トス
第十六條 俘虜ハ軍事官憲ノ定ムル秩序及取締ニ關スル規

第四章 俘虜ノ智的及道德的要望

交戦者ハ收容所ノ條件トシテ其ノ宗教ノ運行ニ付

一切ノ自由ヲ與ヘラレ其ノ宗派ノ禮拜式ニ參列スルコトヲ得ヘシ

俘虜ニシテ或宗派ノ司教タル者ハ該宗派ノ名稱如何ニ拘ラス自由ニ同宗派ニ屬スル者ノ間ニ宗教ヲ司ルコトヲ許サルヘシ

第六章 將校及之ニ準スル者ニ關ス

第十七條 交戦者ハ出來得ル限り俘虜ノ計畫スル智的及體育的娛樂ヲ獎勵スヘシ

第五章 俘虜收容所内ノ規律

俘虜ハ自國軍内ニ於テ自國人ニ關シ現ニ行ハルル規則ニ依リ定メラレタル禮式ノ外捕獲國ノ一切ノ將校ニ對シテ敬禮スル義務アルモノトス

俘虜タル將校ハ捕獲國ノ上級又ハ同階級ノ將校ニ對シテノミ敬禮スル義務アルモノトス

第十九條 階級ノ徽章及勳章ノ佩用ハ許サルヘシ

シ

俘虜ハ自國軍内ニ於テ自國人ニ關シ現ニ行ハルル規則ニ依リ定メラレタル禮式ノ外捕獲國ノ一切ノ將校ニ對シテ敬禮スル義務アルモノトス

俘虜タル將校ハ捕獲國ニ派遣スヘシ右兵卒ノ數ハ將校及之ニ準スル者ノ階級ヲ考慮シ充分ナル數タルヘシ

該將校及之ニ準スル者ハ捕獲國ニ依リ支拂ハルル俸給ヲ

以テ其ノ食糧及被服ヲ求ムヘシ將校自身ニ依ル日用品ノ

管理ハ諸般ノ便宜ヲ與ヘラルヘシ

第七章 俘虜ノ金錢收入

第二十三條 交戦國間ノ特別協定特ニ第二十四條ニ規定スル協定ヲ留保シ俘虜タル將校及之ニ準スル者ハ捕獲國ヨリ該國軍ノ相當階級ノ將校ト同一ノ俸給ヲ受クヘシ但シ該俸給ハ俘虜カ其ノ勤務シタル國ノ軍ニ於テ受クル權利ヲ有スル俸給ヲ超過エルコトヲ得ス右俸給ハ出來得レハ月ニ一回全額ヲ支拂ハルヘク且捕獲國ノ負擔ト爲ルヘキ支出カ俘虜ノ利益ノ爲ナリシ場合ト雖モ該支出ノ爲何等減額ヲ爲スコトヲ得ス

交戦者ハ右ノ支拂ニ適應セラルヘキ爲替相場ヲ協定スヘシ此ノ種ノ協定ナキトキハ戰爭開始ノ際ニ於ケル相場適用セラルヘシ

俸給トシテ俘虜ニ爲サレタル一切ノ支拂ハ俘虜ノ服役シタル國ニ依リ戰爭終了後返済セラルヘシ

第二十四條 交戦者ハ戰爭開始後直ニ各種ノ階級及役種ノ俘虜カ所持スルコトヲ許サルヘキ現金ノ最高限額ヲ協定

拘束期間中俘虜ハ右金額ノ全部又ハ一部ヲ其ノ本國ノ銀行又ハ個人ニ移送スルニ付便宜ヲ供與セラルヘシ
トナカルヘシ

俘虜ニ依リ爲サレタル預金ト同様俘虜ノ勘定ニ記入セラルヘク且其ノ同意ナクシテ他ノ種ノ貨幣ニ換ヘラルコトナカルヘシ

第二十五條 作戦ノ進行上必要ナラサル限り傷病俘虜ハ旅行ニ依リ其ノ恢復ヲ妨ケラル虞アル間移送セラルルコトナカルヘシ

第八章 俘虜ノ移送

第二十六條 移送ノ場合ニハ俘虜ハ其ノ新ナル目的地ヲ公ニ豫告セラルヘシ俘虜ハ其ノ個人用品、通信及自己宛小包ヲ携帶スルコトヲ許サルヘシ
舊收容所ニ宛テラレタル通信及小包カ遲帶ナク俘虜ニ轉送セラルル爲有用ナル一切ノ措置執ラルヘシ

用セラルヘシ

移送セラレタル俘虜ノ勘定ニ屬スル預金ハ該俘虜ノ新居所ノ權限アル官憲ニ轉送セラルヘシ

移送ニ依リ費サレタル費用ハ捕獲國ノ負擔タルヘシ

第三款 俘虜ノ勞働

第一章 總則

適スル一切ノ措置ヲ執ルヘキコトヲ其ノ立法府ニ建議スル義務アルモノトス

第二章 勞働ノ組織

第二十八條 捕獲國ハ個人ノ爲ニ効ク俘虜ノ給養、手當、俸給及勞銀ノ支拂ニ關シ全責任ヲ負フヘシ
使役セラルルコトナカルヘシ

第二十九條 俘虜ハ何人ト雖モ肉體的ニ不適當ナル勞働ニ使役セラルルコトナカルヘシ

第三十條 俘虜ノ一日ノ勞働時間（往復時間ヲ含ム）ハ過度ナラサルヘク且如何ナル場合ト雖モ該地方ニ於テ同一勞働ニ從事スル民間勞働者ノ爲認メラルル勞働時間ヲ超過スルコトヲ得サルヘシ各俘虜ニ對シ毎週連續二十四時間成ルヘク日曜日ニ休養ヲ與ヘラルヘシ

第三章 禁止勞働

交戦者ハ拘束期間ヲ通シ勞働灾害ノ罹災者タル俘虜ヲシテ捕獲國ノ法制上同一種類ノ勞働者ニ適用セラルヘキ規

定ノ利益ヲ受ケシムル義務アルモノトス右捕獲國ノ法制上ノ理由ニ依リ右ノ如キ規定ノ適用ヲ受クルコト能ハサル俘虜ニ關シテハ該國ハ罹災者ニ對シ和平ニ賠償スルニルコトヲ禁止ス

第四 捕獲審査及俘虜取扱等ニ關スル國內法規ノ参考

前項ノ規定ニ違犯シタルトキハ俘虜ハ命令實行ノ後若ハ實行ノ初ニ當リ第四十三條及第四十四條ニ規定スル任務ヲ有スル信任者又ハ信任者ナキ場合ハ保護國ノ代表者ノ仲介ニ依リ其ノ要求ヲ提出セシムル自由ヲ有ス

第三十二條 俘虜ヲ不健康又ハ危險ナル勞働ニ使役スヘカラス

懲罰ノ手段トシテ勞働條件ノ一切ノ加重ハ禁止セラル

第四章 勞働分遣所

第三十三條 勞働分遣所ノ制度ハ俘虜收容所ノ制度ト同一タルヘシ特ニ其ノ衛生的條件、食糧、災害又ハ病氣ノ場合ノ手當、通信並ニ小包ノ受領ニ關シテ然リトス

一切ノ勞働分遣所ハ俘虜收容所ニ屬スヘシ該收容所ノ所長ハ勞働分遣所内ニ於ケル本條約ノ規定ノ勵行ニ付責ニ任スヘシ

第五章 勞 銀

第三十四條 收容所ノ管理、整理及保存ニ關スル勞働ニ對シテハ俘虜ハ勞銀ヲ受ケサルヘシ

第三十五條 戰爭開始後直ニ交戦者ハ本款ノ規定ノ實施ニ關シ定メラレタル措置ヲ公表スヘシ

第三十六條 各交戦者ハ各種類ノ俘虜カ一月内ニ發送スルコトヲ許サルヘキ信書及郵便葉書ノ數ヲ定期ニ定メ之ヲ他ノ交戦者ニ通告スヘシ該信書及葉書ハ郵便ニ依リ最短路ニ從ヒ送付セラルヘシ

懲罰的理由ヲ以テ此等郵便物ヲ延著セシメ又ハ抑留スルコトヲ得サルヘシ

各俘虜ハ收容所到著後遲クモ一週間以内ニ及病氣ノ場合ニ同様ニ其ノ家族ニ宛テ捕獲及健康狀態ヲ報知スル爲郵便葉書ヲ發送スルコトヲ許サルヘシ該郵便葉書ハ成ルヘク速ニ送付セラルヘク且何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス

通則トシテ俘虜ノ通信ハ其ノ母國語ヲ以テ書カルヘシ交戦者ハ他國語ニ依ル通信ヲ許スコトヲ得ヘシ

第三十七條 俘虜ハ其ノ食用又ハ被服ニ供スル爲ノ食料品及其ノ他ノ物品ヲ含ム小包郵便物ヲ個人的ニ受領スルコ

他ノ勞働ニ使役セラルル俘虜ハ交戦者間ニ協定セラルヘキ勞銀ヲ受クル權利アルヘシ

該協定ハ又收容所管理部ノ留保スルコトヲ得ヘキ割合、俘虜ニ屬スヘキ金額及拘束中該金額ノ交付セラルヘキ方法ヲ規定スヘシ

右協定ノ締結セラルル迄ハ俘虜ノ勞働ノ報酬ハ左ノ原則ニ從ヒ定メラルヘシ

(イ) 國家ノ爲ニ爲サレタル勞働ハ當該國軍ニ屬スル軍人カ同一勞働ニ從事スル場合ニ於ケル現行定率ニ從ヒ又ハ定率ナキ場合ハ爲サレタル勞働ニ比例スル率ニ從ヒ支拂ハルヘシ

(ロ) 他ノ公共團體又ハ個人ノ爲ニ爲サレタル勞働ニ對シテハ軍事官憲ト協議ノ上條件ヲ定ムヘシ

俘虜ノ貸方ニ殘ル金額ハ拘束ノ終了ニ際シ俘虜ニ交付セラルヘシ死亡ノ場合ニ於テハ外交手續ニ依リ死者ノ相續人ニ移送セラルヘシ

第四款 俘虜ト外部トノ連絡

第三十八條 直接又ハ第七十七條ニ規定スル情報局ヲ通シテ俘虜ニ宛テラレ又ハ其ノ發シタル信書、金錢又ハ有價物ノ送付及小包郵便物ハ差出國、名宛國及通過國ニ於テ一切ノ郵便料金ヲ免除セラルヘシ

同様ニ俘虜ニ宛テタル贈與品及救恤品ハ輸入稅其ノ他ノ諸稅及國有鐵道ノ運賃ヲ免除セラルヘシ

同様ニ俘虜ハ個人的ニ書籍ノ送付ヲ受クルコトヲ許ヒテ電信ヲ發スルコトヲ許サルヘシ

俘虜ハ承認セラレタル急用ノ場合ニハ通常ノ料金ヲ支拂サルヘク該書籍ハ檢閱セラルルコトヲ得ヘシ

保護國及公認救恤團體ノ代表者ハ俘虜收容所ノ圖書室ニ著作物及書籍集ヲ送付スルコトヲ得ヘシ

檢閱ノ困難ヲ理由トシテ該送付物ヲ圖書室ニ交付スルヲ遲延セシムルコトヲ得サルヘシ

便物ノ監督ハ小包ノ包含スルコトアルヘキ食料品ノ保存ヲ確保スルニ適スル條件ノ下ニ且出來得レハ名宛人又ハ名宛人ニ依リ正當ニ認メラレタル信任者ノ面前ニ於テ爲サルヘシ

軍事上又ハ政治上ノ理由ニ依リ交戦者ノ發令スル通信ノ禁止ハ一時的ノ性質ノミヲ有シ得ヘク且出來得ル限り短期間タルヘシ

第四十一條 交戦者ハ俘虜ニ宛テラレ又ハ其ノ署名シタル證書、文書又ハ記錄特ニ委任狀及遺言狀ノ送達ニ一切ノ便宜ヲ與フヘシ

交戦者ハ必要アル場合ニハ俘虜ノ爲セル署名ノ公證ヲ確保スルニ必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第五款 俘虜ト官憲トノ關係

第一章 拘束制度ニ關スル俘虜ノ苦情申出

第四十二條 俘虜ハ之ヲ監督スル軍事官憲ニ對シ其ノ服スル拘束ノ制度ニ關シ申請ヲ爲スノ權利ヲ有スヘシ
俘虜ハ又保護國ノ代表者ニ對シ拘束ノ制度ニ關シ有スル

右ノ申請及苦情ノ陳述ハ迅速ニ傳達セラルヘシ
該申請及苦情ノ陳述カ根據ナシト認定セラル場合ニ於テモ之カ爲何等處罰セラルコトナカルヘシ

第二章 俘虜ノ代表者

第四十三條 俘虜ハ其ノ所在スル一切ノ地方ニ於テ軍事官

憲及保護國ニ對シ自己ヲ代表スル任務ヲ有スル信任者ヲ指定スルコトヲ許サルヘシ

右ノ指定ハ軍事官憲ノ承認ヲ受クヘシ

信任者ハ合同送付品ノ接受及分配ニ當ルヘシ又俘虜カ其ノ間ニ相互扶助ノ制度ヲ組織スルコトヲ決定スル場合ニハ該組織ハ該信任者ノ權限内ニ置カルヘシ尙信任者ハ俘虜ニ對シ俘虜ト第七十八條ニ規定スル救恤協會トノ關係ヲ容易ナラシムル爲仲介ノ勞ヲ提供スルコトヲ得ヘシ
將校及之ニ準スル者ノ收容所ニ於テハ最高級先任將校タル俘虜ハ收容所官憲ト俘虜タル將校及之ニ準スル者トノ

間ノ仲介者トシテ認メラルヘシ之カ爲該將校ハ收容所官憲トノ交渉ニ際シ通譯トシテ用フル爲一人ノ俘虜將校ヲ指定スル權限アルヘシ

第四十四條 信任者ニシテ勞働者トシテ使役セラル場合ニハ俘虜ノ代表者トシテノ其ノ活動ハ義務勞働時間内ニ計算セラルヘシ

信任者ト軍事官憲及保護國トノ通信ノ爲該信任者ハ一切ノ便宜ヲ與ヘラルヘシ該通信ノ數ハ制限セラレサルヘシ

俘虜ノ代表者ハ其ノ後繼者ヲシテ進行中ノ事務ニ通セシムル爲必要ナル時間ヲ與ヘラルコトナクシテ移轉セシメラルコトヲ得サルヘシ

第三章 俘虜ニ對スル處罰

一 總 則

第四十五條 俘虜ハ捕獲國軍ノ現行法律、規則及命令ニ服従スヘシ

總テ不從順ノ行爲アルトキハ俘虜ニ對シ該法律、規則及命令ノ規定スル手段ヲ施スコトヲ得ヘシ尤モ本章ノ諸規

コトアルヘキ苦情ノ諸點ヲ指示スル爲ニ陳述ヲ爲ス權利ヲ有スヘシ
右ノ申請及苦情ノ陳述ハ迅速ニ傳達セラルヘシ
該申請及苦情ノ陳述カ根據ナシト認定セラル場合ニ於テモ之カ爲何等處罰セラルコトナカルヘシ

定ヲ留保ス

第四十六條 俘虜ハ捕獲國ノ軍事官憲及裁判所ニ依リ同一事實ニ付該國軍ノ軍人ニ對スルト異ナル罰ヲ課セラル

コトナカルヘシ

同一階級ニ付テハ懲罰ヲ受クル俘虜タル將校、下士又ハ兵卒ハ捕獲國軍ニ於テ同一罰ニ關シ定メラレタルモノヨリ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ
一切ノ體刑、日光ニ依リ照明セラレサル場所ニ於ケル一切ノ監禁及二般ニ一切ノ殘酷ナル罰ヲ禁止ス

同様ニ個人ノ行爲ニ付團體的ノ罰ヲ課スコトヲ禁ス
シ豫防的拘留ハ出來得ル限り制限セラルヘシ
シ豫防的拘留ハ最少限度ニ止メラルヘシ

俘虜ニ對スル裁判手續ハ事情ノ許ス限り速ニ爲サルヘシ豫防的留置ハ出來得ル限り制限セラルヘシ
一切ノ場合ニ於テ豫防的留置期間ハ該國軍人ニ對シ認メラル限リ懲罰又ハ刑罰ノ期間ヨリ免除セラルヘシ

第四十八條 俘虜ハ其ノ課セラレタル刑罰又ハ懲罰ヲ終ヘタル後他ノ俘虜ト異ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ尤モ逃走ノ企ニ依リ罰セラレタル俘虜ハ特別ノ監視ノ下ニ置カルルコトヲ得ヘシ但シ該監視ハ本條約ニ依リ俘虜ニ與ヘラル保障ヲ何等除去スルコトヲ得サルヘシ

第四十九條 捕獲國ハ俘虜ノ官等ヲ剝奪スルコトヲ得ス懲罰ニ付セラレタル俘虜ハ其ノ階級ニ附帯スル特權ヲ奪ハルコトナカルヘシ特ニ自由ノ剝奪ヲ伴フ罰ヲ受クル將校及之ニ準スル者ハ下士又ハ兵卒ニシテ罰セラレタル者ト同一場所ニ置カルルコトナカルヘシ

第五十條 逃走シタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルニ先チ再ヒ捕ヘラレタル者ハ懲罰ノミニ付セラルヘシ

俘虜ニシテ其ノ軍ニ達シ又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離レタル後再ヒ俘虜ト爲リタル者ハ前ノ逃走ニ對シテハ何等ノ罰ヲ受クルコトナカルヘシ

第五十一條 逃走ノ企ハ再犯ノ場合ト雖モ俘虜カ該企中人

逃走ノ企又ハ其ノ成就後ニ於テ逃走ニ協同セル逃走者ノ同僚ハ其ノ理由ニ依リ懲罰ノミニ付セラルヘシ逃走ノ企又ハ其ノ成敗後ニ於テ逃走ニ協同セル逃走者ノ又ハ財物ニ對シテ犯セル重罪又ハ輕罪ニ付裁判所ニ訴ヘラレタル場合ニ於テ刑ノ加重情狀トシテ考慮セラレサルヘシ

第五十二條 交戦者ハ俘虜ノ犯セル犯行カ懲罰ニ付セラルヘキヤ刑罰ニ付セラルヘキヤノ問題ノ量定ニ關シ當該官憲ニ於テ最寛大ナル態度ニ出ツル様注意スヘシ特ニ逃走又ハ逃走ノ企ニ關聯スル事實ノ量定ニ關シ然ルヘシ

俘虜ハ同一事實又ハ同一訴追事項ニ關シ一度ノミ罰セラルコトヲ得ヘシ

第五十三條 懲罰ニ付セラレタル俘虜ニシテ送還ニ關シ規定セラレタル條件ニ適合スル者ハ該罰ヲ終ヘサルコトノ理由ヲ以テ留置セラルルコトナカルヘシ

送還スヘキ俘虜ニシテ刑事上ノ訴追中ノ者ハ裁判手續ノ終了迄又場合ニ依リ刑期ノ満了迄送還ヨリ除外セラルル

コトヲ得ヘシ判決ノ結果既ニ留置中ノ者ハ其ノ終了迄留置セラルルコトヲ得ヘシ

交戦者ハ前項ノ理由ニ依リ送還ヲ許サレサル俘虜ノ名簿ヲ相互ニ通告スヘシ

二 懲罰

場合ニ非サレハ之ヲ命スルコトヲ得サルヘシ

第五十六條 如何ナル場合ニ於テモ俘虜ハ懲罰ヲ受クル爲懲治所（刑務所、懲治監、徒刑場等）ニ移サルルコトヲ得サルヘシ

懲罰ヲ受クル場所ハ衛生上ノ要求ニ適合スルモノタルベシ

罰セラレタル俘虜ハ自ラ清潔ヲ保持スルコトヲ得シメラルヘシ

右俘虜ハ毎日運動ヲ爲シ又ハ少クモニ一時間屋外ニ留マルコトヲ得ヘシ

罰セラレタル俘虜ハ自ラ清潔ヲ保持スルコトヲ得シメラルヘシ

之ニ反シ小包及送金ハ滿罰期迄名宛人ニ交付セサルコトヲ得ヘシ配付セラレサル小包ニシテ腐敗シ易キ食料品ヲ含ムトキハ該品ハ醫務室又ハ收容所炊事場ニ付與セラルヘシ

第五十四條 拘留ハ俘虜ニ課セラルヘキ最重キ懲罰トス同一罰ノ期間ハ三十日ヲ超過スルコトヲ得ス右ノ三十日ノ最大限ハ俘虜カ數箇ノ事實ニ付懲罰ヲ受クヘキ場合ニ於テ右事實カ相關聯スルト否トヲ問ハス超過セラルルコトナカルヘシ

拘留中又ハ其ノ期間満了後俘虜カ新ナル懲罰ヲ受ケタル場合ニ於テ拘留期間ノ何レカカ十日又ハ十日ヲ超ニルトキハ兩拘留ノ間ニ少クモ三日ノ期間ヲ置クヘシ

第五十五條 第十一條末項ノ目的トスル規定ノ留保ノ下ニ懲罰ニ付セラレタル俘虜ニ對シ捕獲國軍内ニ行ハルル食糧制限ヲ罰ノ加重トシテ適用スルコトヲ得ヘシ

尤モ右ノ制限ハ罰セラレタル俘虜ノ健康狀態カ之ヲ許ス